

パブリックコメント募集用  
募集期間／10月11日～11月9日

# 寄居町公共施設等総合管理計画

(案)

平成28年10月

寄居町



# 目 次

<b>序章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
序-1 背景と目的 .....	1
序-2 対象範囲 .....	2
<b>第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し</b> .....	<b>4</b>
1-1 人口の現状と見通し .....	4
1-2 財政の状況と見通し .....	7
1-3 施設の保有状況 .....	8
1-4 老朽化の状況 .....	9
1-5 耐震化の状況 .....	10
1-6 施設の利用状況 .....	11
<b>第2章 将来の更新等費用について</b> .....	<b>12</b>
2-1 公共施設等の将来の更新等費用 .....	12
2-2 課題の整理 .....	14
<b>第3章 寄居町公共施設等マネジメント基本方針</b> .....	<b>15</b>
第1節 実施体制等 .....	15
1-1 計画期間 .....	15
1-2 実施体制 .....	15
第2節 全体方針 .....	16
2-1 公共施設等マネジメントの基本目標 .....	16
2-2 施設総量の適正化（方針1） .....	18
2-3 公共施設等の管理に関する基本的な方針 .....	18
(1) 点検・診断等の実施方針（方針2） .....	18
(2) 維持管理・更新等の実施方針（方針3） .....	20
(3) 耐震化の実施方針（方針4） .....	21
(4) 長寿命化の実施方針（方針5） .....	21
(5) 統廃合・複合化の実施方針（方針6） .....	22
(6) 廃止施設の活用と除却・売却等の実施方針（方針7） .....	24
(7) 適切な施設配置と民間活力の促進の方針（方針8） .....	25
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の方針（方針9） .....	26
第3節 個別方針 .....	27
3-1 施設類型ごとの管理に関する考え方 .....	27
3-2 建築物系施設 .....	27
(1) 町民文化系施設 .....	27
(2) 社会教育系施設 .....	29

(3) スポーツ・レクリエーション系施設	31
(4) 産業系施設	32
(5) 学校教育系施設	34
(6) 子育て支援施設	37
(7) 保健・福祉施設	39
(8) 行政系施設	41
(9) 公営住宅	43
(10) 公園	45
(11) 供給処理施設	46
(12) その他	48
3-3 インフラ資産	50
(1) 道路	50
(2) 橋りょう	50
(3) 上水道施設	50
(4) 下水道施設	51
(5) 公園	51
(6) 林道	51
(7) 農業集落排水	52
(8) 河川	52
<b>第4章 公共施設等マネジメントの推進の方針</b>	<b>53</b>
4-1 フォローアップの実施方針	53
4-2 財源確保の方針	54
(1) 基金の積み立て	54
(2) 国・県の補助制度等の活用	54
(3) 民間事業者との連携	54
(4) 施設等の有効活用	54
(5) 地元建材の活用	54
<b>資料編</b>	<b>55</b>
資料1 公共施設の将来更新等費用の試算条件	56
資料2 インフラ資産の将来の更新等費用の試算条件	57
(1) 道路	57
(2) 橋りょう	57
(3) 上水道	57
(4) 下水道	58
資料3 公共施設に関する町民アンケート調査結果（概要）	59
資料4 用語集	70

# 序章 はじめに

## 序-1 背景と目的

近年、我が国においては、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズが大きく変化していることにより、今後、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の利用需要が大きく変化していくことが想定される。これに加えて、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等は老朽化が進み、今後、更新等が必要な時期が迫ってきている。

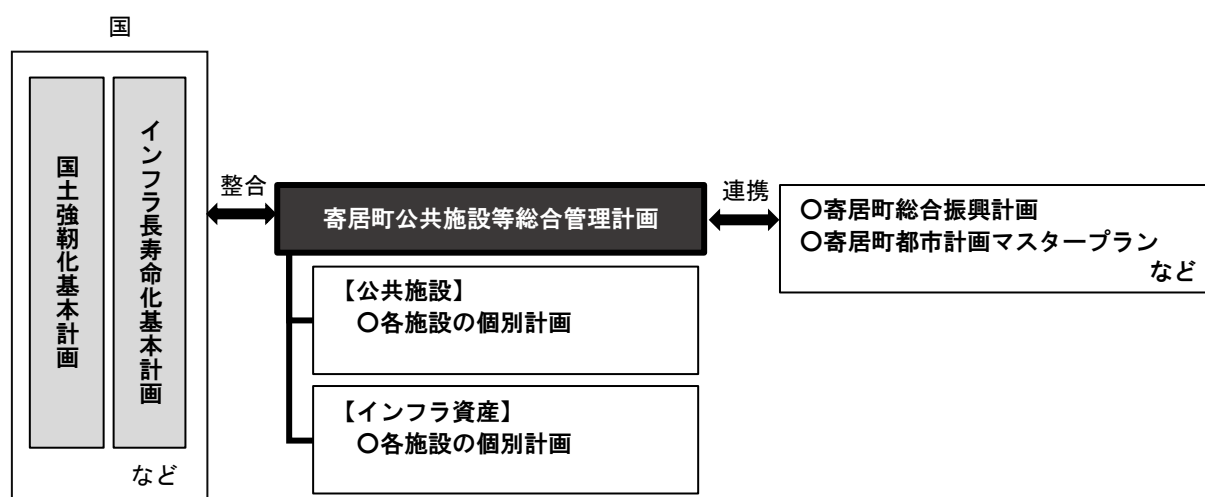
しかし、一方では、人口減少に伴う税収の伸び悩みや社会福祉関連経費の増大も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況が予測される。

このような状況の中、総務省は、2014（平成26）年4月に全国の自治体に対し「公共施設等総合管理計画の策定」要請を発出し、公共施設等の長期的な視点に立ったマネジメントを求めている。

この「寄居町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）は、公共施設等の現状や課題、将来の見通しについて、町民と情報・問題意識を共有しながら、長期的視点に立って町内の公共施設等の整備・更新等を計画的に進めていくための方針を定めるものである。さらに、「寄居町総合振興計画」「寄居町都市計画マスタープラン」などの町の関係計画との連携を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とする。

今後の個別施設の計画は、すべてこの「総合管理計画」に則して定められるものである。

図 序-1 本計画の位置づけ



## 序-2 対象範囲

対象範囲は、町有財産の物件に分類される以下の公共施設及びインフラ資産を対象とする。

図 序-2 対象範囲

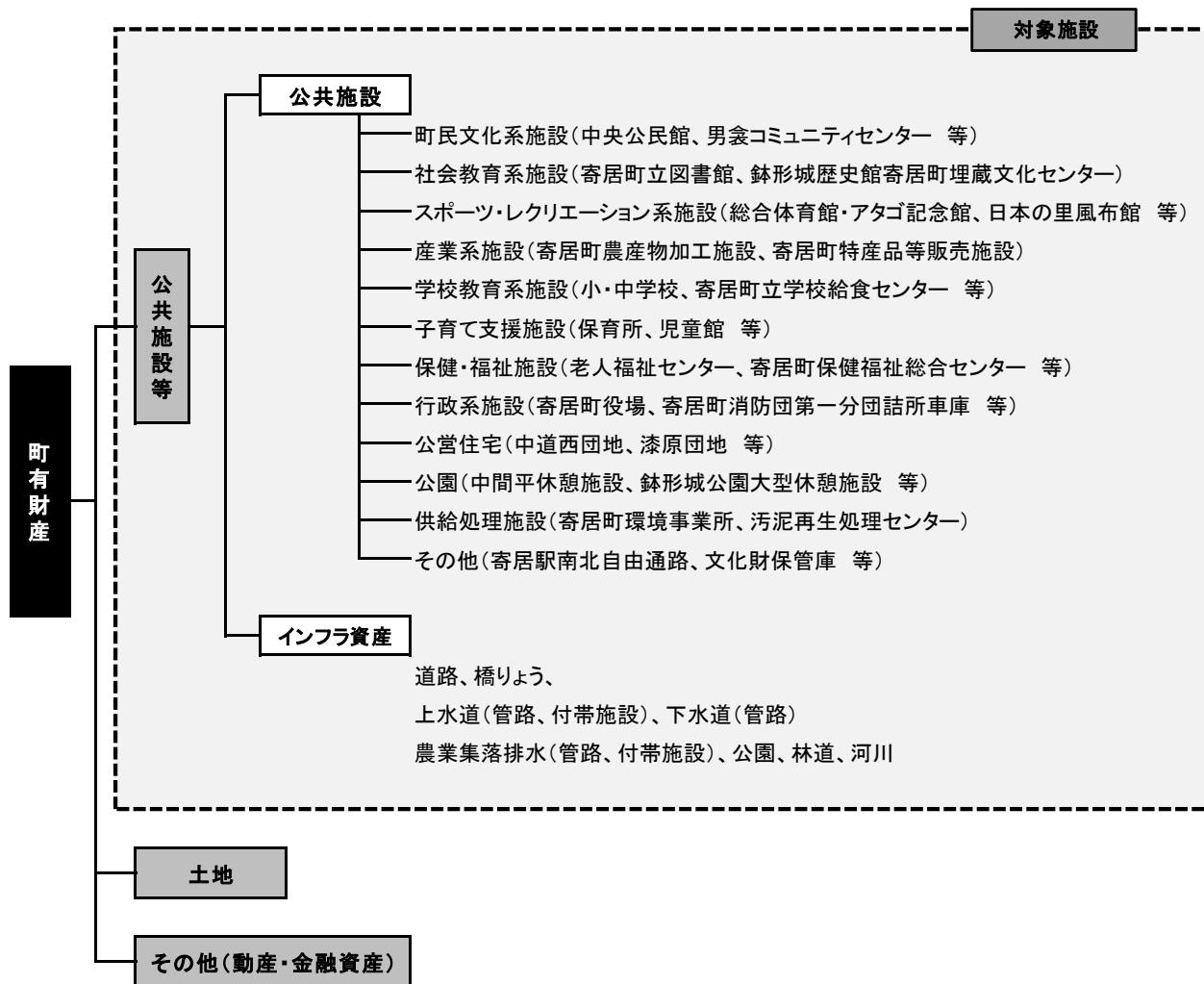


表 序-1 対象公共施設一覧

大分類	中分類	主な施設
町民文化系施設	公民館	中央公民館
	コミュニティセンター	桜沢コミュニティセンター、折原コミュニティセンター 用土コミュニティセンター、鉢形コミュニティセンター 西部コミュニティセンター、男衾コミュニティセンター
	集会所	寄居町用土コミュニティステーション、隣保館 寄居町鉢形財産区会館、寄居町農業ふれあいセンター 寄居町勤労福祉センター、立ヶ瀬集会所、用土集会所 用土第2集会所、寄居町生涯学舎、生涯学習拠点無腸庵
社会教育系施設	図書館	寄居町立図書館
	博物館	鉢形城歴史館寄居町埋蔵文化センター
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	弓道場、総合体育館・アタゴ記念館、カタクリ体育センター
	保養施設	日本の里風布館
産業系施設	産業系施設	寄居町農産物加工施設、寄居町特産品等販売施設
学校教育系施設	小学校	寄居小学校、桜沢小学校、鉢形小学校、折原小学校 男衾小学校、用土小学校
	中学校	寄居中学校、城南中学校、男衾中学校
	その他学校教育系施設	寄居町教育サポートセンター、適応指導教室（かわせみ教室） 寄居町立学校給食センター
子育て支援施設	保育所	男衾保育所、用土保育所、城南保育所、寄居保育所
	地域子育て支援拠点	子育て支援センター
	児童厚生施設	児童館
	放課後児童保育施設	寄居小学校区放課後児童保育施設（小学校校舎） 寄居小学校区放課後児童保育施設（小学校敷地内） 桜沢小学校区放課後児童保育施設 用土小学校区放課後児童保育施設 男衾小学校区放課後児童保育施設
保健・福祉施設	保健・福祉施設	寄居町保健福祉総合センター
	障害福祉施設	障害者交流センター
	高齢福祉施設	老人福祉センター、寄居町介護老人保健施設
行政系施設	町役場	寄居町役場
	分団詰所車庫	寄居町消防団第一分団詰所車庫、寄居町消防団第二分団詰所車庫 寄居町消防団第三分団詰所車庫、寄居町消防団第四分団詰所車庫 寄居町消防団第五分団詰所車庫、寄居町消防団第六分団詰所車庫 寄居町消防団第七分団詰所車庫
	その他行政系施設	寄居町役場男衾連絡所、寄居町役場用土連絡所 寄居町シルバー人材センター(旧森林研究所)
	消防施設	深谷市消防本部花園消防署寄居分署
公営住宅など	町営住宅	上の原団地、平倉団地、漆原団地、中道西団地、中道中団地
	町単住宅	栄町住宅、中道南団地
	その他住宅	旧あさひ銀行社宅
公園	公園	史跡鉢形城遺構の広場
	休憩施設	中間平休憩施設、中間平作業場、かわせみ広場多目的休憩舎 鉢形城公園大型休憩施設、鉢形城公園休憩施設
	トイレ	中間平公園、天沼公園トイレ、寄居運動公園トイレ
供給処理施設	その他供給処理施設	汚泥再生処理センター、寄居町環境事業所
その他	自由通路	寄居駅南北自由通路、桜沢駅自由通路、男衾駅東西自由通路
	トイレ	波久礼駅前観光トイレ、玉淀観光トイレ、岩崎観光トイレ 寄居駅北観光トイレ、寄居駅南観光トイレ かわせみ河原観光トイレ、桜沢駅公衆用トイレ 大正池観光トイレ、少林寺観光トイレ 善導寺観光トイレ、浄福寺観光トイレ、本曲輪観光トイレ 男衾駅東口トイレ、男衾駅西口トイレ
	その他	文化財保管庫、旧シルバー人材センター、体育館裏倉庫 かわせみ河原環境美化管理所、かわせみ河原ゴミ集積施設 文化財保管庫

※各コミュニティセンター及び寄居町勤労者福祉センターは、地域公民館としても位置づけられている。

# 第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

## 1-1 人口の現状と見通し

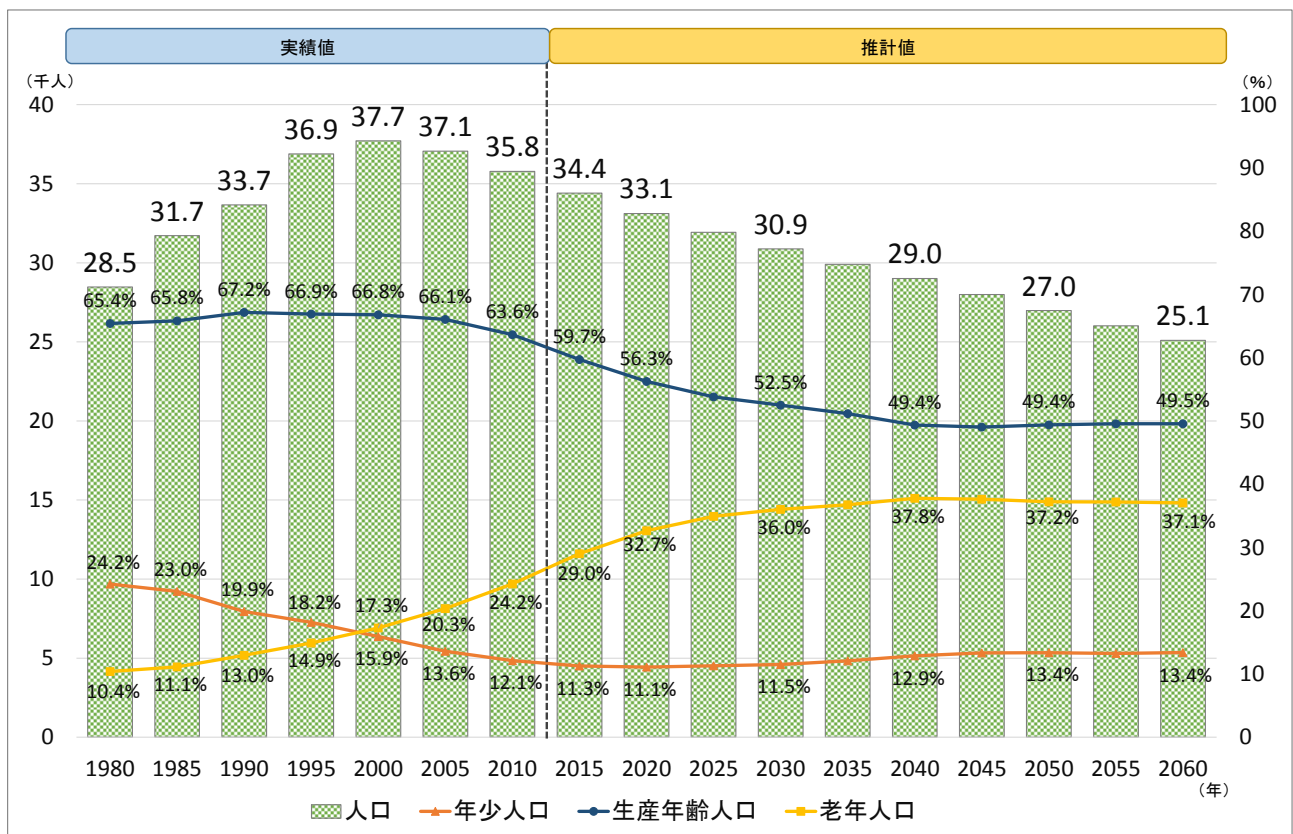
### ①総人口の現状と見通し

本町の総人口は2000（平成12）年の37,716人に達するまで増加が続いていたが、これをピークに2000年以降現在まで減少傾向にあり、今後もこの傾向が続いていく見通しである。

「寄居町人口ビジョン」に示す人口の将来展望によると、2060年には、約25,000人まで減少するものと予測され、ピーク時の約65%まで減少することとなる。

年齢3階層別人口の割合をみると、2010（平成22）年では、生産年齢人口は63.6%、老年人口は24.2%となっているが、2060年では生産年齢人口が49.5%まで減少し、一方で老年人口が37.1%まで増加するものと予測されており、将来的に高齢化がより一層進行する見通しとなっている。

図 1-1 人口の将来展望



出典：寄居町人口ビジョン

※年少人口：15歳未満の人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口、老年人口：65歳以上の人口

※人口の将来展望：国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく見通しでは、寄居町の人口は、2060年に約1万7千人まで減少する。人口の将来展望は、人口ビジョンで示す人口減少対策後の目標となる人口。

※四捨五入の関係で、データの合計が一致しない場合がある。



## ②地区別の現状と見通し

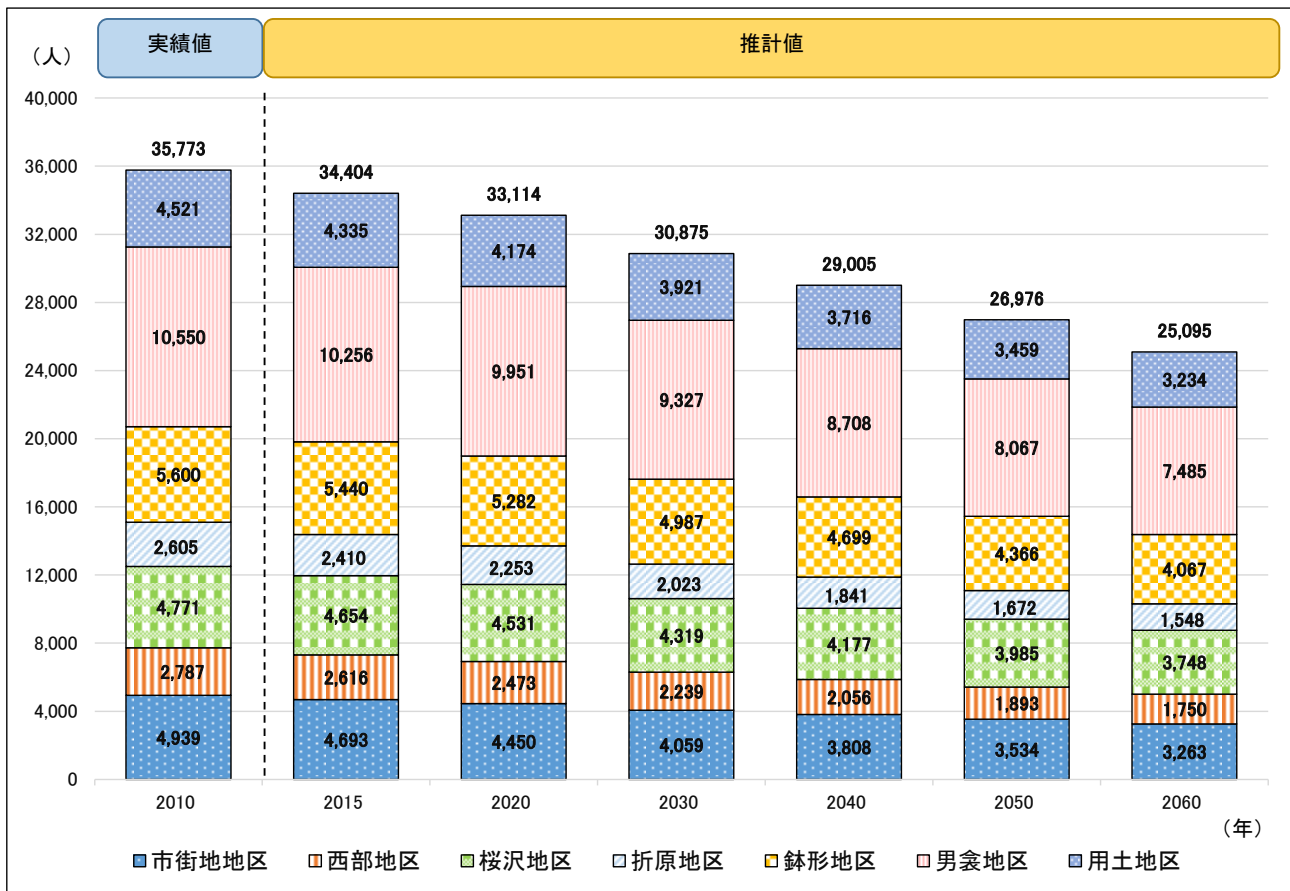
町内7地区ごとの人口の推移と見通しは以下に示すとおりである。

2010（平成22）年において最も人口が多いのは、男衾地区の10,550人であり、総人口の29.5%を占めている。また、最も少ないのは折原地区の2,605人で、総人口に占める割合は7.3%となっている。

コーホート要因法により2060年の地区別人口を推計すると、すべての地区で人口は減少する見通しとなっている。

特に折原地区、西部地区、市街地地区は30%以上減少する見通しとなっている。

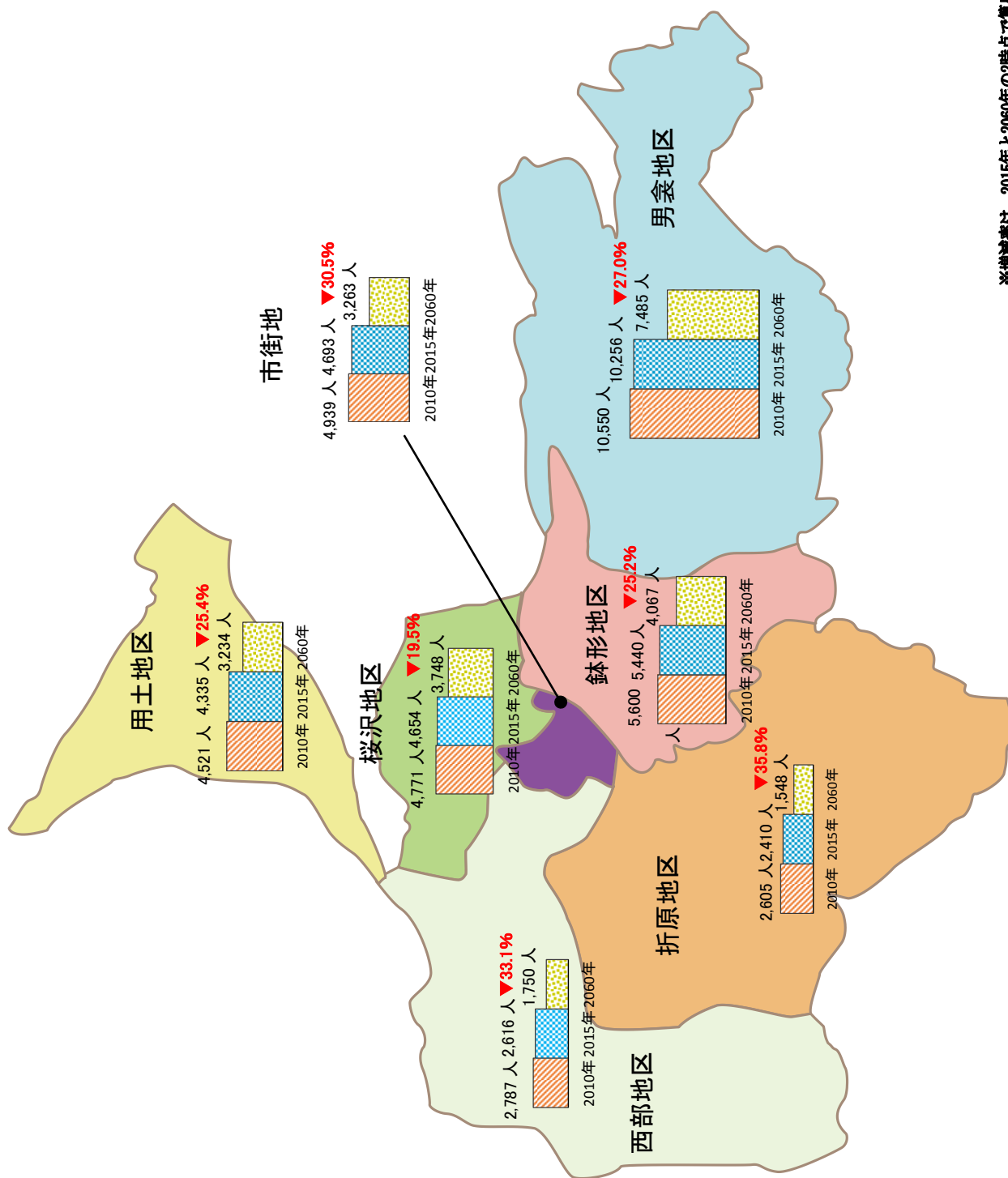
図 1-2 地区別人口の推移



資料：総合政策課

※コーホート要因法：各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法

図 1-3 地区別の将来人口の見通し



※増減率は、2015年と2060年の2時点で見出し

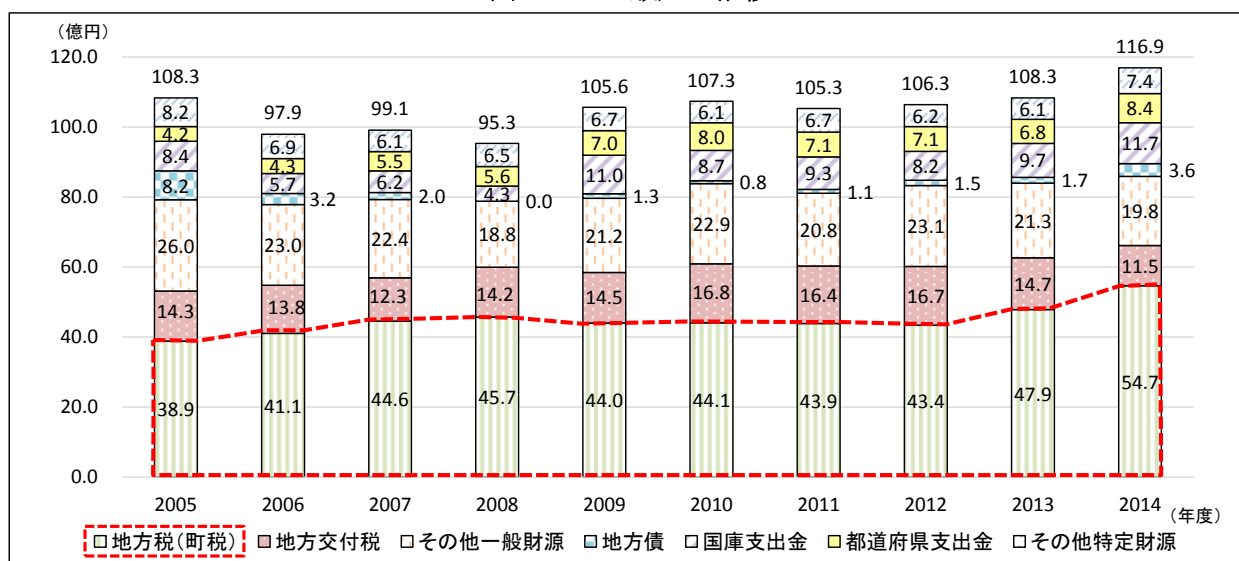
## 1-2 財政の状況と見通し

歳入のうち最も大きな割合を占める地方税（町税）については、2006（平成18）年度以降は40億円台で推移してきたが、大規模事業所の立地等の影響もあり、2014（平成26）年度には54.7億円に増収となっている。

しかしながら、今後は、高齢化の進行と生産年齢人口の減少等を踏まえると、地方税（町税）の大幅な増加は期待できず、今後、財源の確保が困難になることが想定される。

歳出の推移をみると、社会保障関係経費である扶助費の増加が顕著であり、2014年度では約21億円と2005（平成17）年度に比べて10年間で2倍以上となっている。今後も、高齢化等の進行により、扶助費は、増加傾向を示していくことが想定され、将来における財政の硬直化が懸念される。

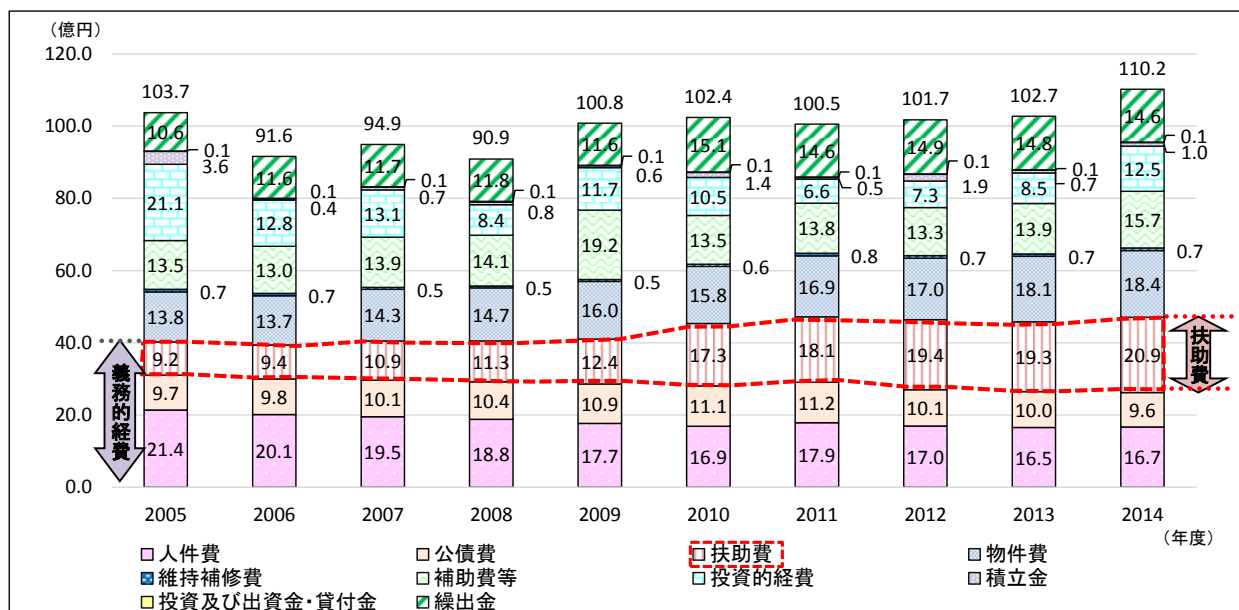
図 1-4 歳入の推移



※四捨五入の関係で、データの合計が一致しない場合がある。

資料：財務課

図 1-5 歳出の状況



※四捨五入の関係で、データの合計が一致しない場合がある。

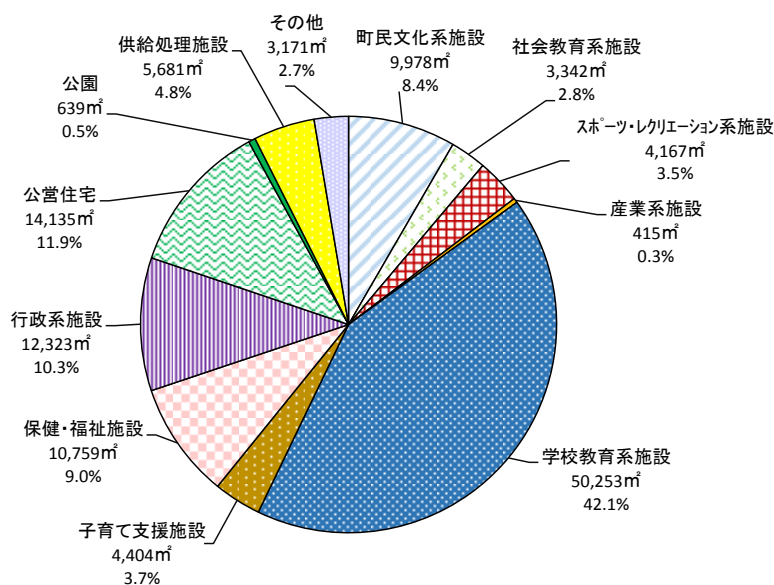
資料：財務課

### 1-3 施設の保有状況

本町の公共施設の保有数は106施設、延床面積の合計は119,267㎡となっている。延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が42.1%、次いで公営住宅が11.9%、行政系施設が10.3%となっている。

インフラ資産は、道路、橋りょう、上水道、下水道、公園、林道、農業集落排水、河川を保有している。

図 1-6 公共施設の施設分類別延床面積



(2014年度末時点。ただし、男衾駅東西自由通路等算入)

表 1-1 インフラ資産の保有状況

分類	種別	延長等
道路	一級町道	40,700 m
		320,892 ㎡
	二級町道	36,000 m
		213,671 ㎡
	自転車歩行者道	28,800 m
その他の町道	57,600 ㎡	
	計	670,400 m
		2,419,438 ㎡
		775,900 m
		3,011,601 ㎡
橋りょう	橋りょう	2,836 m
		14,490 ㎡
上水道	管路	212,019 m
	付帯施設	2,082 ㎡
下水道	管路	68,200 m
公園	公園	900,519 ㎡
林道	林道	7,805 m
		23,524 ㎡
農業集落排水	管路	35,127 m
	付帯施設	3 施設
		537 ㎡
河川	準用河川	3 本
		13,000 m

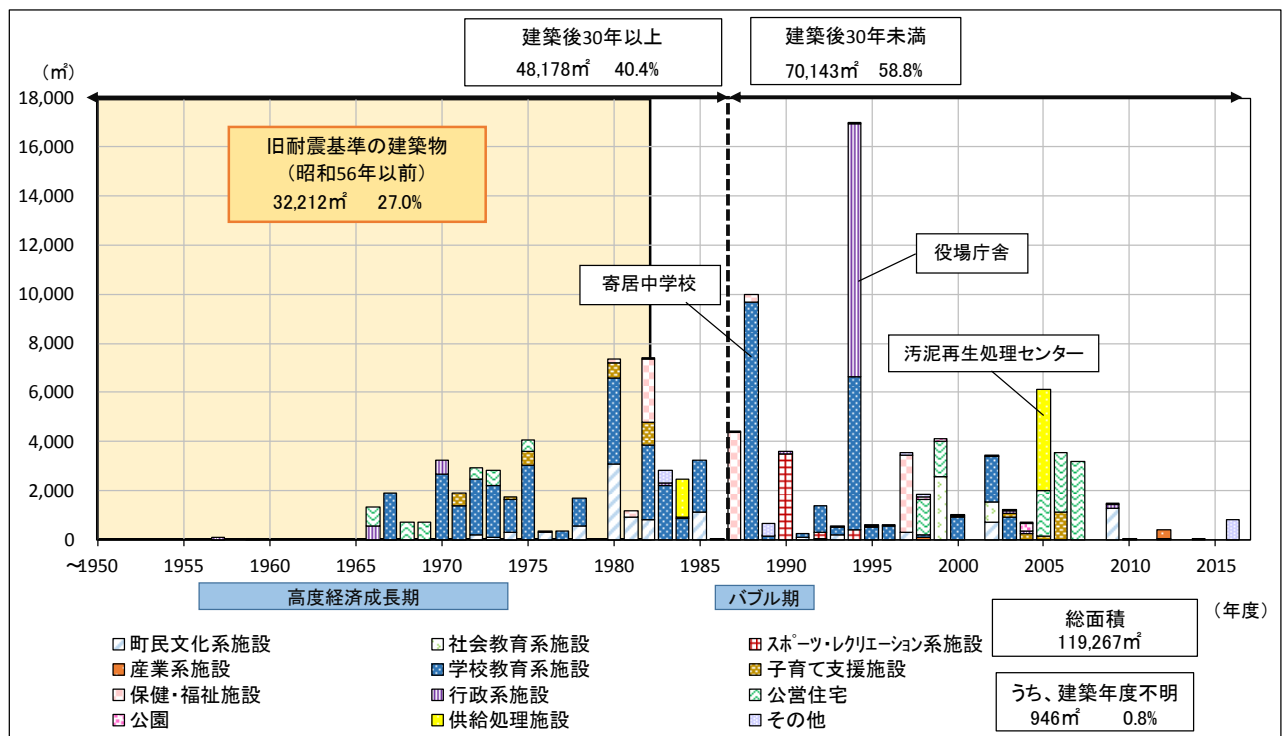
(2014年度末時点)

## 1-4 老朽化の状況

本町の公共施設は、人口が増加傾向にあった1980（昭和55）年以降に比較的多く建築されている。建築後30年以上経過している施設の延床面積の合計は48,178㎡であり、現在の公共施設全体の40.4%を占めている。

建築物は一般的に、建築後30年程度で大規模改修、60年程度で更新が必要とされており、今後はこれら公共施設の老朽化に対応していく必要がある。

図 1-7 公共施設の経過年別延床面積



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）では、日本建築学会発行「建築物の耐久計画に関する考え方」にて標準的な耐用年数とされている60年で更新を、また、建物附属設備及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修である建設後30年を大規模改修と定義

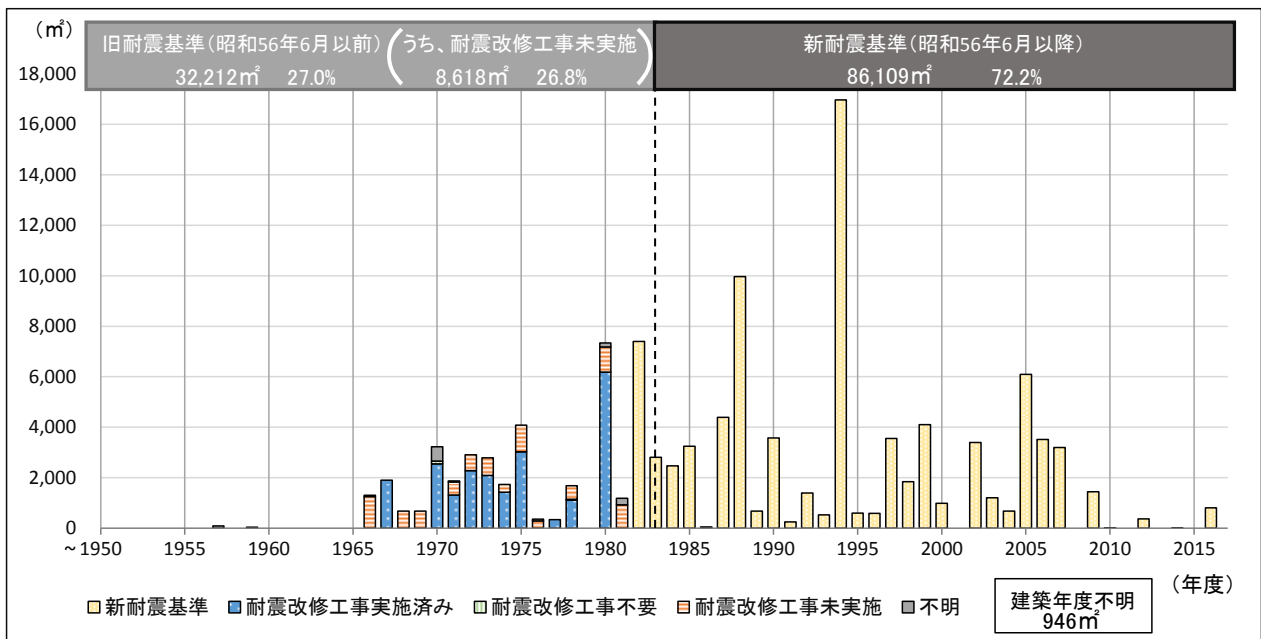
## 1-5 耐震化の状況

新耐震基準の公共施設の延床面積は、86,109 m<sup>2</sup>であり、72.2%を占めている。

旧耐震基準の公共施設の延床面積は、32,212 m<sup>2</sup>であり、27.0%を占めている。そのうち26.8%（全体割合では7.2%）に当たる8,618 m<sup>2</sup>については耐震改修工事未実施となっている。

耐震化の状況を施設分類別にみると、耐震改修工事未実施の割合が多い分類は子育て支援施設が38.2%、旧あさひ銀行社宅等含む公営住宅が26.9%、町民文化系施設が26.9%となっている。

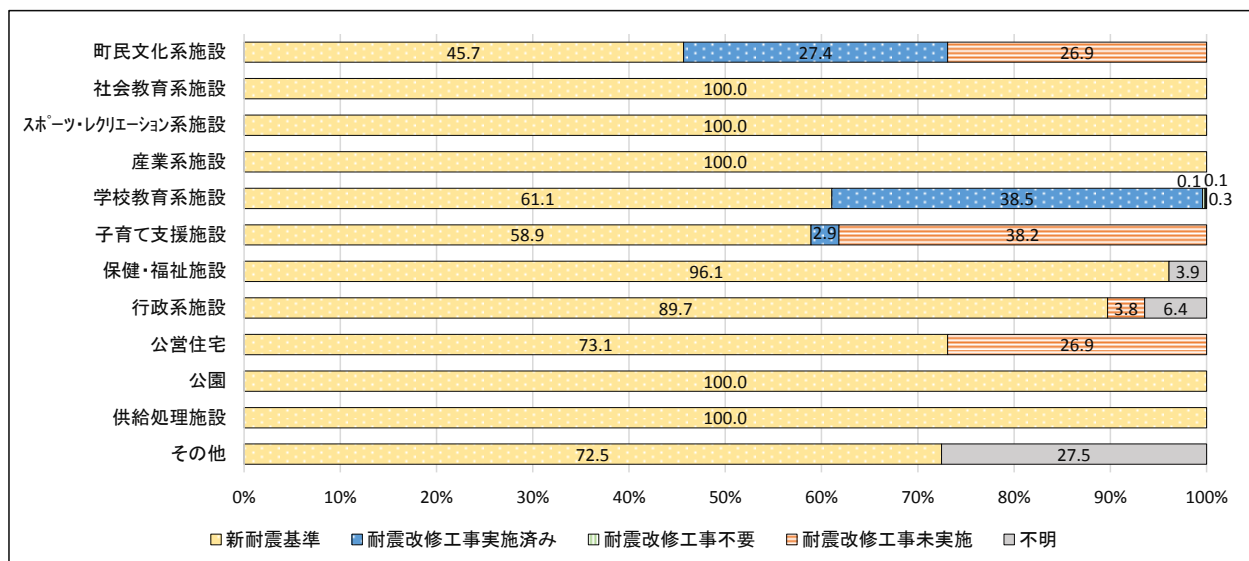
図 1-8 建築年度別の耐震改修状況



※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年5月31日までの建築確認において適用されていた基準

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準

図 1-9 施設分類別の耐震改修状況



※端数処理の関係で合計値が100%にならない場合があります。

## 1-6 施設の利用状況

施設分類別の利用者の状況をみると、分類ごとの差はあるものの、2012（平成24）年度から2014（平成26）年度の3か年に掛けて、概ね横ばいで推移している。

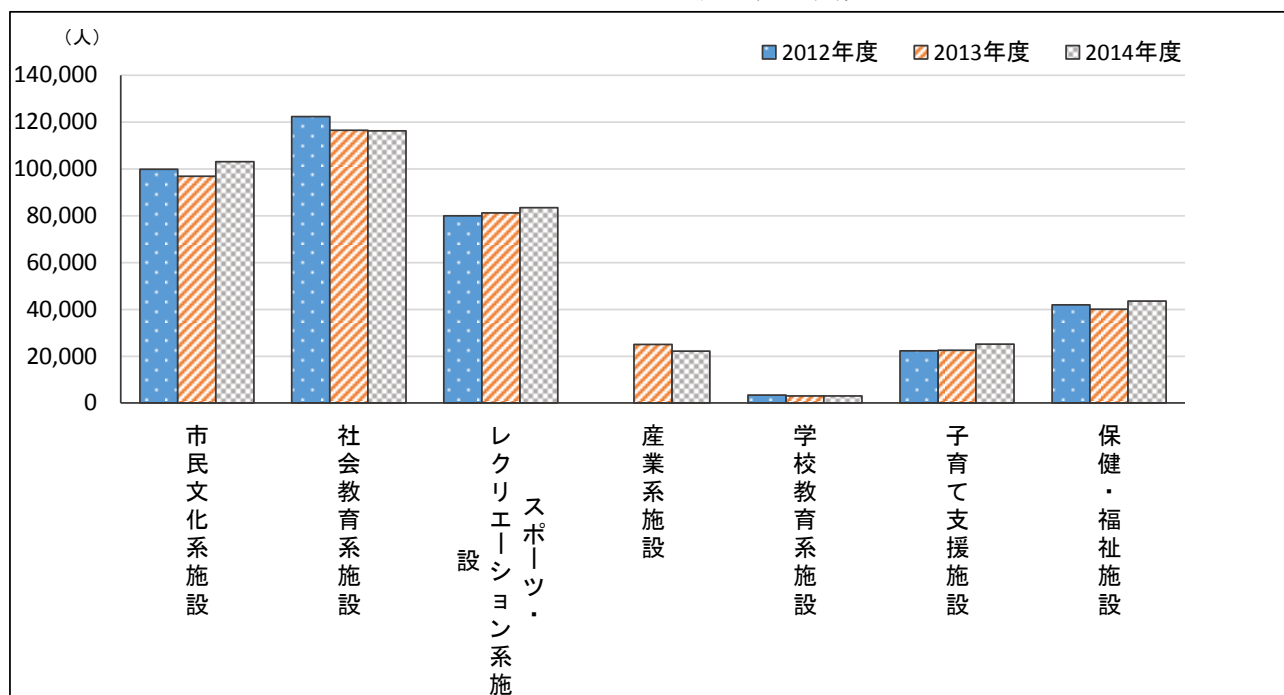
社会教育系施設、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設では年間を通して多くの町民に利用されており、また、スポーツ・レクリエーション系施設、子育て支援施設は増加傾向となっている。一方で、少子化の影響もあり、学校教育系施設は減少傾向となっている。

表 1-2 公共施設の利用者数

施設分類	利用者数(人)		
	2012年度	2013年度	2014年度
町民文化系施設 (中央公民館、鉢形財産区会館等)	99,791	96,824	103,058
社会教育系施設 (寄居町立図書館、鉢形城歴史館)	122,342	116,505	116,254
スポーツ・レクリエーション系施設 (総合体育館、日本の里風布館等)	79,948	81,211	83,406
産業系施設 (寄居町農産物加工施設)※来客数	0	25,015	22,132
学校教育系施設 (小・中学校、適応指導教室等)	3,400	3,032	2,991
子育て支援施設 (児童館、子育て支援センター等)	22,293	22,589	25,192
保健・福祉施設 (老人福祉センター等)	41,978	40,077	43,588
合計	369,752	385,253	396,621

資料：各施設所管課

図 1-10 公共施設の利用者数



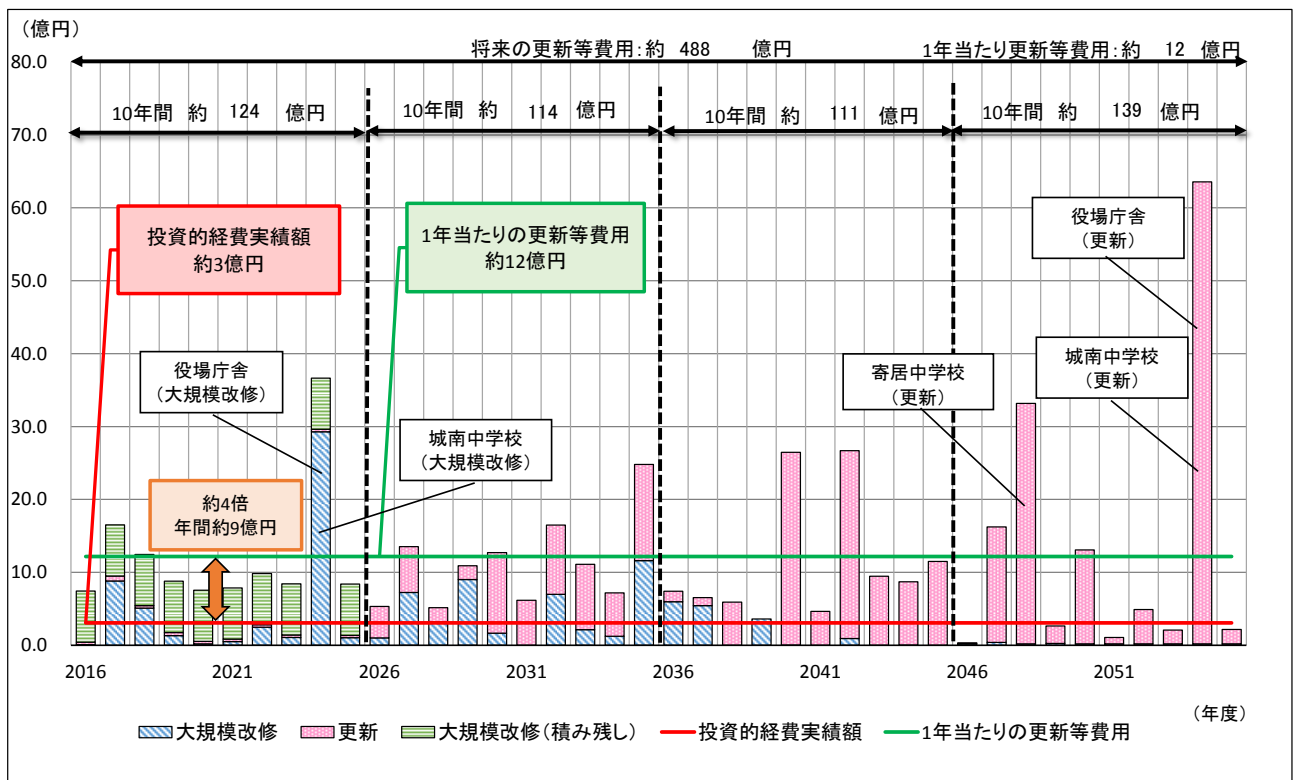
## 第2章 将来の更新等費用について

### 2-1 公共施設等の将来の更新等費用

#### ①公共施設の将来の更新等費用の見通し

2016（平成28）年度から2055年度までの40年間に、公共施設の更新等にかかる費用の合計は約488億円で、年平均では約12億円と推計される。1年あたりの更新等費用は投資的経費額（2010年から2014年までの5カ年平均）の約3億円に比べて約4倍の費用が必要と予測される。

図 2-1 公共施設の将来の更新等費用の推計



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算

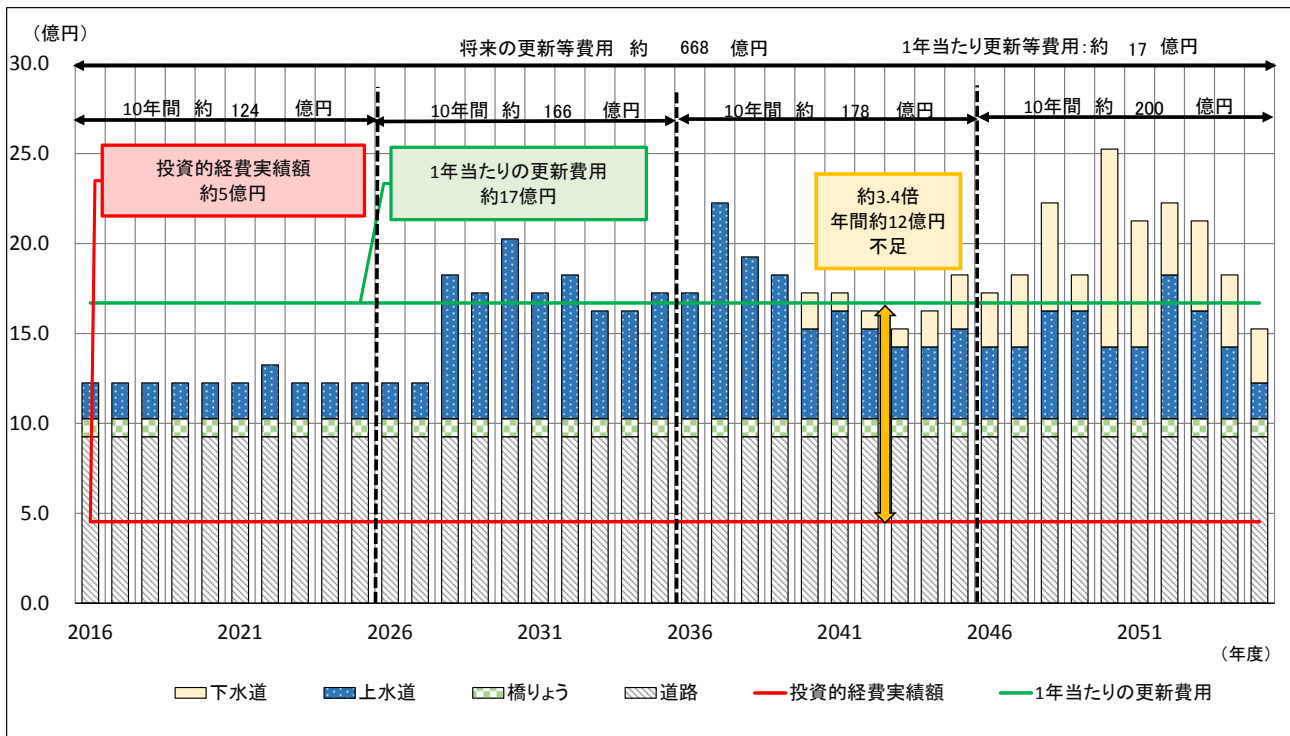
※投資的経費実績額：投資的経費のうち既存更新分であり、2010年度から2014年度の5カ年平均



## ②インフラ資産の将来の更新等費用の見通し

2016（平成28）年度から2055年度までの40年間に、インフラ資産の更新等にかかる費用の合計は約668億円で、年平均では約17億円と推計される。1年あたりの更新等費用は、投資的経費額（2010年から2014年までの5ヵ年平均）の約5億円に比べて約3.4倍の費用が必要と予測される。

図 2-2 インフラ資産の将来の更新等費用の推計



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算

※「公共施設等更新費用試算ソフト」では、農業集落排水、公園、林道、河川は対象としていない

※投資的経費実績額：投資的経費のうち既存更新分であり、2010年度から2014年度の5ヵ年平均

## 2-2 課題の整理

### ■人口等の今後の見通しからみた課題

本町の総人口は2000(平成12)年の37,716人をピークに、これ以降は減少傾向にある。人口の将来展望によると2060年には約25,000人まで減少するものと予測されており、ピーク時(2000年)の約65%まで減少することとなる。

年齢3階層別人口割合は、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、今後も引き続き少子高齢化が進行し、2060年の老年人口比率は約37%になるものと予測される。

そのため、人口減少及び少子高齢化の進行による人口構造の変化を踏まえ、住民のニーズに対応した公共施設の供給や、利用者の属性に応じた機能の維持・向上のあり方を検討する必要がある。

### ■財政状況からみた課題

歳入をみると、大規模事業所が立地したこともあり、税収は安定している状況にあるといえる。しかし、歳出では義務的経費のうち扶助費の増加が顕著となっており、今後も高齢化等の進行に伴う扶助費の更なる増加が想定され、投資的経費や維持管理費に充当される財源の確保は厳しくなることが懸念される。

そのため、今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかる費用の全体的な抑制とともに、必要となる財源の確保に向けて検討する必要がある。

### ■施設の現状からみた課題

本町の公共施設(建築物)において、建築後30年以上経過している施設は公共施設全体の約4割を占めており、公共施設(建築物)の老朽化に伴う機能の低下が懸念される状況である。

そのため、安定した住民サービスの提供や、施設の安全性を確保するための適切な維持管理が必要となっている。

2016(平成28)年度から2055年度までの40年間に施設の更新等にかかる費用は、公共施設の総額が約488億円で年平均では約12億円、インフラ資産の総額は約668億円で年間約17億円と推計され、いずれも現在の投資的経費実績額を大きく上回るものである。

そのため、現状の公共施設等をそのまま維持していく場合、投資的経費が大幅に増加してしまうことから、施設の老朽度や利用状況を踏まえながら、効率的な施設の維持管理・運営や、将来を見据えた適正な公共施設の規模や配置を検討する必要がある。

## 第3章 寄居町公共施設等マネジメント基本方針

### 第1節 実施体制等

#### 1-1 計画期間

計画期間は、公共施設等の維持管理・更新等費用を長期的な視点で見据えるため、2016（平成28）年度から2055年度までの40年間として基本的な方針を示す。なお、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などの状況の変化に応じて適宜見直しを行っていく。

#### 1-2 実施体制

2016（平成28）年度以降の計画の進捗管理については、寄居町行政改革推進本部及び寄居町公共施設等アセットマネジメント推進会議により全体を一元的に管理していく。

なお、2016年度以降、個別計画の策定が済んでいるものについては、既存の計画に基づき、個別計画未策定の場合は実施計画（施設類型ごとの計画）を策定し、個別に具体的な施設のマネジメントを実施していく。

## 第2節 全体方針

### 2-1 公共施設等マネジメントの基本目標

前述した課題及び、公共施設に関する町民アンケート調査結果（巻末資料）を踏まえ、本町における公共施設等マネジメントの基本目標を以下のとおり設定する。

#### ①「人口等の今後の見通しからみた課題」への対応

##### 基本目標1：施設の機能の維持・向上を目指す

- 今後も安定した公共サービスを提供し続けるため、現在の機能を維持していくとともに、町民や地域のニーズの変化に対応するため、施設の質の向上を図る。
- 新たな町民ニーズに対しては、新設を前提とせず、集約化・複合化などにより、機能の充実や見直しを行う。

#### ②「財政状況からみた課題」への対応

##### 基本目標2：施設の総量の適正化・コストの最適化を目指す

- 機能が重複または類似する公共施設の利用状況や将来の人口動向等を踏まえ、公共施設の集約化・複合化、廃止などにより、総量の適正化を図り、コストの最適化を図る。
- 今後も維持し続ける施設は、より効率的な維持管理・活用の工夫により、コストの最適化を図る。

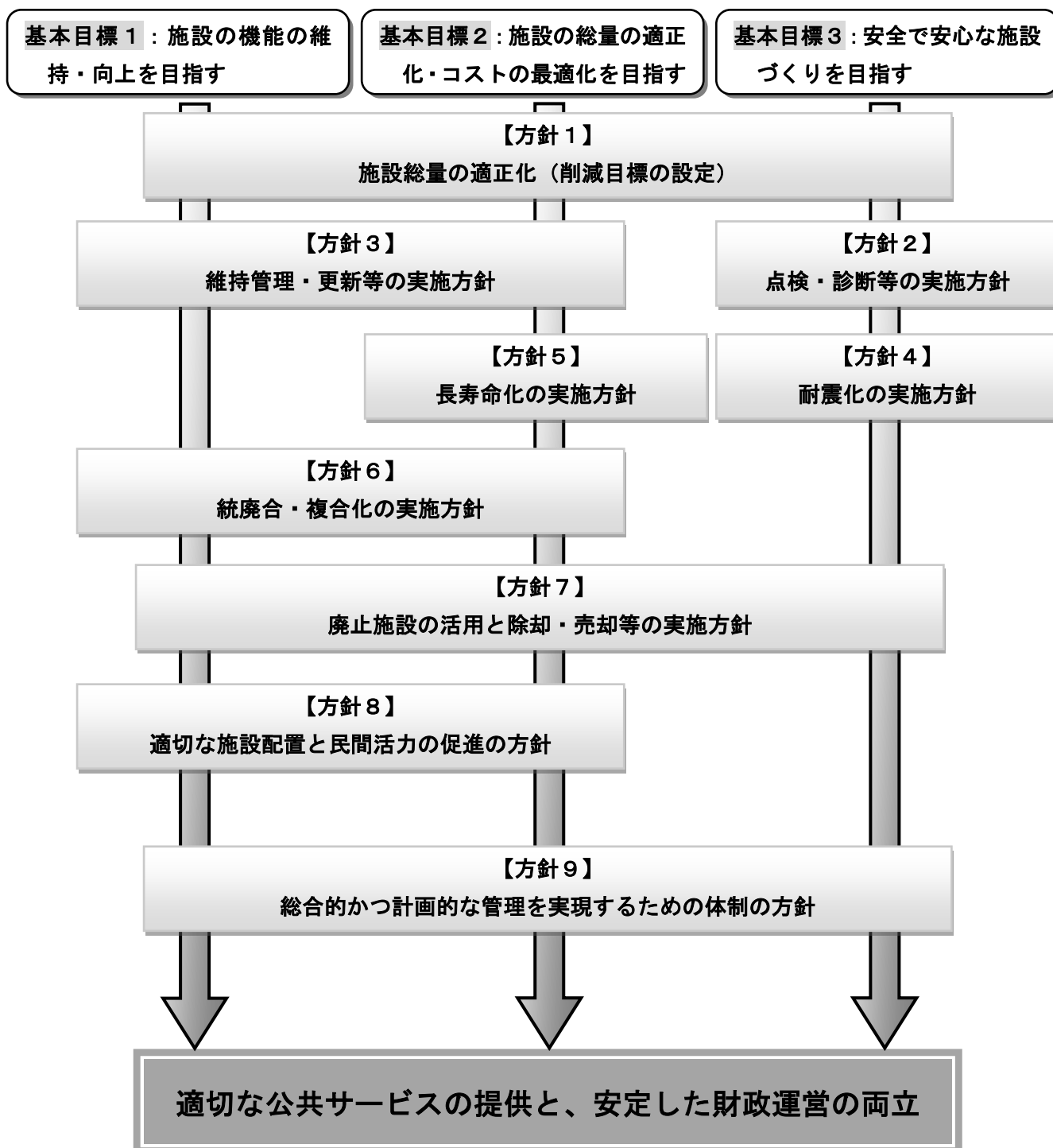
#### ③「施設の現状からみた課題」への対応

##### 基本目標3：安全で安心な施設づくりを目指す

- 安全で安心して利用できる施設を提供していくため、耐震化の促進や維持管理の徹底などにより、計画的に保全や改修等を行う「予防保全型」への転換と、施設の長期利用の促進を図る。

以上、基本目標の実現を目指すための公共施設等マネジメントの基本的な方針を以下のとおり設定し、その体系を示す。

図 3-1 基本目標と方針の体系



## 2-2 施設総量の適正化（方針1）

現在の施設更新等費用ベースで推計すると、現状のすべての施設の更新等を実施していく場合、年間当たり約9億円の財源が不足し、必要な更新等をできないことが懸念される。

施設の更新等の際には、長寿命化の手法や従来型の事後保全方式から予防保全方式への移行等により、施設更新等に係る単価を抑制する取り組みを行うことで、極力、施設更新等の単価を抑えることに努める。

しかしながら、そのような取り組みによっても、現状の施設総量を維持することは現実的に不可能であるため、現在、3.50㎡となっている町民1人あたりの延床面積を、40年後には全国平均の3.22㎡にすることを目指し、

建物等の総量を、延床面積を基準として今後40年間で33%削減する。

## 2-3 公共施設等の管理に関する基本的な方針

### （1）点検・診断等の実施方針（方針2）

公共施設等は、住民等ニーズの変化や厳しい財政状況が予測される中であっても、効率的かつ効果的な運用により、住民等へのサービスの質を維持・向上しつつ、安全で安心して利用できる施設を提供していく必要がある。また、近年、庁舎や体育館などの公共施設やトンネルなどのインフラ資産の老朽化に起因する事故が発生しており、安全性の確保が喫緊の課題となっている。

そのため、持続的に安全性が確保されるよう点検・診断を継続的に行うとともに、点検・診断結果に基づく適切なメンテナンスを行っていく必要がある。

そこで、点検・診断等の方針を以下のとおり定める。

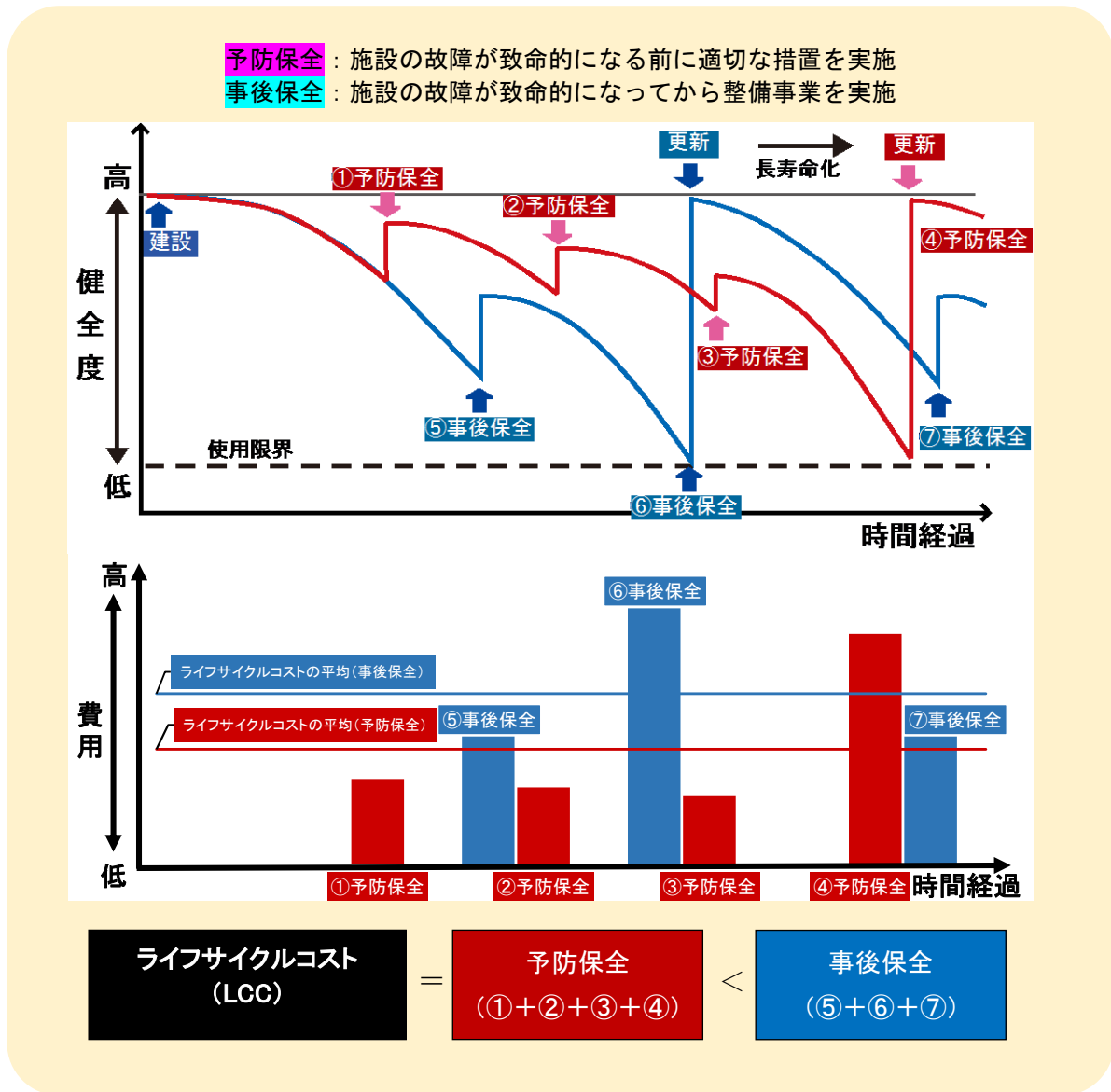
#### 【公共施設】

- 建築物や施設の老朽化に伴う機能の低下を未然に防止するため、施設管理者による点検・診断の実施を徹底し、安全性の確保を継続する。
- 点検・診断にあたっては、日常の「自主点検」と「定期点検・法定点検」を組み合わせることで実施することにより、施設や設備の機能を適正に維持していく。
- 点検・診断の基本的な事項については、寄居町公共施設等アセットマネジメント推進会議にて調査・研究を行い、効率的かつ適正な点検・診断が実施できるよう取り組む。
- 適正な点検・診断を施すことにより、損傷や故障の発生に伴い改修等を行う「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」に転換し、計画的な保全を目指す。

## 【インフラ資産】

- 点検・診断を施すことにより、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図る。
- 点検・診断により各施設の劣化や損傷状況等を把握し、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）を構築し、継続的に取り組んでいく。

図 3-2 予防保全と事後保全の比較



## (2) 維持管理・更新等の実施方針（方針3）

緊縮財政の中で、できるだけ施設の新規整備の抑制に努めていくとともに、既存の公共施設の効率的な維持管理と適切な時期に改修等を実施することで、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図っていく必要がある。

また、更新時期を迎える施設については、社会情勢や住民等ニーズの変化、類似施設の立地動向、サービスの形態からの統廃合等の可能性など、様々な条件を考慮して、施設のあり方を検討していく必要がある。

そこで、維持管理・更新等の方針を以下のとおり定める。

### 【公共施設】

- 各施設における部位・部材等の改修等の周期や点検・診断の結果を踏まえ、適切な時期に改修等を実施することにより機能の維持を図る。
- 点検・診断等により危険性が認められた施設については、利用状況や町民のニーズ、類似施設の立地状況等を踏まえ、更新等または解体等、適正な施設のあり方を検討する。
- これまで新規整備に充てていた財源を今後、新たな施設の整備に充てることは困難となることが想定されるため、施設の更新や新規整備は、極力、抑制に努める。
- 更新や新規整備を行う場合は、機能の複合化や減築を原則とし、人口の動向や住民等ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ適正な規模を検討するとともに、効率的な施設配置を目指す。また、スケルトンインフィル工法を取り入れて転用のしやすい構造とするなど、整備後のフレキシブルな利活用を目指す。
- 施設の更新等に当たっては、外見やデザインより機能性や効率性を重視するものとし、省エネ対応機器の導入等により、トータルコストの縮減を目指す。また、避難所等の防災拠点を中心に、施設の更新等に合わせ、非常時には住民等の避難用に、平時には教育や観光にも活用できるWi-Fiの整備を検討する。
- 民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や行政サービスの向上を図る。

### 【インフラ資産】

- 費用対効果や経済波及効果を考慮するとともに、リスクベースメンテナンスの考え方を活用した優先順位を定めるなど、効果的・計画的に新設及び更新、維持保全を実施する。
- 施設の整備や更新に当たっては、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図る。



### (3) 耐震化の実施方針（方針4）

公共施設等は、平常時の安全性の確保だけでなく、災害等の非常時における拠点施設や避難路・緩衝帯、上水の供給や排水の処理などの機能を維持、確保することが求められる。

そこで、施設の耐震化の方針を以下のとおり定める。

#### 【公共施設】

- 耐震診断が未実施である施設については、施設の今後のあり方を踏まえたうえで、計画的に耐震診断を実施する。
- 耐震性を満たしていない施設については、施設の耐用年数や老朽度を勘案のうえ、更新または耐震化の判断を早急に行い、計画的に耐震改修を実施する。

#### 【インフラ資産】

- 利用者の安全性確保や安定した供給が行われるよう、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき耐震化を進める。

### (4) 長寿命化の実施方針（方針5）

施設の長寿命化は、既存施設を長持ちさせることで更新費用を抑制し、ライフサイクルコストを削減できる取組である。しかし、長寿命化のために実施した改修等が多額になる場合などについては、長寿命化が逆にトータルコストを増大させてしまう場合も考えられる。

そこで、原則として、他の方法と比較し、ライフサイクルコストの縮減が見込める場合に長寿命化を実施するものとし、その方針を以下のとおり定める。

#### 【公共施設】

- 建築後 30 年を経過している施設については、劣化診断を実施するとともに、診断結果を踏まえて大規模改修時に長寿命化を併せて実施することで、ライフサイクルコストの軽減を図る。
- 建築後 30 年未満の施設についても、点検・診断の結果を踏まえて、予防保全型の改修等を行うとともに、改修等を計画的に実施することにより長寿命化を図り、施設の機能低下を抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指す。また、複数の施設が同時に更新時期を迎えて更新費用が集中することを回避するため、年次計画を策定して、適正な費用の確保を図る。

#### 【インフラ資産】

- インフラ資産のうち、長寿命化に関する個別計画の策定が済んでいるものについては、既存の計画に基づき長寿命化等を進める。
- 今後、新たに策定する個別計画については、本計画における方針との整合を図るものとし、計画に基づき長寿命化等を進める。

## (5) 統廃合・複合化の実施方針（方針6）

施設総量の適正化で目標設定した「今後 40 年間で 33%の延べ床面積を削減する」ためには、公共施設の統廃合、複合化による延床面積の圧縮は避けることができない。しかし、単に施設の削減や縮小するだけでなく、集約化・複合化された施設のハード・ソフトの両面におけるサービスの向上を図る視点が不可欠である。

そこで、統廃合・複合化の推進方針を以下のとおり定める。

### 【公共施設】

- 人口動向や財政状況等を踏まえ、必要な公共サービスの水準を維持していくため、施設の更新時等において施設の集約化、複合化を含めた統廃合の可能性を検討する。
- 施設の利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件などにより施設評価を実施するとともに、町民意向やまちづくりの視点も踏まえ、施設の再編を検討する。
- 統廃合・複合化に際しては、総量適正化の観点から延床面積圧縮のため、原則、既存施設と同等面積以下とすることとし、また、既存の空きスペースの有効活用などに留意する。

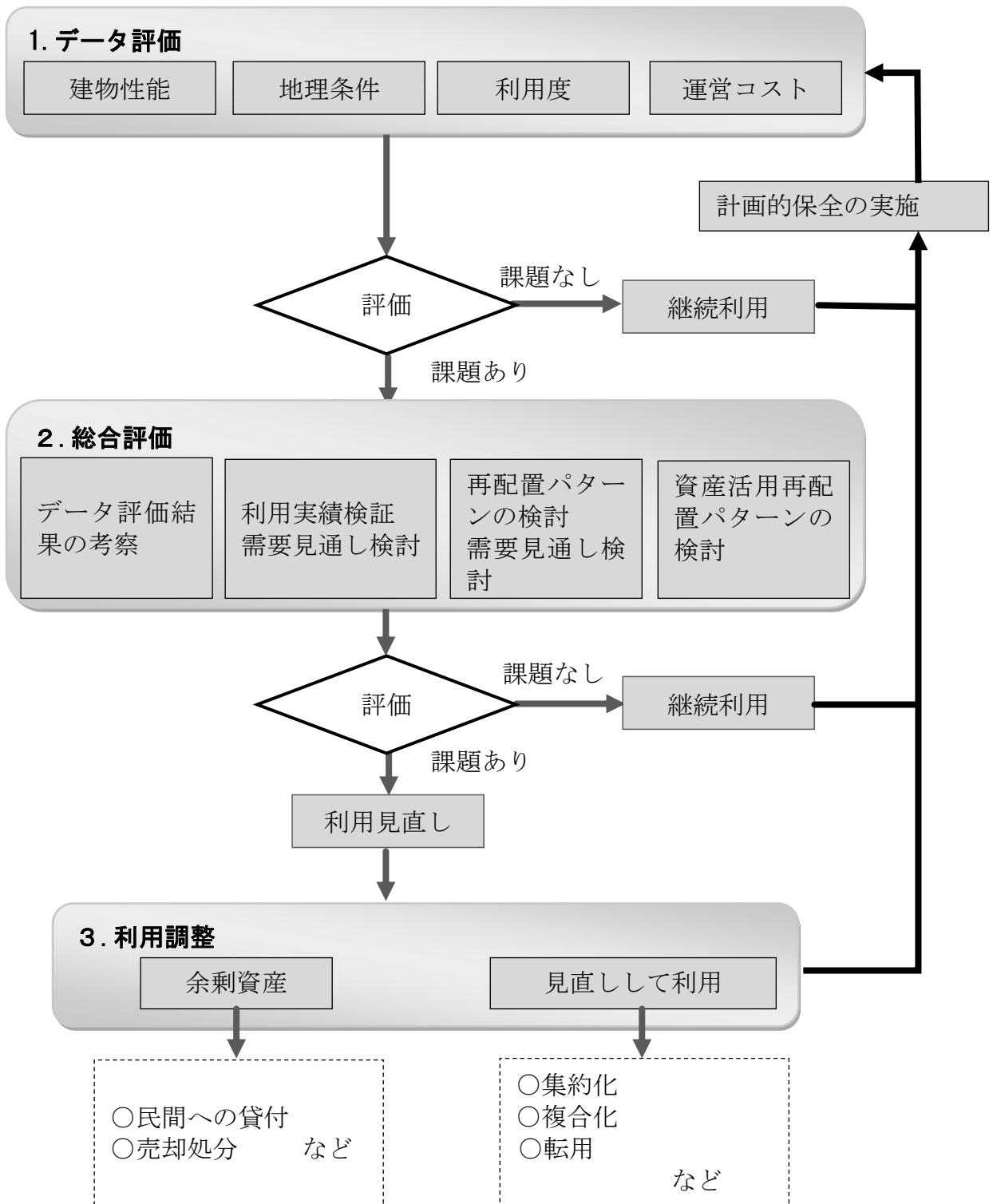
図 3-3 集約化、複合化のイメージ

方法	内容	イメージ
集約化	町民ニーズや利用状況等を踏まえ、同種の用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	
複合化	施設の利用状況や需要見通しを踏まえ、余剰・余裕スペースについて、周辺の異種用途施設と複合	

### 【インフラ資産】

- 今後の社会・経済情勢の変化や町民のニーズ、財政状況を踏まえ、必要に応じて適正な供給を図る。

図 3-4 施設評価の実施スキーム (案)



## (6) 廃止施設の活用と除却・売却等の実施方針（方針7）

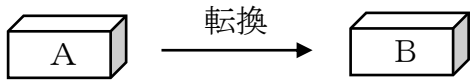
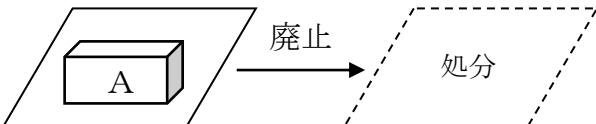
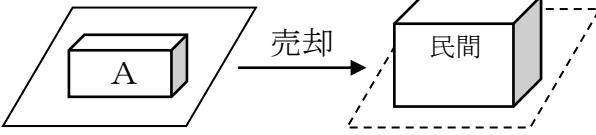
全く使用しない施設を存続させることは、防犯・防火上の管理の必要や敷地の定期除草など、金額の大小に関わらず経費を払い続けることとなる。一方で、跡地を売却し、民間等によって活用されることにより、町民の利便性の向上や、町には固定資産税等の歳入の増加が期待できる。施設を除却するには建物解体などに費用がかかるのも事実であるが、長期的視点に立って、跡地の活用を積極的に推進すべきである。

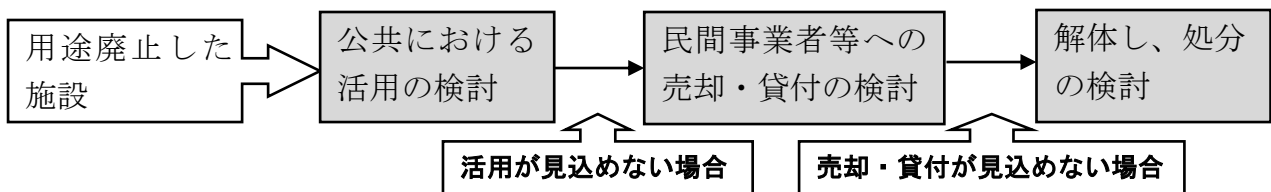
そこで廃止施設の除却と売却についての方針を以下のとおり定める。

### 【公共施設】

- 将来的に利用が見込めない施設は、人口構成の変動や財政状況等を踏まえ、客観的な視点から保有の必要性を検討し、施設を維持するための財政負担の縮減を図る。
- 施設の廃止により生じる跡地は、売却等の処分により、将来的に維持していく施設の維持管理・整備費用のための財源確保として活用する。

図 3-5 廃止した施設、用地の検討の流れ

方法	内容	イメージ
機能の転換 (活用)	機能を取りやめた施設に他の機能に転換を図り、施設を有効活用	
廃止	機能移転後、安全性が確保できない施設、今後も利用見込みのない施設は廃止	
売却	集約化・複合化や廃止により遊休資産となった施設、跡地等を売却	



### 【インフラ資産】

- 今後の社会・経済情勢及び町民のニーズや人口分布の状況などを踏まえ、インフラ資産ごとに、新設や集約化などを含めた整備計画を見直し、段階的に進めていく。

## (7) 適切な施設配置と民間活力の促進の方針（方針8）

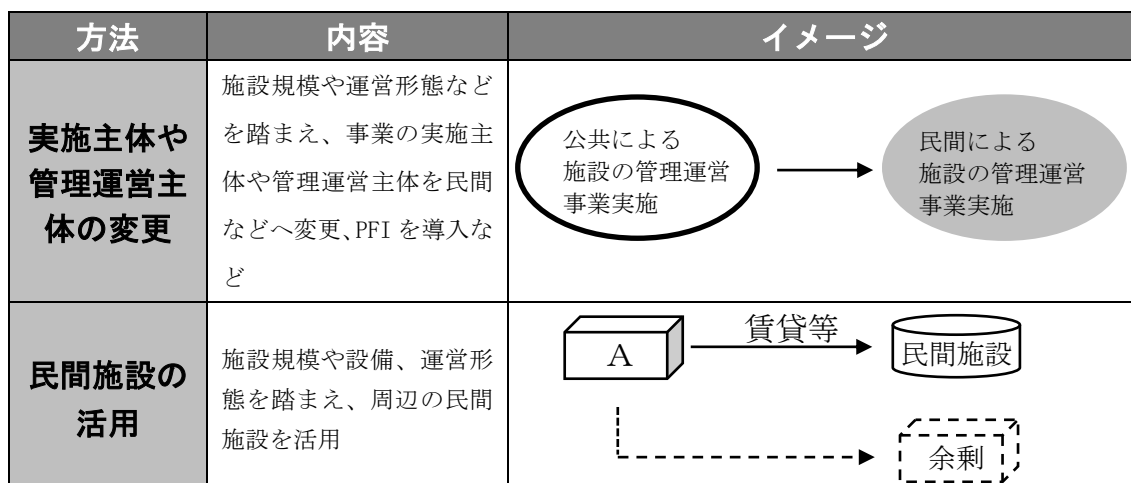
今後は施設の「量」を維持するのではなく、サービス水準の「質」の維持・向上を図っていくことが重要である。

そこで、更新等や統廃合により適切な施設配置を進めるとともに、民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入し、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の維持・向上を目指すものとし、その方針を以下のとおり定める。

### 【公共施設】

- 民間施設や近隣自治体の公共施設など、類似するサービスを有する施設については、その活用の充実と拡大を検討する。
- 民間のノウハウの活用により安価で質の高い公共サービスの提供が期待できる施設については、指定管理者制度やPFIなどの手法の積極的な導入を検討する。

図 3-6 民間のノウハウの活用イメージ



### 【インフラ資産】

- 道路の新設や拡幅については、地域や町民等の安全上やむを得ないものを除き、極力抑制するものとする。
- インフラ資産ごとに定められる法制度に基づいた適正な手法による、管理の民間委託や指定管理者制度などの導入を検討する。

## **（８）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の方針（方針９）**

公共施設等を適正に維持管理していくためには、行政のみならず町民等の民間も含めた体制整備が重要である。

そこで庁内の意識啓発や町民との連携についての方針を以下のとおり定める。

### **【庁内における意識の啓発】**

公共施設等マネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりが公共施設及びインフラ資産の現状や本計画の策定意義などを理解し、取り組んでいくことが重要である。

そのため、職員全員を対象とした研修会の開催等により、庁内での意識の共有を図る。

### **【町民との情報共有】**

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、町民が実際に利用する施設や公共サービスの規模縮小・廃止なども視野に入れて検討を行うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠である。公共施設等の課題解決の方法を考えることは、今後のまちづくりを考えることであると言える。

そのため、町の財政状況や公共施設等の保有状況など、町が直面する状況や課題などについて、広報紙やホームページなどの手段を用いた情報公開を進めるとともに、町民等の意見・意向の収集に努め、町民と行政の協働による公共施設等マネジメントを推進する。

## 第3節 個別方針

### 3-1 施設類型ごとの管理に関する考え方

第2節における公共施設等の全体方針を踏まえ、公共施設（建築物）とインフラ資産のそれぞれの施設類型ごとに基本的な方針を示す。

今後においては、以下に示す基本的な方針を踏まえ、施設類型ごとのマネジメントを推進していく。

### 3-2 建築物系施設

#### (1) 町民文化系施設

町民文化系施設は、下表に示すとおりである。

表 3-1 分類別施設一覧（町民文化系施設）

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年						
						10年 未満	10～ 19年	大規模改修			更新 50～ 59年	不明
								20～ 29年	30～ 39年	40～ 49年		
1	公民館	中央公民館	中央公民館	S55	RC造				○			
2	コミュニティセンター	桜沢コミュニティセンター	桜沢コミュニティセンター	S55	RC造				○			
3	コミュニティセンター	折原コミュニティセンター	折原コミュニティセンター	S49	RC造					○		
4	コミュニティセンター	用土コミュニティセンター	用土コミュニティセンター	S51	RC造					○		
5	コミュニティセンター	鉢形コミュニティセンター	鉢形コミュニティセンター	S56	RC造				○			
6	コミュニティセンター	西部コミュニティセンター	西部コミュニティセンター	S53	RC造				○			
7	コミュニティセンター	男衾コミュニティセンター	男衾コミュニティセンター	H21	W造	○						
8	集会所	寄居町用土コミュニティステーション	寄居町用土コミュニティステーション	H24	S造	○						
9	集会所	隣保館	総合社会福祉センター	S56	RC造				○			
10	集会所	寄居町鉢形財産区会館	寄居町鉢形財産区会館	H13	RC造		○					
11	集会所	寄居町農業ふれあいセンター	寄居町農業ふれあいセンター	H9	W造		○					
12	集会所	寄居町勤労福祉センター	寄居町勤労福祉センター	S59	RC造				○			
13	集会所	立ヶ瀬集会所	立ヶ瀬集会所	S46	W造					○		
14	集会所	用土集会所	用土集会所	H5	W造			○				
15	集会所	用土第2集会所	用土第2集会所	S48	W造					○		
16	集会所	寄居町生涯学舎	寄居町生涯学舎	S56	RC造				○			
17	集会所	生涯学習拠点無錫庵	生涯学習拠点無錫庵	H3	W造			○				
	集会所	生涯学習拠点無錫庵	石澤無錫記念館	H4	W造			○				

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

※各施設に附属する倉庫、トイレ等の小規模な建物を除く

## 【現状と課題】

- 「中央公民館」は、年間約 70,000 人の利用者があり、常時予約が入っている利用状況となっている。今後も同様の利用が見込まれる。
- コミュニティセンターは 6 施設あり、「男衾コミュニティセンター」を除いた施設で築後 30 年以上を経過しており、かつ、耐震診断が未実施の状況にある。一定の団体に利用されており、利用率（利用実績時間／利用可能時間）は、3～9%台となっている。
- 「寄居町用土コミュニティステーション」の利用者の大半は、JR 八高線用土駅の利用者である。乗降客数が横ばいのため、今後の利用者については変動がないものと想定される。
- 「寄居町勤労福祉センター」の利用率は 21～23%台で推移しているが、施設や設備の老朽化が目立ってきており、利用者もやや減少傾向にある。
- 「生涯学習拠点無腸庵」については、年間 1 件程度の利用状況である。「石澤無腸記念館」としての機能を併せ持っているが、駐車場もなく利便性に難があるため、今後の施設のあり方について検討する必要がある。
- 「寄居町鉢形財産区会館」は、会議室や和室で鉢形地区の特定の団体などの定期的な利用があり、年間利用者は約 23,000 人、利用率は 16%程度である。
- 「隣保館」は、総合社会福祉センターとして「老人福祉センター」、「児童館」との複合施設である。「隣保館」の運営は、町の直営で行われている。
- 「寄居町生涯学舎」の利用率は 1%未満となっており、また耐震診断が未実施となっている。

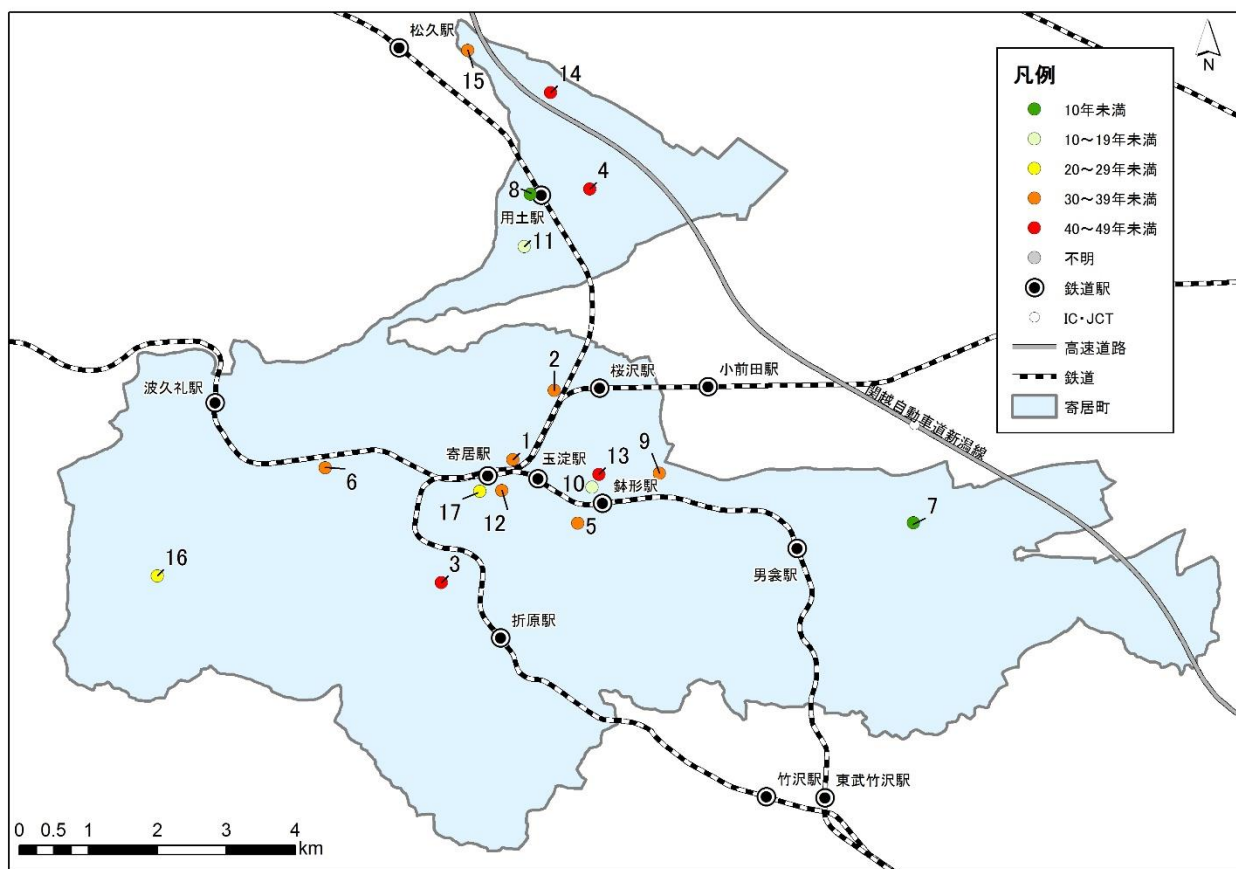
## 【基本的な方針】

- ◆町民文化系施設の全般的な方針として、多様化する町民のニーズを踏まえながら、町民サービスの充実を目指すとともに、施設の適正な配置や規模の見直しにより、サービス水準の維持・向上を図る。
- ◆「中央公民館」は、コミュニティと生涯学習の総合拠点施設としての機能強化を検討する。なお、指定管理等による運営についても検討を行う。
- ◆「各コミュニティセンター」については、施設の老朽化・利用状況、避難所機能等を総合的に評価し、機能の集約化、施設の統廃合又は減築により、全体として 4 割程度の延床面積削減を検討する。なお、更新等を行う場合は、バリアフリー化や機能の充実により、施設の充実を図る。
- ◆「寄居町農業ふれあいセンター」は、所在地区住民のいわゆる「公会堂」としての利用が多いため、他地区とのバランスを考慮し、地区への移管を含め、施設のあり方について検討する。
- ◆「寄居町勤労福祉センター」については、老朽化により補修費用がかさんでいる状況である。中央公民館や総合体育館と機能類似、近接性が見られることから、機能移転や統廃合について検討する。



- ◆「寄居町生涯学舎」については、利用率向上のための有効活用について検討する。
- ◆「生涯学習拠点無腸庵」は、利用率や老朽化を勘案し、機能移転を行った上での廃止を検討する。

図 3-7 施設分布（町民文化系施設）



## (2) 社会教育系施設

社会教育系施設は、下表に示すとおりである。

表 3-2 分類別施設一覧（社会教育系施設）

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年						
						10年 未満	10～ 19年	大規模改修			更新	不明
								20～ 29年	30～ 39年	40～ 49年		
1	図書館	寄居町立図書館	寄居町立図書館	H11	RC造		○					
2	博物館	鉢形城歴史館寄居町埋蔵文化センター	鉢形城歴史館寄居町埋蔵文化センター	H13	RC造		○					

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

### 【現状と課題】

- 「寄居町立図書館」は、年間入館者が10万人超の施設であり多くの町民に利用されているものの、近年利用者は僅かに減少している。地域の教養・文化等の拠点として利用者のニーズに沿った運営サービスを行っており、十分に活用されている施設である。
- 「鉢形城歴史館寄居町埋蔵文化センター」は、年間入館者が約15,000人の施設である。

利用者数は増加傾向にあるものの、企画展示・講演会やイベントの開催によって入館者数は増減している。

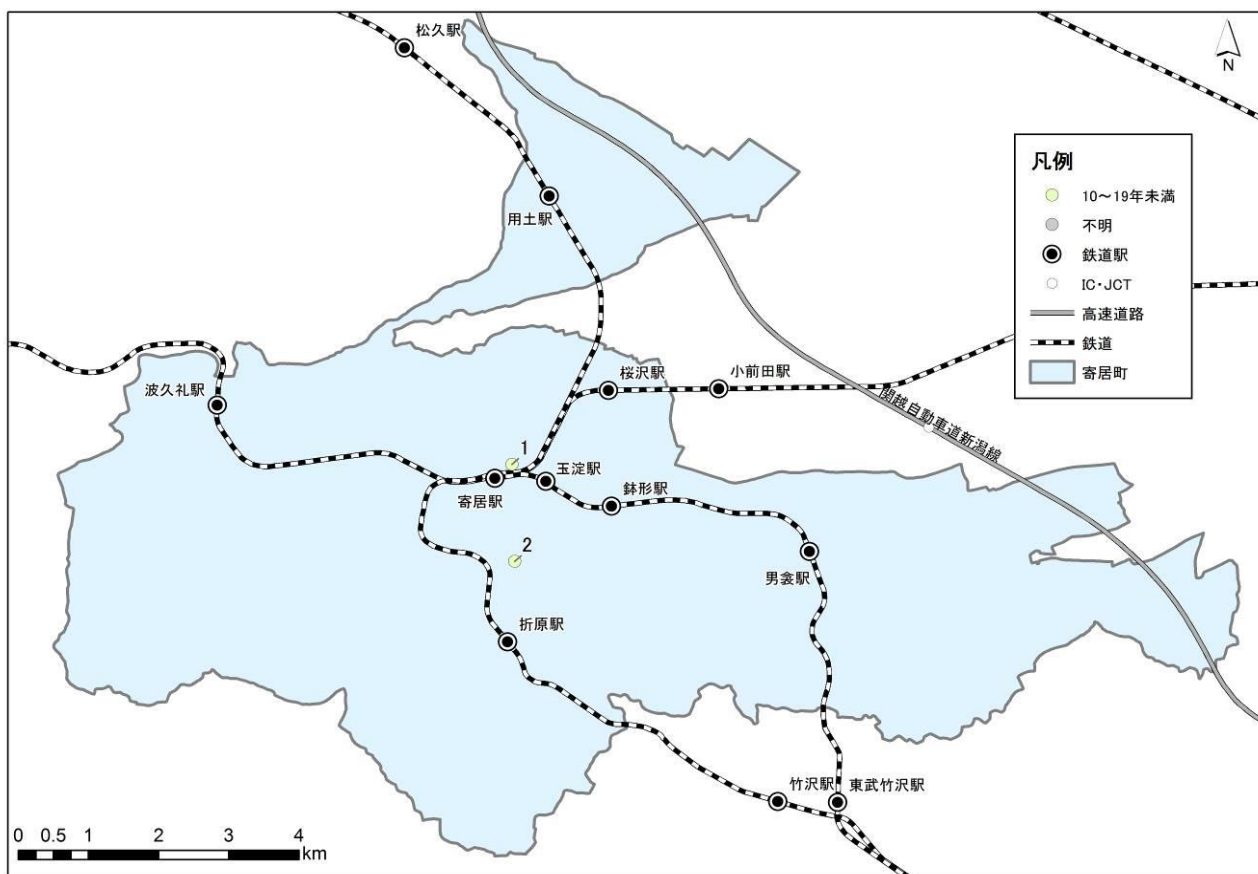
○施設の維持管理は、職員による日常点検を行い、改修等が必要な個所は、逐次、改修等の対応を行っている。

### 【基本的な方針】

◆「寄居町立図書館」は、多様化する町民ニーズに沿った町の情報拠点としての機能を最大限に発揮するため、施設の適正な維持管理を行う。なお、指定管理等による運営についても検討を行う。

◆「鉢形城歴史館寄居町埋蔵文化センター」は、「史跡鉢形城跡保存整備計画」に基づき、普及活動や施設の利用促進を目指すとともに、施設の適正な維持管理により、サービス水準の維持・向上を図る。また、地域住民のニーズ等を踏まえ、今後の利用促進を図る。なお、指定管理等による運営についても検討を行う。

図 3-8 施設分布（社会教育系施設）



### (3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、下表に示すとおりである。

表 3-3 分類別施設一覧 (スポーツ・レクリエーション系施設)

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年						不明
						10年 未満	10～ 19年	大規模改修			更新	
								20～ 29年	30～ 39年	40～ 49年	50～ 59年	
1	スポーツ施設	弓道場	弓道場	H4	W造			○				
2	スポーツ施設	総合体育館・アタゴ記念館	総合体育館・アタゴ記念館	H2	RC造			○				
3	スポーツ施設	カタクリ体育センター	カタクリ体育センター	H5	RC造			○				
4	保養施設	日本の里風布館	日本の里風布館	H2	W造			○				

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

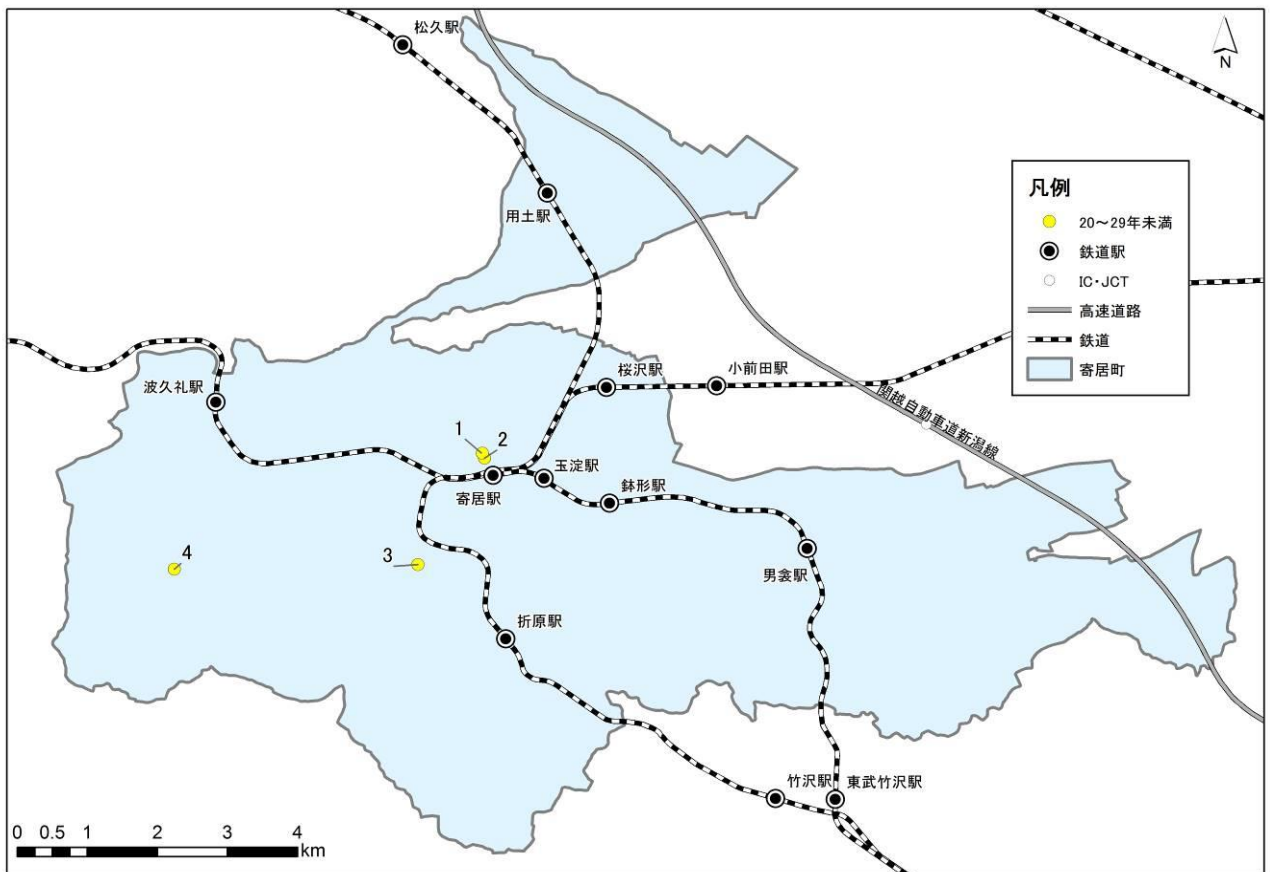
#### 【現状と課題】

- スポーツ施設は、「総合体育館・アタゴ記念館」「カタクリ体育センター」「弓道場」の3施設がある。「総合体育館・アタゴ記念館」は2014（平成26）年度に約73,000人の利用者があり、増加傾向にある。また、いずれの施設も利用状況に空きは少なく、十分に活用されている。定期点検として法定点検が年に1回あり、委託業者が実施しており、日常の維持管理は、管理人及び職員が定期的に巡回し、改修等が必要な個所は、逐次、改修等の対応を行っている。
- 保養施設である「日本の里風布館」は、3～11月はハイキング、バーベキュー等で利用されるが、12～2月の冬季は利用が少ない。また、施設は指定管理者による管理を行っている。
- 「日本の里風布館」では、日常の点検を常駐する指定管理者が現場を確認し、軽微な改修等は実施している。また、大規模なものは町が実施することとなる。

#### 【基本的な方針】

- ◆スポーツ施設は、多様化する町民のニーズを踏まえながら、施設の適正な維持管理及び計画的な改修等を施すことにより町民サービスの充実を目指すとともに、指定管理者制度の導入などを検討し、施設の利用促進を図る。
- ◆「日本の里風布館」は、今後とも指定管理者による管理・運営を継続するとともに、指定管理者によるサービス向上等により、施設の利用促進を図る。

図 3-9 施設分布 (スポーツ・レクリエーション系施設)



#### (4) 産業系施設

産業系施設は、下表に示すとおりである。

表 3-4 分類別施設一覧 (産業系施設)

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年						
						10年 未満	10~ 19年	大規模改修			更新	不明
								20~ 29年	30~ 39年	40~ 49年		
1	産業系施設	寄居町農産物加工施設	寄居町農産物加工施設	H24	W造	○						
2	産業系施設	寄居町特産品等販売施設	寄居町特産品等販売施設	H10	W造		○					

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

#### 【現状と課題】

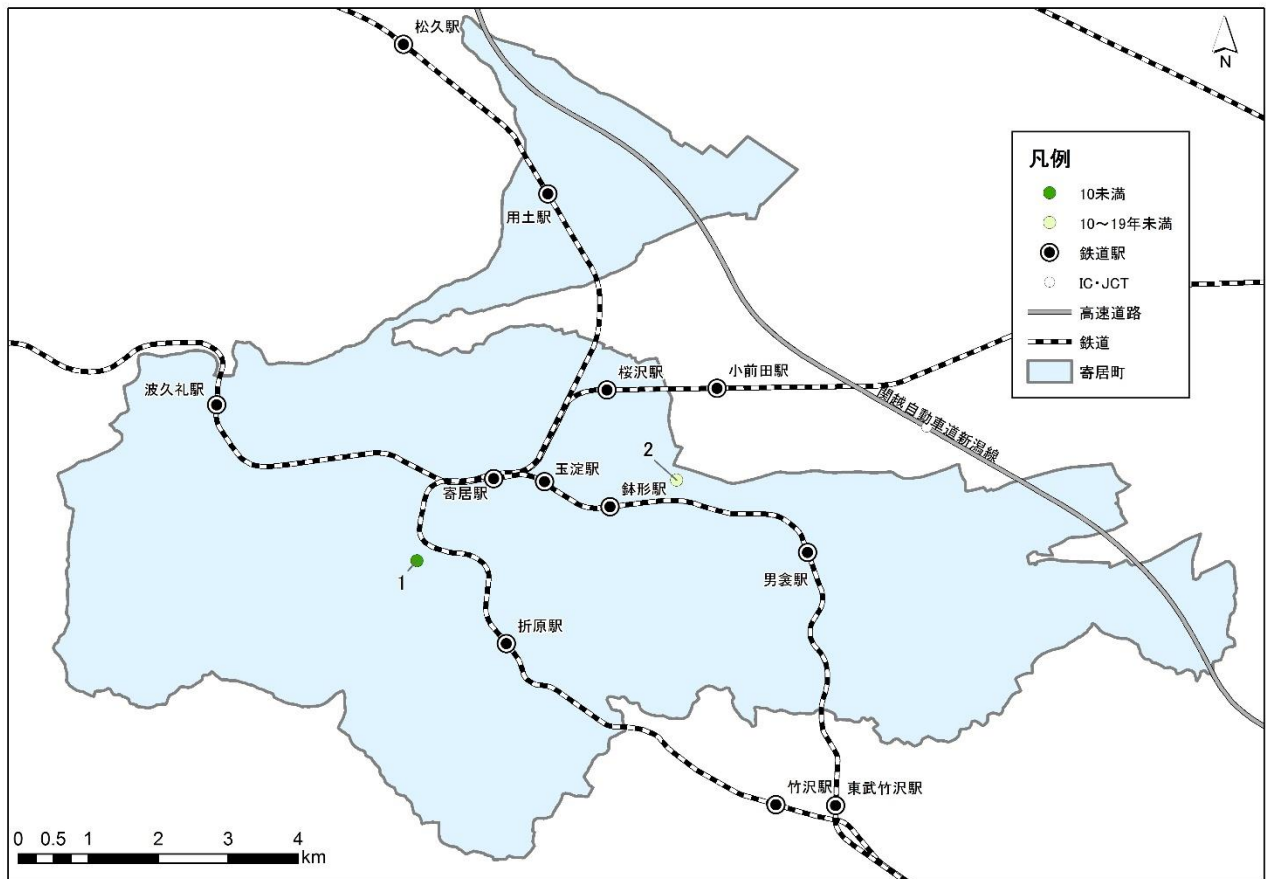
- 「寄居町農産物加工施設 里の駅アグリ館」は、年間 22,000~25,000 人の来客がある。また、2016 (平成 28) 年度より、指定管理者による管理運営を導入する予定となっている。
- 「寄居町特産品等販売施設」は、指定管理者により管理運営が行われ、売店として活用されている。「かわせみ河原」の観光客に需要があり、当面の利用状況は変わらないものと見込まれる。
- 「寄居町特産品等販売施設」の維持管理は、常駐する指定管理者が現場を確認し、軽

微な改修等は実施し、大規模なものは町が実施する。

### 【基本的な方針】

- ◆両施設とも、指定管理者による管理・運営を行うとともに、指定管理者のサービスや施設の魅力の向上等により、施設の利用促進を図る。

図 3-10 施設分布（産業系施設）



## (5) 学校教育系施設

学校教育系施設は、下表に示すとおりである。

表 3-5 分類別施設一覧（学校教育系施設：その1）

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年						
						10年 未満	10～ 19年	大規模改修			更新 50～ 59年	不明
								20～ 29年	30～ 39年	40～ 49年		
1	小学校	寄居小学校	寄居小学校校舎	S49	RC造					○		
	小学校	寄居小学校	寄居小学校校舎	S50	RC造					○		
	小学校	寄居小学校	寄居小学校体育館	S58	S造			○				
	小学校	寄居小学校	寄居小学校プール	S42	-					○		
2	小学校	桜沢小学校	桜沢小学校校舎	S44	RC造					○		
	小学校	桜沢小学校	桜沢小学校体育館	S46	S造					○		
	小学校	桜沢小学校	桜沢小学校給食室	S44	S造					○		
	小学校	桜沢小学校	桜沢小学校プール	S46	-					○		
3	小学校	鉢形小学校	鉢形小学校校舎	S45	RC造					○		
	小学校	鉢形小学校	鉢形小学校校舎	S52	RC造				○			
	小学校	鉢形小学校	鉢形小学校校舎	S56	RC造				○			
	小学校	鉢形小学校	鉢形小学校校舎	S60	RC造				○			
	小学校	鉢形小学校	鉢形小学校プレハブ校舎	H4	S造		○					
	小学校	鉢形小学校	鉢形小学校体育館	S47	S造					○		
	小学校	鉢形小学校	鉢形小学校プール	H14	-		○					
4	小学校	折原小学校	折原小学校校舎	S46	RC造					○		
	小学校	折原小学校	折原小学校校舎	S55	RC造				○			
	小学校	折原小学校	折原小学校体育館	S48	S造					○		
	小学校	折原小学校	折原小学校プール	S47	-					○		
5	小学校	男衾小学校	男衾小学校校舎	S52	RC造					○		
	小学校	男衾小学校	男衾小学校校舎	S54	RC造					○		
	小学校	男衾小学校	男衾小学校プレハブ校舎	S60	S造					○		
	小学校	男衾小学校	男衾小学校校舎	H11	RC造		○					
	小学校	男衾小学校	男衾小学校体育館	S48	S造					○		
	小学校	男衾小学校	男衾小学校プール	S42	-					○		
6	小学校	用土小学校	用土小学校校舎	S57	RC造					○		
	小学校	用土小学校	用土小学校校舎（特別教室）	H3	RC造			○				
	小学校	用土小学校	用土小学校体育館	H15	RC造		○					
	小学校	用土小学校	用土小学校プール	S41	-						○	
7	中学校	寄居中学校	寄居中学校校舎	S63	RC造			○				
	中学校	寄居中学校	寄居中学校体育館	S63	S造			○				
	中学校	寄居中学校	寄居中学校武道場	S63	S造			○				
	中学校	寄居中学校	寄居中学校部室	H1	S造			○				
	中学校	寄居中学校	寄居中学校クラブハウス	S63	S造			○				
	中学校	寄居中学校	寄居中学校プール	H1	-			○				
8	中学校	城南中学校	城南中学校校舎	H5	RC造			○				
	中学校	城南中学校	城南中学校体育館	H5	S造			○				
	中学校	城南中学校	城南中学校武道場	H6	S造			○				
	中学校	城南中学校	城南中学校クラブハウス	H5	S造			○				
	中学校	城南中学校	城南中学校プール部室	H6	S造			○				
	中学校	城南中学校	城南中学校プール	H6	-			○				

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

※各施設に附属する倉庫、トイレ等の小規模な建物を除く

表 3-6 分類別施設一覧（学校教育系施設：その2）

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年					不明	
						10年 未満	10～ 19年	大規模改修				更新
								20～ 29年	30～ 39年	40～ 49年		50～ 59年
9	中学校	男衾中学校	男衾中学校校舎	S41	RC造						○	
	中学校	男衾中学校	男衾中学校校舎	S42	RC造					○		
	中学校	男衾中学校	男衾中学校校舎	S46	RC造					○		
	中学校	男衾中学校	男衾中学校校舎	S59	RC造				○			
	中学校	男衾中学校	男衾中学校校舎	H2	RC造			○				
	中学校	男衾中学校	男衾中学校校舎武道場	H7	RC造			○				
	中学校	男衾中学校	男衾中学校校舎体育館	S56	S造				○			
	中学校	男衾中学校	男衾中学校プール	S60	-				○			
10	その他学校教育系施設	寄居町教育サポートセンター	障害者交流センター	S56	RC造				○			
11	その他学校教育系施設	適応指導教室（かわせみ教室）	障害者交流センター	S56	RC造				○			
12	その他学校教育系施設	寄居町立学校給食センター	寄居町立学校給食センター	H14	S造		○					

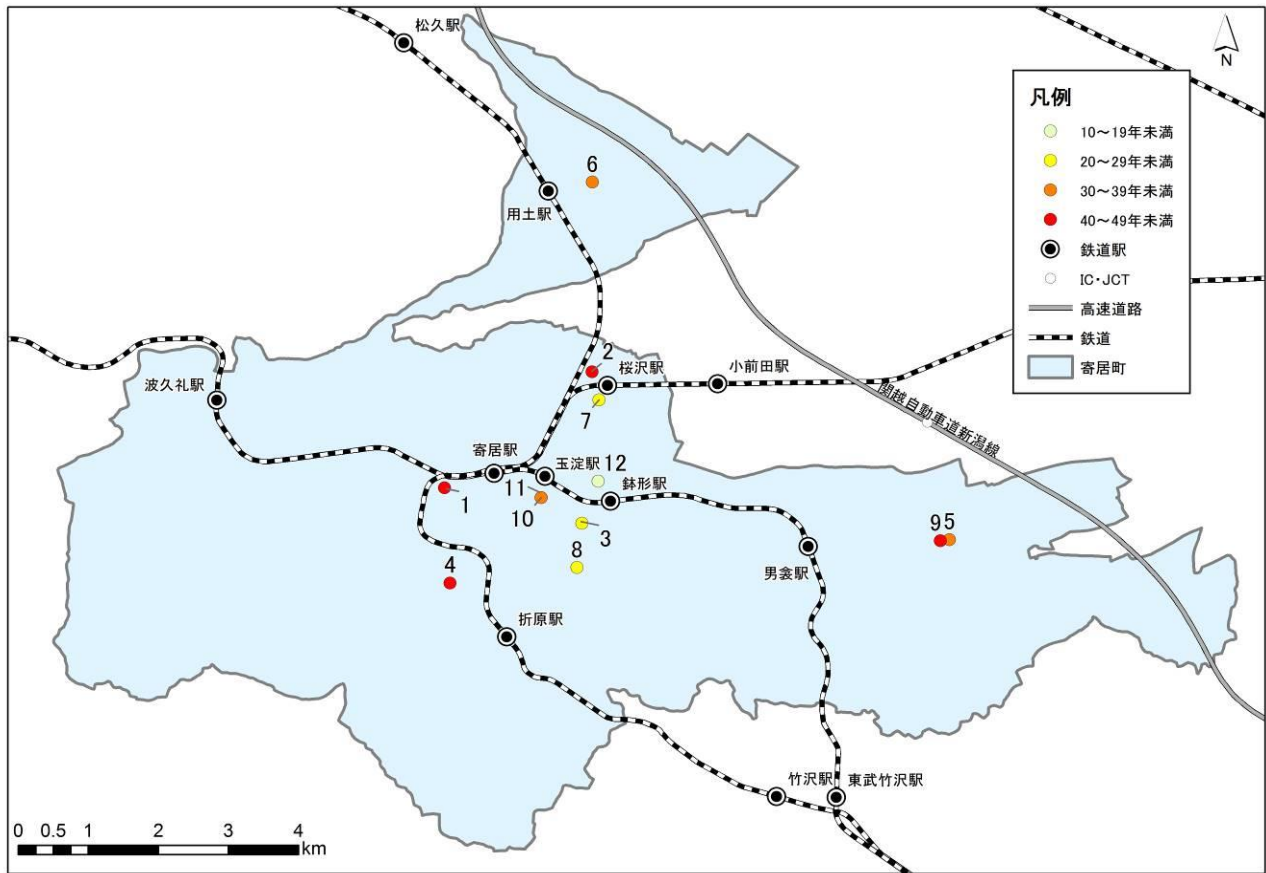
### 【現状と課題】

- 学校施設は、小学校6校、中学校3校があり、校舎はすべて耐震化している。大規模改修時期の目安である建築後30年を経過した建築物は、「寄居小学校 校舎・体育館」「桜沢小学校 体育館」「男衾小学校 校舎」「鉢形小学校 校舎・体育館」などが挙げられる。
- 「学校給食センター」は最高調理能力4,500食/日に対して、現在約2,600食/日を調理している。少子化により児童・生徒数が毎年約100人程度減っており、今後も調理数が減少する見込みである。（調理・運搬業務のみ民間委託）
- 「適応指導教室（かわせみ教室）」「寄居町教育サポートセンター」は、教育に関する支援施設として活用されており、「障害者交流センター」の一部を利用している。

### 【基本的な方針】

- ◆少子化による児童・生徒数の減少、建物の老朽化、小中一貫教育の推進などを踏まえ、学校施設の統廃合を検討する。なお、特に老朽化が進んでいる男衾中学校については、小中一貫教育を視野に入れた建設計画を早急に策定する。
- ◆児童・生徒の安全を確保するため、計画的な改修等を実施するなど施設の長寿命化を進める。
- ◆人口動向や地域の年齢構成を踏まえた適正な施設配置を検討するとともに、更新等の際には、地域ニーズなどを踏まえて、地域コミュニティ施設などの地域ごとに立地する施設との複合化を検討する。
- ◆「寄居町教育サポートセンター」及び「適応指導教室（かわせみ教室）」は「障害者交流センター」の一部を利用しているため、「障害者交流センター」のあり方の検討に合わせ、必要により今後の配置について検討する。

図 3-1 1 施設分布 (学校教育系施設)





## (6) 子育て支援施設

子育て支援施設は、下表に示すとおりである。

表 3-7 分類別施設一覧 (子育て支援施設)

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年						
						10年 未満	10~ 19年	大規模改修			更新 50~ 59年	不明
								20~ 29年	30~ 39年	40~ 49年		
1	保育所	男衾保育所	男衾保育所	S54	W造				○			
2	保育所	用土保育所	用土保育所	S46	W造					○		
3	保育所	城南保育所	城南保育所	S49	W造					○		
4	保育所	寄居保育所	寄居保育所	H18	W造		○					
5	地域子育て支援拠点	子育て支援センター	子育て支援センター	H18	W造		○					
6	児童厚生施設	児童館	総合社会福祉センター	S56	RC造				○			
7	放課後児童保育施設	寄居小学校区放課後児童保育施設 (小学校校舎)	寄居小学校校舎	S49	RC造					○		
8	放課後児童保育施設	寄居小学校区放課後児童保育施設 (小学校敷地内)	寄居小学校区放課後児童保育施設	H16	W造		○					
9	放課後児童保育施設	桜沢小学校区放課後児童保育施設	桜沢小学校区放課後児童保育施設	H15	W造		○					
10	放課後児童保育施設	用土小学校区放課後児童保育施設	用土小学校区放課後児童保育施設	H16	W造		○					
11	放課後児童保育施設	男衾小学校区放課後児童保育施設	男衾小学校区放課後児童保育施設	H17	W造		○					

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

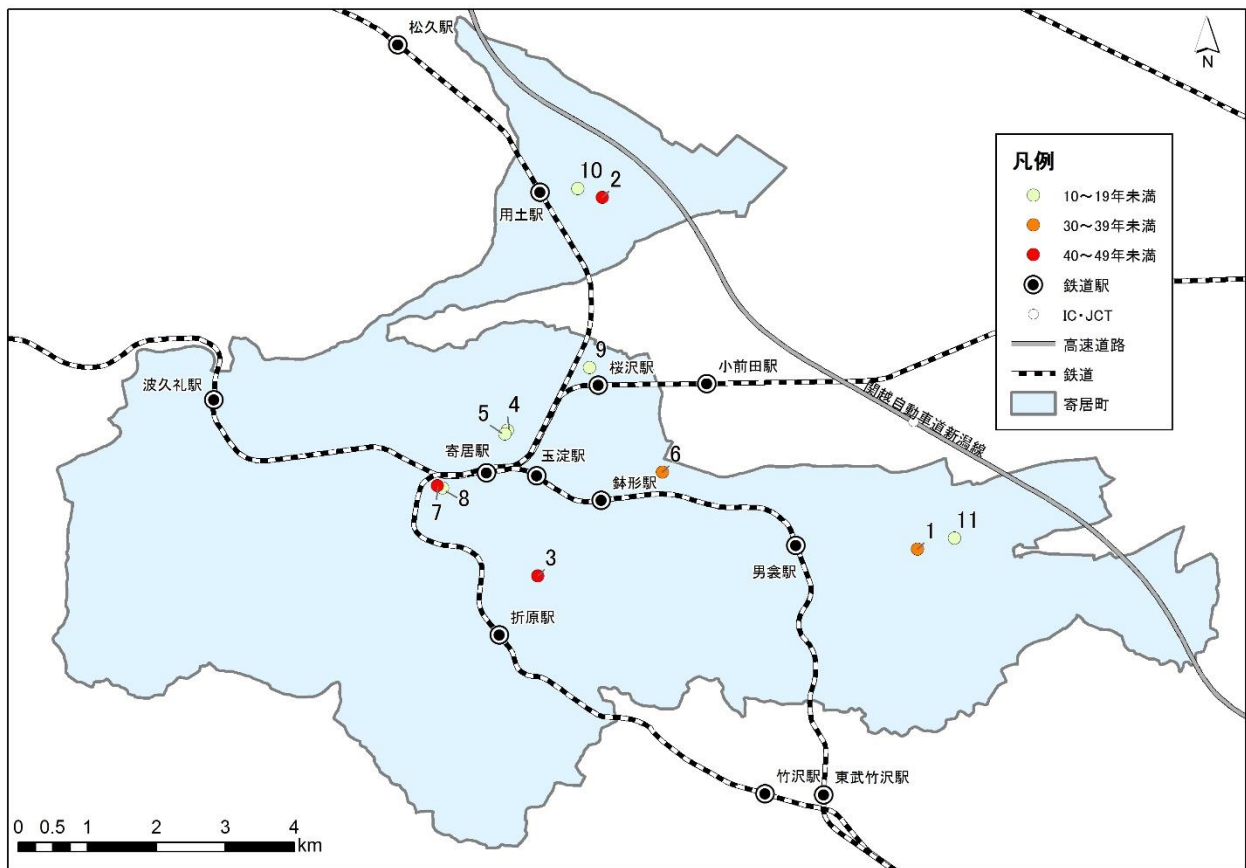
### 【現状と課題】

- 放課後児童保育施設は5施設あり、「桜沢小学校区放課後児童保育施設」「用土小学校区放課後児童保育施設」で利用率（利用実績/定員）が100%を超えるなど、いずれの施設も十分に活用されている。また、町全体では、利用者数は横ばい傾向であるが、地区によっては増加傾向の地区もみられる。「寄居小学校区放課後児童保育施設（小学校校舎）」は、寄居小学校校舎の一部を利用している。
- 「桜沢小学校区放課後児童保育施設」は、2016（平成28）年度に増築工事を予定している。
- 「児童館」の利用者は増加傾向にあり、2014（平成26）年度で約19,000人の利用となっている。平日は毎日、乳幼児向けのイベントを、土日は小学生向けのイベントを開催するほか、自由に来館できるため、大勢の親子が利用し、施設内すべて有効活用している。「児童館」は、総合社会福祉センターとして「老人福祉センター」、「隣保館」との複合施設となっており、「老人福祉センター」と合わせ指定管理者制度が導入されている。
- 保育所は4施設あり、いずれの施設も十分に活用されている。「用土保育所」「城南保育所」「男衾保育所」の3施設は、建築後30年以上を経過している。
- 「子育て支援センター」は、事業やクラブを通じ、子育て家庭の交流や子育ての相談を受けるなど十分に活用されている。

## 【基本的な方針】

- ◆ 日常の目視点検及び定期的な点検診断を実施し、適切な維持管理を行い、施設の安全を確保する。
- ◆ 「寄居保育所」以外の老朽化が進んでいる「用土保育所」、「城南保育所」及び「男衾保育所」については、再編を検討する。検討にあたっては、施設の統廃合や民間活力の活用により、保育施設及びサービスの充実を目指す。
- ◆ 「児童館」のプラネタリウムについては、設備更新した近隣施設があることから、大規模改修は行わず、施設本体の改修工事等に合わせ、撤去を検討する。
- ◆ 放課後児童保育施設については、指定管理者制度の導入を検討する。また、学校施設の新築や統廃合に合わせて、校舎内への設置を検討する。

図 3-1 2 施設分布 (子育て支援施設)



## (7) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は、下表に示すとおりである。

表 3-8 分類別施設一覧 (保健・福祉施設)

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年					不明	
						10年 未満	10～ 19年	大規模改修				更新
								20～ 29年	30～ 39年	40～ 49年		
1	保健・福祉施設	寄居町保健福祉総合センター	寄居町保健福祉総合センター	H8	RC造		○					
2	障害福祉施設	障害者交流センター	障害者交流センター	S56	RC造			○				
3	高齢福祉施設	老人福祉センター	総合社会福祉センター	S56	RC造			○				
	高齢福祉施設	老人福祉センター	総合社会福祉センター（給食室）	S56	RC造			○				
4	高齢福祉施設	寄居町介護老人保健施設	寄居町介護老人保健施設	S61	RC造			○				
	高齢福祉施設	寄居町介護老人保健施設	寄居町介護老人保健施設（厚生棟）	S54	RC造			○				
	高齢福祉施設	寄居町介護老人保健施設	寄居町介護老人保健施設（宿舎）	S55	RC造			○				

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

※各施設に附属する倉庫、トイレ等の小規模な建物を除く

### 【現状と課題】

- 各施設は、一般町民や特定の団体等の利用者に活用されている。
- 「老人福祉センター」の利用者は、年間40,000人前後で2014（平成26）年度は増加している。今後、高齢化の進行により「高齢福祉施設」の利用者は、増加が予測される。「老人福祉センター」は、総合社会福祉センターとして「児童館」、「隣保館」との複合施設である。また、「児童館」とともに指定管理者が導入されており、指定管理者が日々の点検を行い、改修等の必要な箇所を発見次第、町の担当部署と協議し対応している。
- 「障害者交流センター」は、建物内の一部が「適応指導教室（かわせみ教室）」、「寄居町教育サポートセンター」として利用されている。
- 「介護老人保健施設」の維持管理は、委託事業者が現場を確認し、小規模な改修等のみ委託事業者が実施している。
- 「障害者交流センター」「寄居町介護老人保健施設」「老人福祉センター」は、大規模改修時期の目安である建築後30年を経過している。
- 各施設ともに、施設の老朽化が目立っており、改修等のための予算確保等が課題となっている。

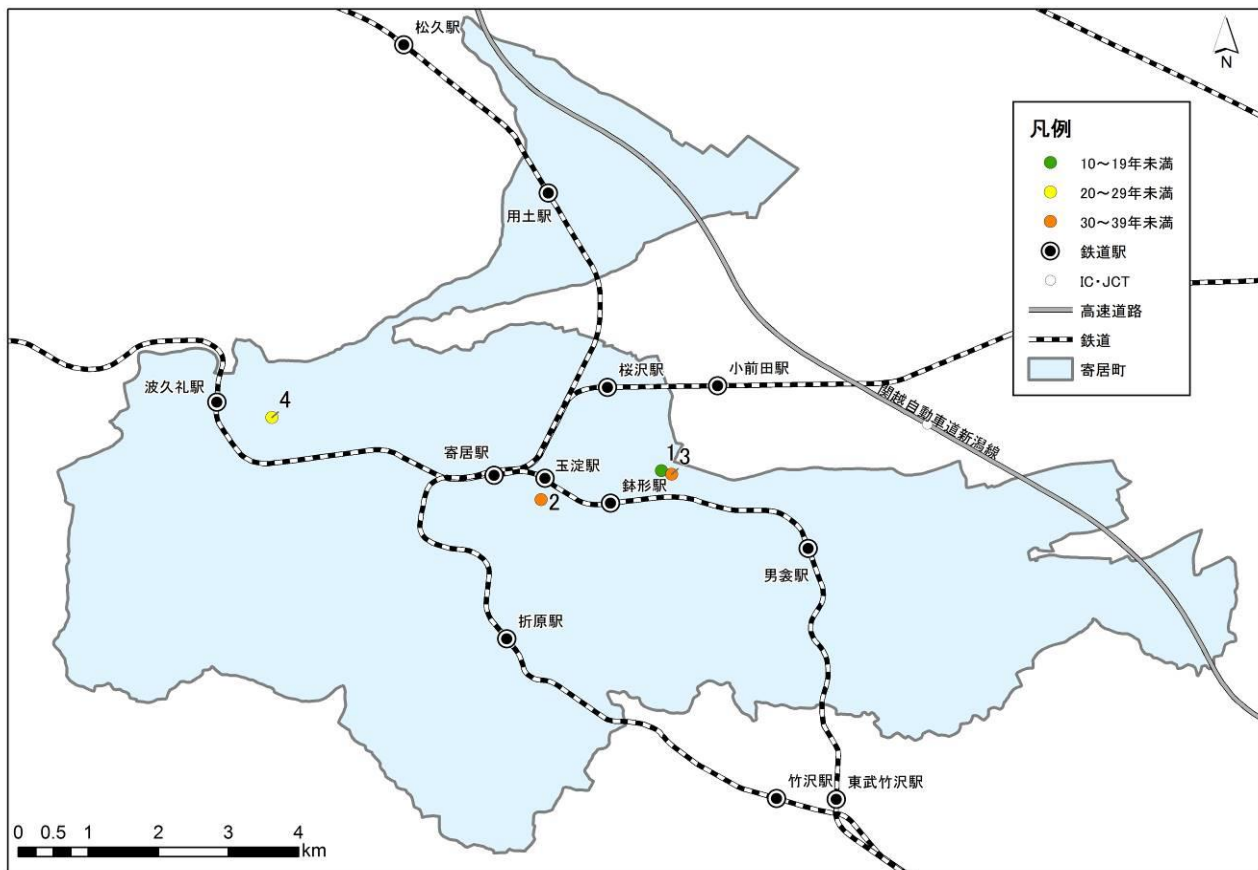
### 【基本的な方針】

- ◆日常の目視点検及び定期的な点検診断を実施し、適切な維持管理を行い、施設の安全を確保する。
- ◆高齢化の進行に伴う需要の増加に対応するため、計画的な改修等を実施するなど、施設の維持に努める。
- ◆「老人福祉センター」「介護老人保健施設」は、今後も指定管理者や委託事業者による

管理・運営を継続するとともに、サービスの向上等により、施設の利用促進を図る。

- ◆「障害者交流センター」は、活用方法についての課題を整理し、空き室の有効活用について検討する。また、将来的には、機能を他施設に移すことも検討する。

図 3-13 施設分布 (保健・福祉施設)



## (8) 行政系施設

行政系施設は、下表に示すとおりである。

表 3-9 分類別施設一覧 (行政系施設)

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年					不明	
						10年 未満	10~ 19年	大規模改修				更新 50~ 59年
								20~ 29年	30~ 39年	40~ 49年		
1	町役場	寄居町役場	寄居町役場庁舎	H5	RC造			○				
2	分団詰所車庫	寄居町消防団第一分団詰所車庫	寄居町消防団第一分団詰所車庫	S50	W造					○		
3	分団詰所車庫	寄居町消防団第二分団詰所車庫	寄居町消防団第二分団詰所車庫	H15	W造		○					
4	分団詰所車庫	寄居町消防団第三分団詰所車庫	寄居町消防団第三分団詰所車庫	H14	W造		○					
5	分団詰所車庫	寄居町消防団第四分団詰所車庫	寄居町消防団第四分団詰所車庫	S58	W造				○			
6	分団詰所車庫	寄居町消防団第五分団詰所車庫	寄居町消防団第五分団詰所車庫	H21	S造	○						
7	分団詰所車庫	寄居町消防団第六分団詰所車庫	寄居町消防団第六分団詰所車庫	H1	W造			○				
8	分団詰所車庫	寄居町消防団第七分団詰所車庫	寄居町消防団第七分団詰所車庫	S57	W造				○			
9	その他行政系施設	寄居町役場男衾連絡所	男衾コミュニティセンター	H21	W造	○						
10	その他行政系施設	寄居町役場用土連絡所	JAFふかや用土支店内	不明	不明							○
11	その他行政系施設	寄居町シルバー人材センター (旧森林研究所)	作業員詰所	S41	W造						○	
	その他行政系施設	寄居町シルバー人材センター (旧森林研究所)	講堂兼資料室	S45	RC造					○		
	その他行政系施設	寄居町シルバー人材センター (旧森林研究所)	温室	S62	S造		○					
12	消防施設	深谷市消防本部花園消防署寄居分署	寄居分署	S41	RC造						○	

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

※各施設に附属する倉庫、トイレ等の小規模な建物を除く

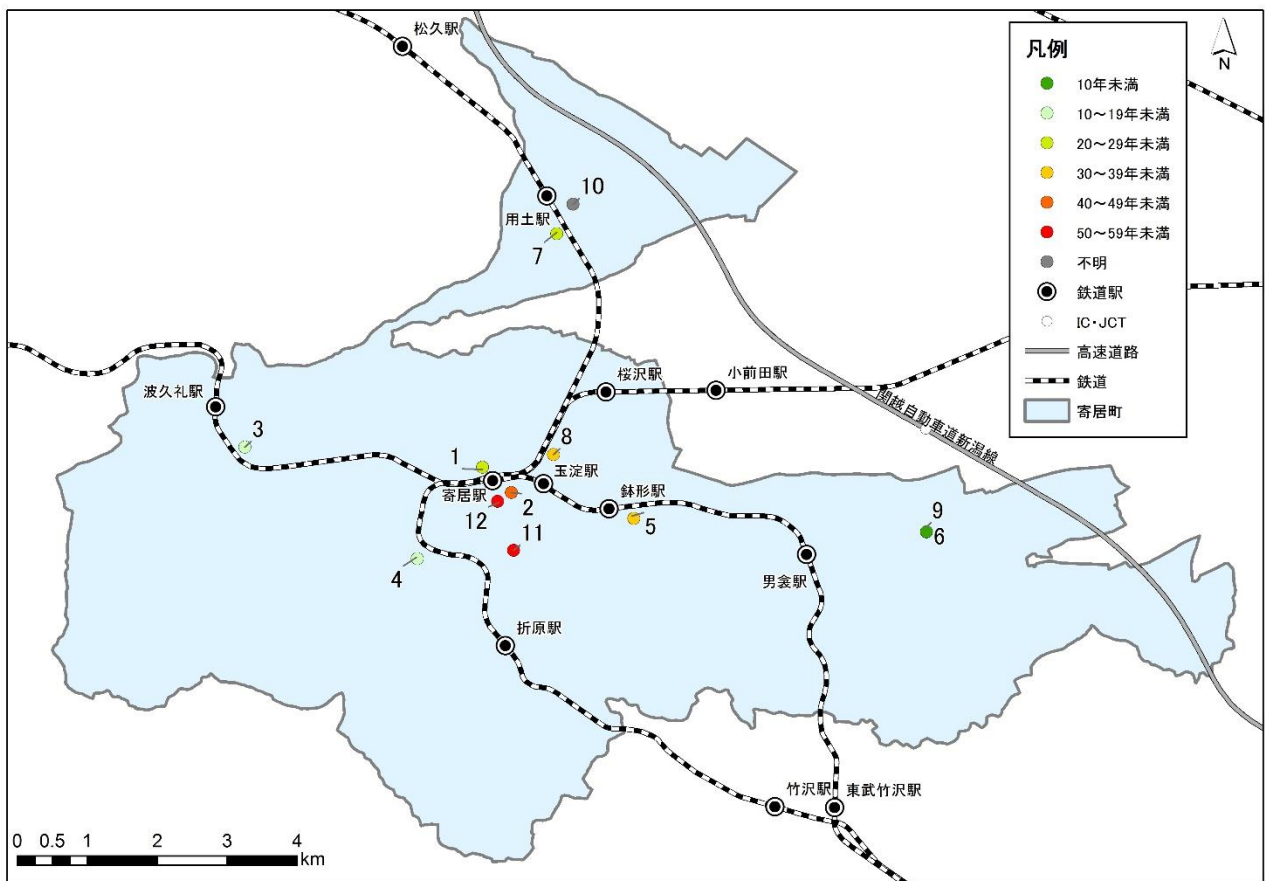
### 【現状と課題】

- 「寄居町役場」は、建築後 20 年を経過し、各所に老朽化に伴い改修等する箇所が発生しており、その都度改修等を行っている。庁舎の 7 階は空きスペースとなっており、その活用について検討が行われている。
- 「寄居町役場男衾連絡所」は「男衾コミュニティセンター」内に、「寄居町用土連絡所」は J A ふかや用土支店内に設置されている。
- 消防分団詰所車庫は 7 施設あり、寄居町消防団第一、第四、第六、第七分団の詰所が築年数 25 年以上となっているなど、老朽化が進んでいる。
- 「寄居町シルバー人材センター」は、町がシルバー人材センターに貸与している施設となっている。
- 「深谷市消防本部花園消防署寄居分署」は、深谷市に常備消防を事務委託しており、町が所有する施設に消防職員が 24 時間体制で使用している。建築後約 50 年を経過しており、老朽化が進んでいる。

## 【基本的な方針】

- ◆ 日常の目視点検及び定期的な点検診断を実施し、適切な維持管理を行い、施設の安全を確保する。また、庁舎の空きスペースについては、行政執務の効率化や町民のニーズ等を踏まえ、機能の集約化や複合化等の有効活用を検討する。
- ◆ 「消防分団詰所車庫」「深谷市消防本部花園消防署寄居分署」は、町民の安全安心を確保する上で必要な施設であることから、計画的な改修等を実施するなど施設の長寿命化または施設の更新を検討する。なお、「深谷市消防本部花園消防署寄居分署」の更新等については、深谷市消防本部の方針と整合を取り実施する。
- ◆ 「寄居町シルバー人材センター」は、老朽化が進んでいるため、史跡鉢形城保存整備事業の進展に合わせ、移転・統廃合を検討する。
- ◆ 「寄居町役場男衾連絡所」及び「寄居町役場用土連絡所」については、証明書のコンビニ交付開始等の行政サービス維持・拡充の検討と合わせ、連絡所機能の必要性を検討する。

図 3-14 施設分布 (行政系施設)



## (9) 公営住宅

公営住宅は、下表に示すとおりである。

表 3-10 分類別施設一覧 (公営住宅)

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年					不明	
						10年 未満	10~ 19年	大規模改修				更新
								20~ 29年	30~ 39年	40~ 49年		
1	町営住宅	上の原団地	上の原団地 (第1-1号棟)	S44	W造					○		
	町営住宅	上の原団地	上の原団地 (第1-2号棟)	S44	W造					○		
	町営住宅	上の原団地	上の原団地 (第1-3号棟)	S44	W造					○		
	町営住宅	上の原団地	上の原団地 (第1-4号棟)	S44	W造					○		
	町営住宅	上の原団地	上の原団地 (第2-1号棟)	S44	W造					○		
	町営住宅	上の原団地	上の原団地 (第2-2号棟)	S44	W造					○		
	町営住宅	上の原団地	上の原団地 (第2-3号棟)	S44	W造					○		
	町営住宅	上の原団地	上の原団地 (第2-4号棟)	S44	W造					○		
	町営住宅	上の原団地	上の原団地 (第2-5号棟)	S44	W造					○		
2	町営住宅	平倉団地	平倉団地 (第1-1号棟)	S47	W造					○		
	町営住宅	平倉団地	平倉団地 (第1-2号棟)	S47	W造					○		
	町営住宅	平倉団地	平倉団地 (第1-3号棟)	S48	W造					○		
	町営住宅	平倉団地	平倉団地 (第1-4号棟)	S48	W造					○		
	町営住宅	平倉団地	平倉団地 (第1-5号棟)	S50	W造					○		
	町営住宅	平倉団地	平倉団地 (第1-6号棟)	S50	W造					○		
3	町営住宅	漆原団地	漆原団地南棟	H11	RC造		○					
	町営住宅	漆原団地	漆原団地北棟	H10	RC造		○					
4	町営住宅	中道西団地	中道西団地南棟	H18	RC造		○					
	町営住宅	中道西団地	中道西団地北棟	H17	RC造		○					
5	町営住宅	中道中団地	中道中団地	H19	RC造	○						
6	町単住宅	栄町住宅	栄町住宅	不明	W造						○	
7	町単住宅	中道南団地	中道南団地	S33	W造					○		
8	その他住宅	旧あさひ銀行社宅	旧あさひ銀行社宅A棟	S40	RC造					○		
	その他住宅	旧あさひ銀行社宅	旧あさひ銀行社宅B棟	S40	RC造					○		

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

※各施設に附属する倉庫、トイレ等の小規模な建物を除く

### 【現状と課題】

- 町営住宅、町単住宅の入居状況は、政策空き家を除いた入居可能戸数でみると2013(平成25)年度は入居率が100%、2014(平成26)年度は僅かに空き家が見られる状況である。
- 町営住宅は5団地あり、「平倉団地」「上の原団地」では全ての住棟で建築後40年を経過し大規模改修時期に達しており、老朽化が進んでいる。
- 町単住宅(「中道南団地」「栄町住宅」)、その他住宅(「旧あさひ銀行社宅」)は、建築後

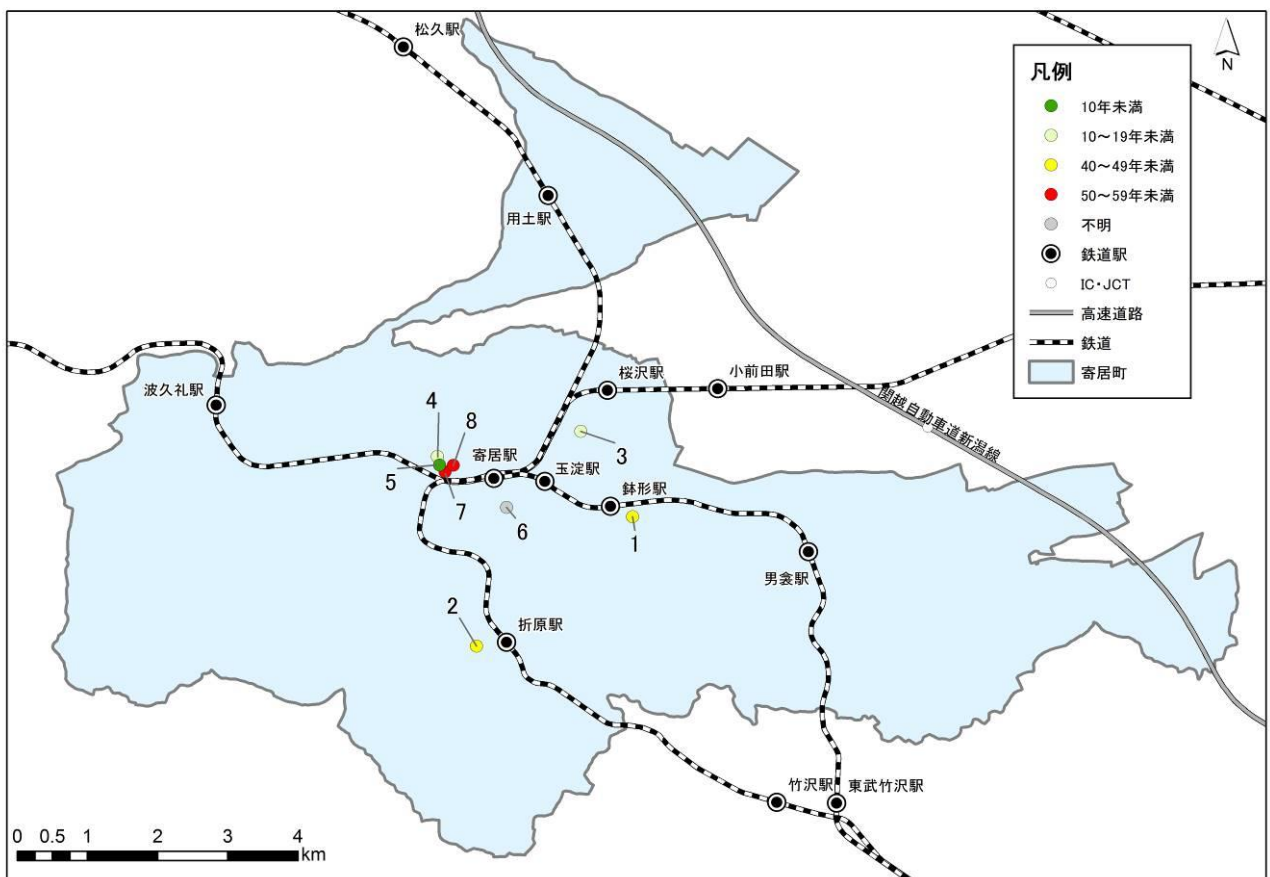
50年を経過または建築時期不明となっており、更新時期を迎えている。

○1981（昭和56）年以降に新築された「中道西団地」「中道中団地」「漆原団地」以外の町営住宅は、すべて耐震診断が未実施となっている。

### 【基本的な方針】

- ◆町営住宅長寿命化計画に基づき、施設の計画的な維持管理を進める。
- ◆「上の原団地」「平倉団地」は、長寿命化計画において用途廃止となっており、入居者の退去に合わせ用途廃止を行う。また、廃止後の跡地活用について検討を進める。
- ◆町単住宅及び「旧あさひ銀行社宅」は、現在の利用方法や必要ストック数の確保の手段などを含め施設のあり方を検討し、廃止できる施設については、跡地活用を進める。

図 3-15 施設分布（公営住宅）





## (10) 公園

公園は、下表に示すとおりである。

表 3-1 1 分類別施設一覧（公園）

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年						
						10年 未満	10～ 19年	大規模改修			更新 50～ 59年	不明
								20～ 29年	30～ 39年	40～ 49年		
1	公園	史跡鉢形城遺構の広場	笹曲輪四阿（あずまや）	H15	W造		○					
	公園	史跡鉢形城遺構の広場	鉢形城公園四阿	H15	W造		○					
2	休憩施設	中間平作業場	中間平作業場（東屋・休憩所）	H9	W造		○					
3	休憩施設	中間平休憩施設	中間平休憩施設（トイレ）	H11	W造		○					
	休憩施設	中間平休憩施設	中間平休憩施設（展望台）	H11	W造		○					
4	休憩施設	かわせみ広場多目的休憩舎	かわせみ広場多目的休憩舎	H9	W造		○					
5	休憩施設	鉢形城公園大型休憩施設	鉢形城公園大型休憩施設	H16	W造		○					
6	休憩施設	鉢形城公園休憩施設	鉢形城公園休憩施設	H16	W造		○					
7	トイレ	中間平公園	中間平公園トイレ	H12	W造		○					
	トイレ	中間平公園	中間平緑地公園内作業小屋兼トイレ	H6	W造			○				
8	トイレ	天沼公園トイレ	天沼公園トイレ	H10	RC造		○					
9	トイレ	寄居運動公園トイレ	寄居運動公園トイレ	H7	RC造			○				

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造  
 ※各施設に附属する倉庫、トイレ等の小規模な建物を除く

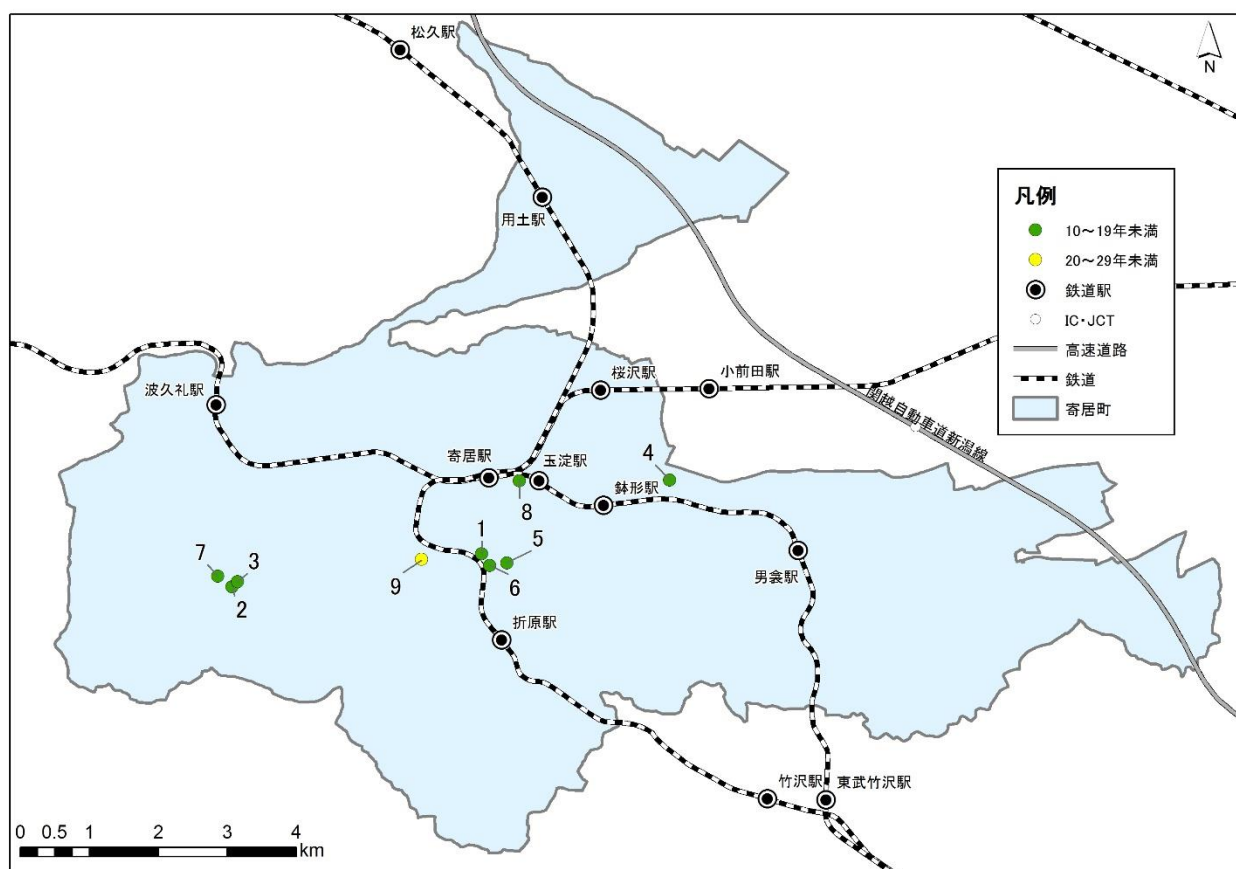
### 【現状と課題】

- 主な施設として、「史跡鉢形城遺構の広場」や「鉢形城公園大型休憩施設」、「中間平休憩施設（展望台）」が挙げられる。その他、各公園に休憩施設・東屋やトイレが設置されている。
- 「中間平休憩施設」「鉢形城公園休憩施設」は、ハイキング客に利用されている。
- 「かわせみ広場多目的休憩舎」は、指定管理者による管理運営が行われている。
- 一部のトイレを除き、主な施設は建築後20年未満の施設である。
- 職員、指定管理者、清掃業務委託者などにより日常の管理・点検及び改修等を実施している。

### 【基本的な方針】

- ◆「史跡鉢形城遺構の広場」や鉢形城公園の休憩施設については、「史跡鉢形城跡保存整備計画」に基づき、施設の計画的な維持管理を進める。
- ◆「かわせみ広場多目的休憩舎」及びトイレは、日常の目視点検及び定期的な点検診断を実施し、適切な維持管理を行い、施設の安全を確保する。
- ◆中間平の施設のうち、猛禽類の渡りを観察できる展望台以外の休憩施設、東屋等については、その利用状況等を踏まえ、老朽化により維持管理が困難な場合には、廃止も含め検討する。

図 3-16 施設分布（公園）



(11) 供給処理施設

供給処理施設は、下表に示すとおりである。

表 3-12 分類別施設一覧（供給処理施設）

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年						
						10年 未満	10~ 19年	大規模改修			更新	不明
								20~ 29年	30~ 39年	40~ 49年		
1	その他供給処理施設	汚泥再生処理センター	汚泥再生処理センター	H16	SRC 造		○					
2	その他供給処理施設	寄居町環境事業所	寄居町環境事業所（管理棟）	S58	S造				○			

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

【現状と課題】

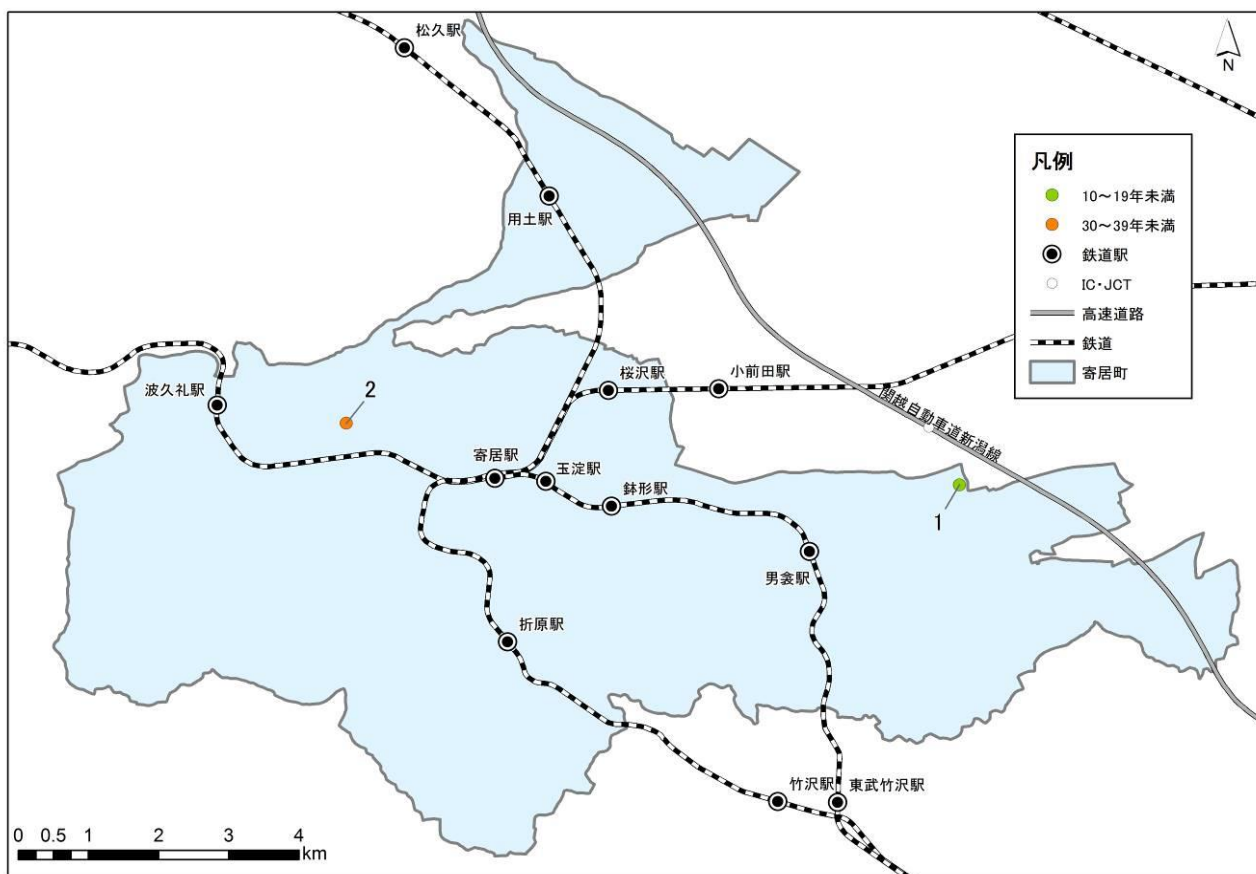
○「汚泥再生処理センター」は、建築後約10年の施設であり、運転管理委託業者が日常的な点検や1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月ごとの点検を実施している。稼働後10年経過し、設備・機器の更新等に多額の費用が見込まれる。

○「寄居町環境事業所」は、2002（平成14）年に廃棄物処理施設としての稼働を停止して以来、工場棟ピット前を資材や看板、放置自転車の保管場所に使用し、車庫（倉庫）を廃蛍光管・廃乾電池の一時保管場所に使用しているが、経年劣化が進んでいるため、施設の取り壊しを検討している。

### 【基本的な方針】

- ◆「汚泥再生処理センター」については、建築物のほかプラント設備の維持コストも発生することから、今後とも施設を長期に渡って利用していくため、予防保全による計画的な施設の維持管理を図るとともに運営方法の見直しを行い、維持管理に係る費用の平準化・削減に努める。
- ◆使用停止した「寄居町環境事業所」は、施設の解体・除却を進める。

図 3-17 施設分布（供給処理施設）



## (12) その他

その他は、下表に示すとおりである。

表 3-13 分類別施設一覧（その他）

図面 対象 番号	中分類	施設名	建物名	建築 年度	構造	経過年						不明
						10年 未満	10～ 19年	大規模改修			更新	
								20～ 29年	30～ 39年	40～ 49年	50～ 59年	
1	自由通路	寄居駅南北自由通路	寄居駅南北自由通路	S58	S造				○			
2	自由通路	桜沢駅自由通路	桜沢駅自由通路	S63	S造			○				
3	自由通路	男衾駅東西自由通路	男衾駅東西自由通路	H28	S造	○						
4	トイレ	波久礼駅前観光トイレ	波久礼駅前観光トイレ	H10	W造		○					
5	トイレ	玉淀観光トイレ	玉淀観光トイレ	H6	W造			○				
6	トイレ	岩崎観光トイレ	岩崎観光トイレ	H26	W造	○						
7	トイレ	寄居駅北観光トイレ	寄居駅北観光トイレ	H7	RC造			○				
8	トイレ	寄居駅南観光トイレ	寄居駅南観光トイレ（男子・多目的）	H22	SRC造	○						
	トイレ	寄居駅南観光トイレ	寄居駅南観光トイレ	H5	W造			○				
9	トイレ	かわせみ河原観光トイレ	かわせみ河原観光トイレ	H17	W造		○					
10	トイレ	桜沢駅公衆用トイレ	桜沢駅公衆用トイレ	H1	CB造			○				
11	トイレ	大正池観光トイレ	大正池観光トイレ	H21	W造	○						
12	トイレ	少林寺観光トイレ	少林寺観光トイレ	H10	RC造		○					
13	トイレ	善導寺観光トイレ	善導寺観光トイレ	H15	RC造		○					
14	トイレ	浄福寺観光トイレ	浄福寺観光トイレ	H11	RC造		○					
15	トイレ	本曲輪観光トイレ	本曲輪観光トイレ	H13	W造		○					
16	トイレ	男衾駅東口トイレ	男衾駅東口トイレ	H28	S造	○						
17	トイレ	男衾駅西口トイレ	男衾駅西口トイレ	H28	S造	○						
18	その他	文化財保管庫	文化財保管庫（西）	不明	W造							○
	その他	文化財保管庫	文化財保管庫（東）	不明	S造							○
19	その他	旧シルバー人材センター	旧シルバー人材センター事務所	不明	W造							○
20	その他	体育館裏倉庫	体育館裏倉庫	不明	W造							○
21	その他	かわせみ河原環境美化管理所	かわせみ河原環境美化管理所	H9	W造		○					
22	その他	かわせみ河原ゴミ集積施設	かわせみ河原ゴミ集積施設	H9	W造		○					
23	その他	文化財保管庫	文化財保管庫	H9	W造		○					
	その他	文化財保管庫	文化財保管庫（旧役場機械室）	H9	W造		○					

※構造：RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造  
 ※各施設に附属する倉庫、トイレ等の小規模な建物を除く

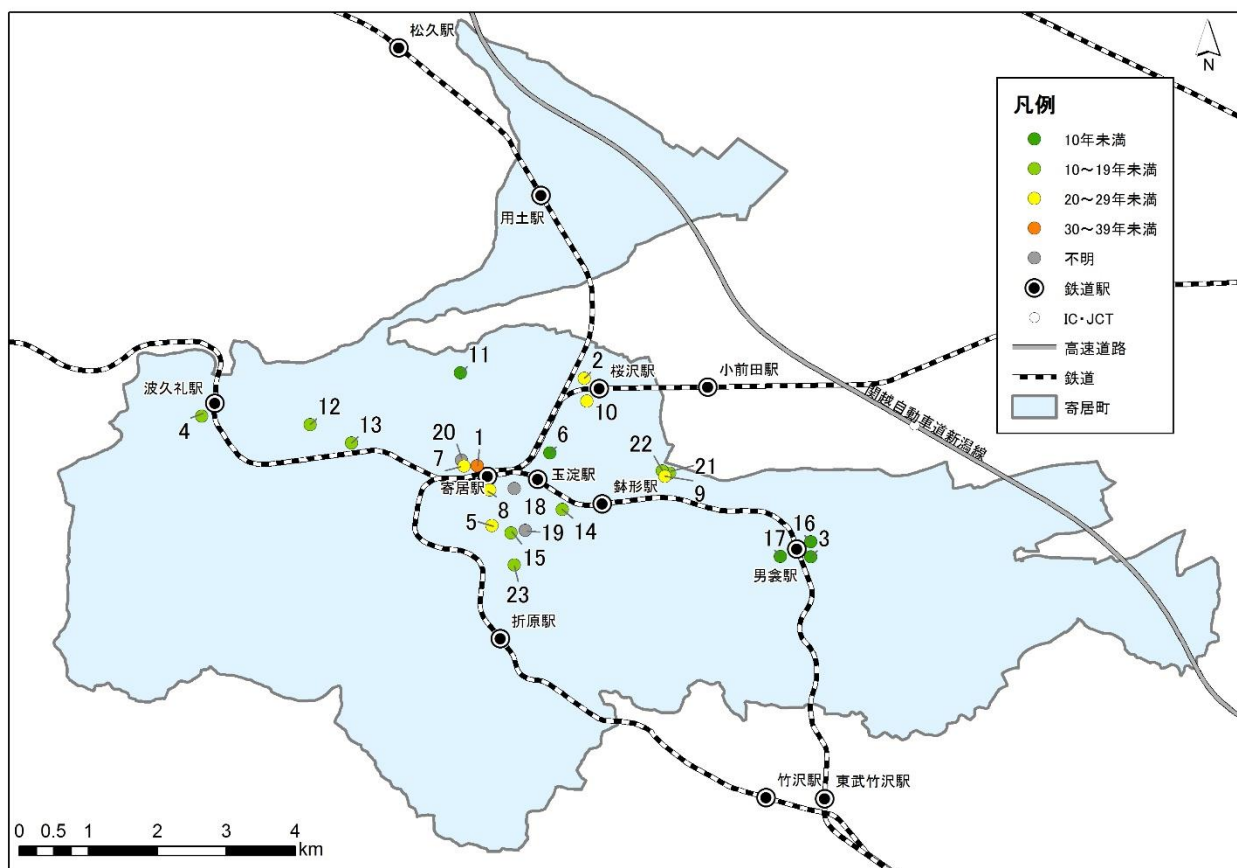
## 【現状と課題】

- その他は、「自由通路」「トイレ」「その他」に分類される。
- 自由通路は、「寄居駅南北自由通路」と「桜沢駅自由通路」があり、駅利用者の減少などにより、自由通路利用者は減少していくものと想定される。また、2016（平成 28）年7月に「男衾駅東西自由通路」が供用開始した。
- 「寄居駅南北自由通路」については、1983（昭和 58）年架設であり、老朽化が進んでいるため、計画的な点検・診断・改修等が必要である。
- 1988（昭和 63）年架設の「桜沢駅自由通路」については、2014（平成 26）年に詳細点検を委託業務で行い、速やかに改修等が必要との調査結果を得ている。

## 【基本的な方針】

- ◆老朽化が進んでいる自由通路は、点検診断と診断に基づく改修等を計画的に実施し、施設の安全を確保する。
- ◆「文化財保管庫（西）（東）」については、収容物の移転先を決定の上、廃止を検討する。廃止する場合には、跡地活用についても検討する。
- ◆「旧シルバー人材センター」については、利用状況を踏まえつつ、将来的な廃止も検討する。
- ◆「トイレ」「その他」の施設においては、日常の目視点検等により適切な維持管理を行う。

図 3-18 施設分布（その他）



### 3-3 インフラ資産

インフラ資産の施設類型ごとの基本的な方針を以下に示す。

#### (1) 道路

##### 【現状】

○道路の総延長は775.9kmであり、内訳は、一級が町道40.7km、二級が町道36.0km、自転車歩行者道が28.8km、その他町道が670.4kmとなっている。なお、舗装道の延長は393.4kmあり、アスファルトの再敷設等を行っていないため劣化が著しく、未舗装の道路も局地的な大雨などにより洗掘されている。道路付属物も老朽化している。

##### 【基本的な方針】

- ◆事後における改修等から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等費用の平準化を図る。
- ◆町民の生活の身近にある道路については、安全性の確保・向上に必要な場合において道路の拡幅改修等や側溝整備等を実施していく。また、日常の目視点検、清掃や植栽の管理など、町民と行政の協働による道路の維持管理を進める。

#### (2) 橋りょう

##### 【現状】

○本町の橋りょうは310箇所あり、総延長が2,836m、総面積14,490㎡となっており、その多くは老朽化し、建設年度も不明なものが半数を超えている。

##### 【基本的な方針】

- ◆橋長の長い24橋については、「寄居町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的、効率的に橋りょうの維持管理を行う。残る286橋については、5年毎に行う点検により、損傷箇所等の早期発見に努め、維持・改修等、架替えに係る費用を縮減し、合理的な維持管理の実現を目指す。

#### (3) 上水道施設

##### 【現状】

- 上水道施設は、浄水場、取水塔、分水場、配水場、ポンプ場等の付帯施設と管路212kmが布設されている。
- 付帯施設は、職員が日常、巡回による点検を実施し、改修等が必要な個所を発見次第、改修等を実施している。また、専門的な保守点検は、業者委託をしている。
- 「象ヶ鼻浄水場」は、5年後に耐用年数を迎えるが、更新時における施設規模は、廃止・統合等を含め、多角的な観点から決定する必要がある。

### 【基本的な方針】

- ◆施設・財政両面で健全性を確保していくため、「寄居町水道ビジョン」に基づき、水道施設のライフサイクルコストの低減や経費の平準化を図るとともに、中長期的の財政支出見通しを立てるため、アセットマネジメントを導入する。
- ◆老朽化した施設の更新は、「寄居町水道ビジョン」に基づくリスクベースメンテナンスの考え方を活用し、リスクの高いものから実施する。
- ◆運営基盤強化のため、「埼玉県水道ビジョン」に沿った大里郡、児玉郡の3市4町による広域化の推進を図る。

## （４）下水道施設

### 【現状】

- 下水道施設は、管路 68.2km が布設されている。

### 【基本的な方針】

- ◆施設・財政両面で健全性を確保していくため、アセットマネジメントを実施し、今後の収支バランスを考慮した施設更新計画を策定し、効率的な管理運営を目指す。

## （５）公園

### 【現状】

- 公園は 55 箇所開設されており、総面積は 900,519 m<sup>2</sup>となっている。「寄居運動公園」は 1972（昭和 47）年度に供用開始されており、それ以外の街区公園は、いずれも 1998（平成 10）年度以降に供用開始されている。

### 【基本的な方針】

- ◆今後、公園施設の長寿命化計画を作成することによって、公園の適切な維持管理に努めるとともに、町民と協働して管理する公園を目指し、支援体制の充実に努める。

## （６）林道

### 【現状】

- 林道の延長は 7,805m、面積は 23,524 m<sup>2</sup>となっている。

### 【基本的な方針】

- ◆事後における改修等から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等費用の平準化を図る。

## (7) 農業集落排水

### 【現状】

○農業集落排水は、付帯施設が3施設あり、管路35,127mが布設されている。

### 【基本的な方針】

◆施設・財政の両面で健全性を確保していくため、アセットマネジメントを実施し、今後の収支バランスを考慮した施設更新計画を策定し、計画的かつ効率的な管理運営を目指す。

## (8) 河川

### 【現状】

○町が管理する準用河川は、西藤治川、明神川、長久院川の3本あり、総延長が13kmとなっている。どの河川も老朽化による護岸の劣化が著しい。普通河川や水路も、構造物のある流路は老朽化しており、自然護岸は洗掘による崩落も随所で発生している。

### 【基本的な方針】

◆河川は、劣化や疲労等の経年的な損傷に比例して、降雨・地震等の災害や人的な事故等の発生に起因することから、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ることを基本として管理する。

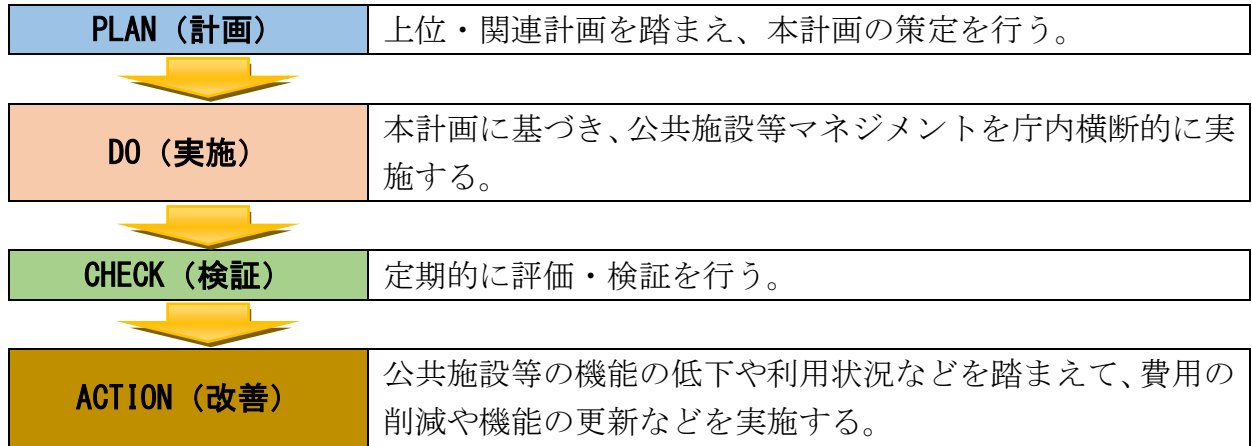
◆更新を効果的・効率的に実施していくために、予防保全型による維持管理を適正に行うとともに、経済性・効率性に鑑みながら、必要に応じて改修計画等の策定を行う。



## 第4章 公共施設等マネジメントの推進の方針

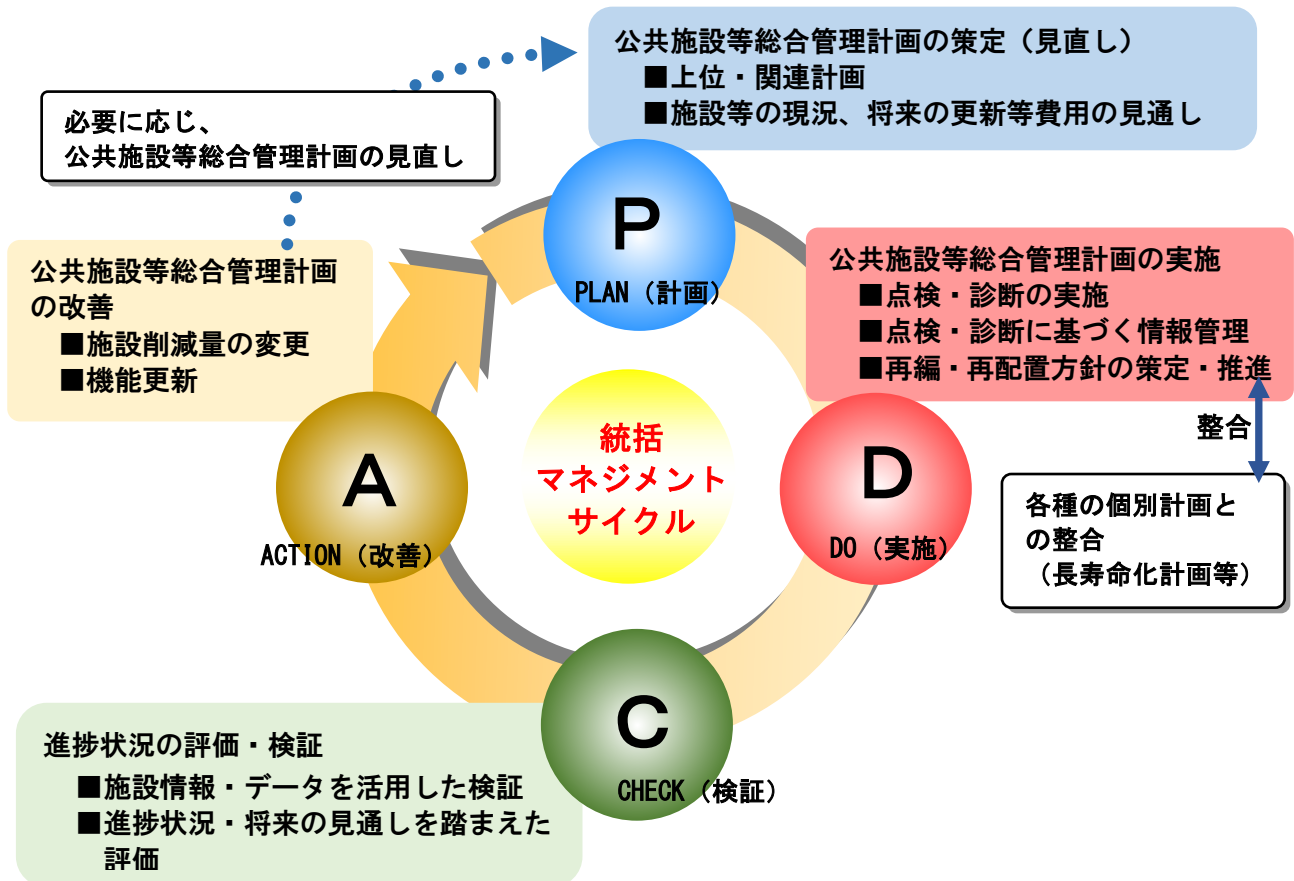
### 4-1 フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示すPDCAサイクルを実施する。



さらに、必要に応じて「PLAN (計画)」を見直す。

図 4-1 フォローアップの実施イメージ



## 4-2 財源確保の方針

本計画を着実に進めていくためには、更新等に係る費用を確保する必要がある。財源には限りがあるとともに、今後、減少していくことが見込まれているため、将来に備えて、その確保の方針を以下に示す。

### (1) 基金の積み立て

○将来にわたって安定的に公共施設を更新等できるように、基金への積み立てを行い、町の公共施設等の更新等に要する財源の確保に努める。

### (2) 国・県の補助制度等の活用

○公共施設の管理等において、国・県の補助制度等を活用し、本町の財政負担の軽減を図る。

### (3) 民間事業者との連携

○公共施設の新たな整備や更新、運営等において、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を積極的に活用するPPP、PFIの導入について検討し、支出の削減と適正な水準の確保を図る。

○民間施設を活用するなど、公共施設によらない公共サービスの提供についても検討していく。

### (4) 施設等の有効活用

○管理費の財源を確保していくため、施設使用料の適正化について検討する。

○民間への施設利活用の増進に関する提案を求めるとともに、広告事業やネーミングライツなど、施設を有効に活用することによる新たな財源確保について検討する。

### (5) 地元建材の活用

○施設の更新等に際しては、安価で入手しやすい地元産木材などを建材として活用し、財政負担の軽減を図る。

## 資料編

## 資料1 公共施設の将来更新等費用の試算条件

公共施設の将来更新等費用は、以下の条件に基づき試算する。

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建て替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆建築後、60年で更新（建て替え）を実施
- ◆建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆2015（平成27）年度時点で大規模改修の実施年の30年を経過している施設は、積み残しとして2016（平成28）年から10年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆更新（建て替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 資-1 公共施設の更新費用の単価

用途	大規模改修	更新(建替え)
町民文化系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
社会教育系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>
産業系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
学校教育系施設	17 万円/m <sup>2</sup>	33 万円/m <sup>2</sup>
子育て支援施設	17 万円/m <sup>2</sup>	33 万円/m <sup>2</sup>
保健・福祉施設	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>
行政系施設	25 万円/m <sup>2</sup>	40 万円/m <sup>2</sup>
公営住宅	17 万円/m <sup>2</sup>	28 万円/m <sup>2</sup>
公園	17 万円/m <sup>2</sup>	33 万円/m <sup>2</sup>
供給処理施設	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>
その他	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

## 資料2 インフラ資産の将来の更新等費用の試算条件

### (1) 道路

- ◆更新年数
  - ・15年
  - ※舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12~20年の年数を踏まえて15年とする
- ◆更新費用
  - ・全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定
- ◆更新費用単価
  - ・道路(1級、2級、その他): 4,700円/m<sup>2</sup>
  - ・自転車歩行者道: 2,700円/m<sup>2</sup>

### (2) 橋りょう

- ◆耐用年数
  - ・60年
- ◆更新費用単価
  - ・448千円/m<sup>2</sup>
- ◆建設年度が不明の橋りょう
  - ・2016(平成28)年から2055年の40年間で処理
- ◆耐用年数を超過している橋りょう
  - ・試算時点で更新年数を既に経過している場合: 2016年から5年で処理(更新費を5年間で均等に振り分け)

### (3) 上水道

- ◆耐用年数
  - ・40年
- ◆更新費用単価
  - ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
- ◆建設年度が不明の上水道管
  - ・2016(平成28)年から2055年の40年間で処理(更新費を40年間で均等に振り分け)
- ◆耐用年数を超過している上水道管
  - ・試算時点で更新年数を既に経過している場合: 2016年から5年で処理(更新費を5年間で均等に振り分け)
- ◆上水処理施設
  - ・建築後60年で更新、30年で大規模改修を実施
  - ・更新(建て替え)費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の36万円/m<sup>2</sup>、20万円/m<sup>2</sup>を採用

表 資-2 上水道管の更新費用の単価

管種	管径	更新単価 (千円/m)	管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm未満	100	配水管	50mm以下	97
	300～500mm未満	114		75mm以下	97
	500～1000mm未満	161		100mm以下	97
	1000～1500mm未満	345		125mm以下	97
	1500～2000mm未満	742		150mm以下	97
	2000mm未満	923		200mm以下	100
送水管	300mm未満	100		250mm以下	103
	300～500mm未満	114		300mm以下	106
	500～1000mm未満	161		350mm以下	111
	1000～1500mm未満	345		400mm以下	116
	1500～2000mm未満	742		450mm以下	121
	2000mm未満	923		500mm以下	128
				550mm以下	128
				600mm以下	142
				700mm以下	158
				800mm以下	178
				900mm以下	199
				1000mm以下	224
				1100mm以下	250
				1200mm以下	279
			1350mm以下	628	
			1500mm以下	678	
			1650mm以下	738	
			1800mm以下	810	
			2000mm以下	923	

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

#### (4) 下水道

- ◆耐用年数
  - ・50年
- ◆更新費用単価
  - ・134千円/m（「公共施設等更新費用試算ソフト」の「布設替え」の単価を採用）
- ◆建設年度が不明の下水道管
  - ・2016（平成28）年から2055年の40年間で処理（更新費を40年間で均等に振り分け）
- ◆耐用年数を超過している下水道管
  - ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：2016年から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）

### 資料3 公共施設に関する町民アンケート調査結果（概要）

#### 1 調査概要

##### （1）調査目的

公共施設等の総合的・計画的な管理を推進することを目的とする「公共施設等総合管理計画」の策定にあたって、町民の施設サービス（機能）に対するニーズを把握し、計画策定に反映させることを目的とします。

##### （2）調査票配布数

2,000 票

##### （3）調査方法

郵送配布による無記名式アンケート調査

配布にあたって、寄居町の公共施設を取り巻く現況を解説した参考資料を添付

##### （4）調査対象者

2016（平成 28）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳より無作為抽出した 20 歳以上の町民

2,000 人

##### （5）調査期間

2016 年 2 月 1 日（月）～ 2016 年 2 月 26 日（金）

##### （6）調査項目

問 1 「公共施設」の利用状況について

問 2 今後の「公共施設」の総合的、保全・活用の方策について

問 3 今後の「公共施設」の整備や維持管理・運営の進め方について

問 4 今後削減が妥当と考えられる「公共施設」について

問 5 「公共施設（建物）」と「インフラ施設」の更新等に関する考えについて

問 6 「インフラ施設」の総合的、保全・活用の方策について

その他自由意見

回答者の属性

##### （7）調査票回収数

661 人 回答率 33.0%（配布数 2,000 票）

(8) 調査結果の見方

①回答率の表記について

回答率（各回答の百分比）は少数点以下第2位を四捨五入しています。また、グラフ中、四捨五入で「0」となるものは数値表示を省略しています。

②単数回答の百分率について

単数回答の百分比は、四捨五入のため合計が100%にならないことがあります。

③複数回答の百分率について

複数回答は回答者数を基数としているため、百分比の合計が100%を上回ることがあります。

④標本誤差について

アンケート調査は標本調査であり、一定の範囲で誤差が含まれる可能性があります。それは次式によって与えられます。

$$\text{標本誤差} = \pm 1.96 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

$$\left[ \begin{array}{l} p = \text{回答率} \\ N = \text{母集団数} \\ n = \text{有効回収数} \end{array} \right.$$

回答率(p) \ 有効回収数(n)	10%または90%前後	20%または80%前後	30%または70%前後	40%または60%前後	50%前後
661	± 2.29 %	± 3.05 %	± 3.49 %	± 3.73 %	± 3.81 %

※回答率：各設問に回答した人の割合

※有効回収数：調査後に回収した回答から無効なものを除いた回収数

※上表は  $\frac{N-n}{N-1} \doteq 1$  として算出しています。

なお、この表の計算式の信頼度は95%です。

標本誤差とは、今回のように全体（母集団）の中から一部を抽出して行う標本調査では、全体を対象に行った調査と比べ、一定の範囲で誤差が含まれる可能性があります。

この誤差は、標本の抽出方法や標本数によって異なりますが、その誤差を数学的に計算することが可能です。その計算式を今回の調査に当てはめて算出したのが上表となっております。

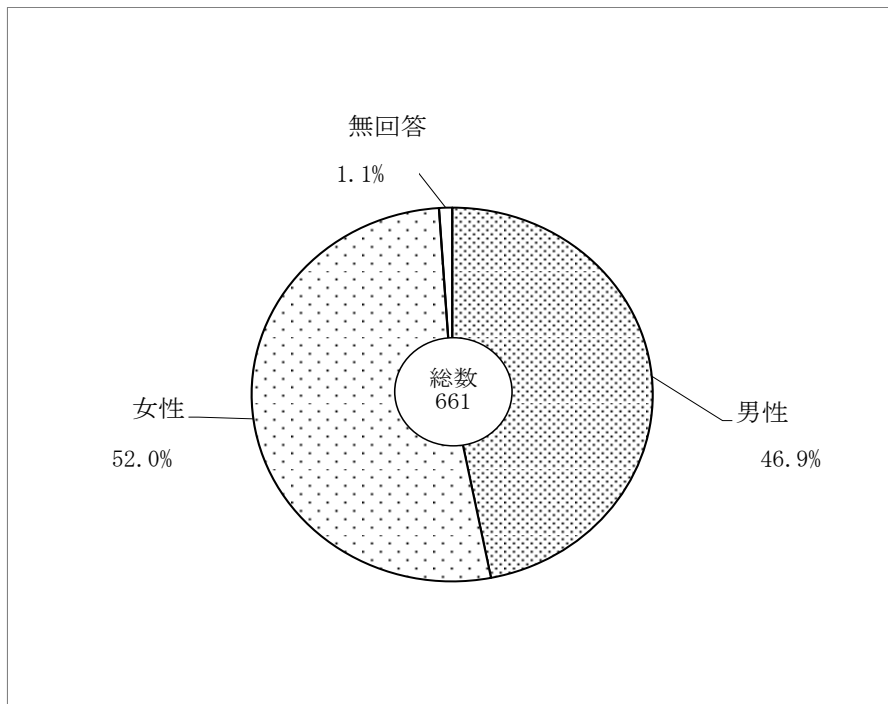
例として、回答率が33%前後の場合、誤差は±3.49%程度となります。これは、この回答率の真の値は29.5~36.5%（33±3.49%）の間に含まれることを意味します。



## 【回答者の属性】

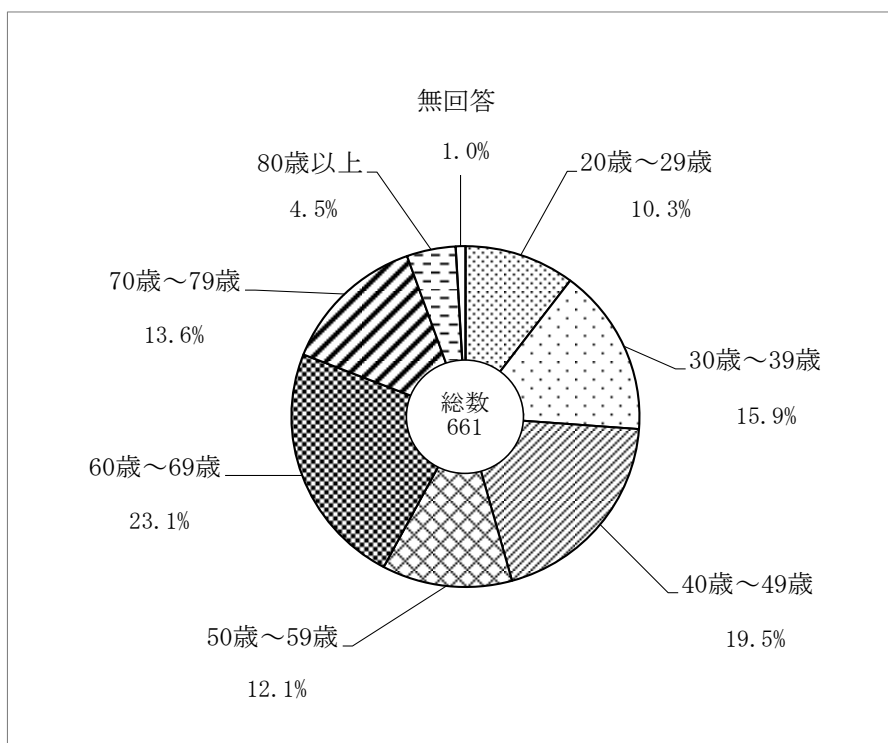
### ① 性別

「女性」が52.0%、「男性」が46.9%となっています。



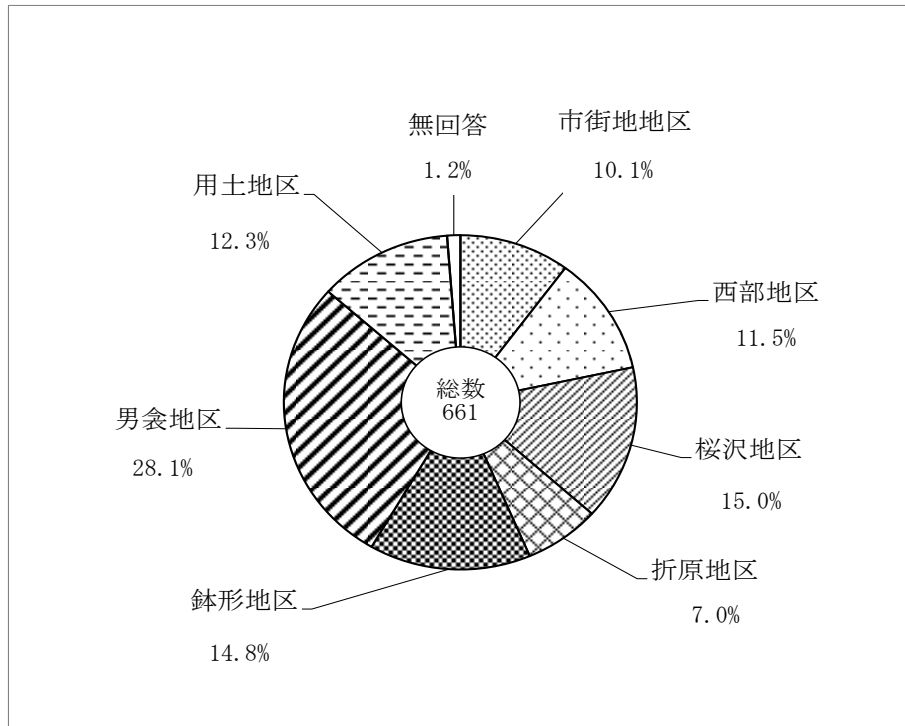
### ② 年齢

「60歳～69歳」が23.1%で最も多く、次いで「40歳～49歳」19.5%、「30歳～39歳」15.9%となっています。



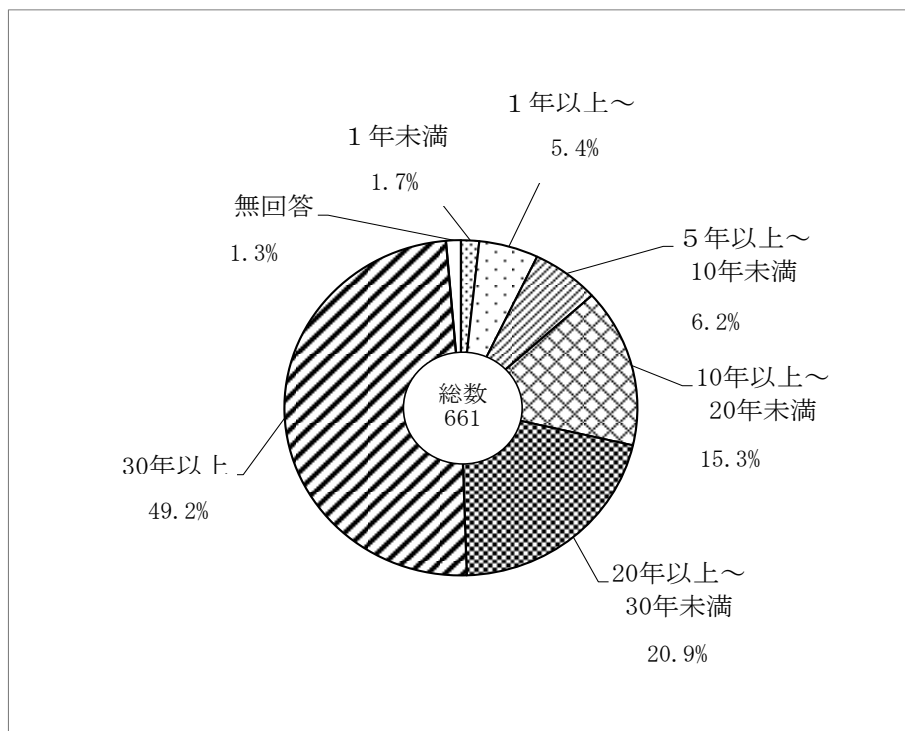
### ③ 居住地区

「男衾地区」が28.1%で最も多く、次いで「桜沢地区」(15.0%)、「鉢形地区」(14.8%)、「用土地区」(12.3%)の順になっています。



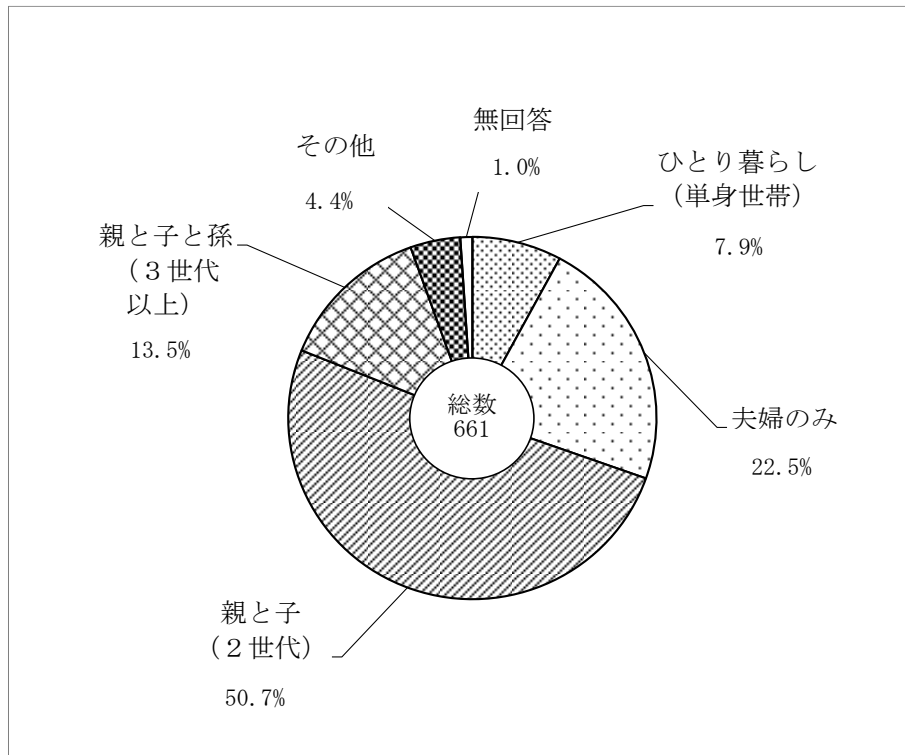
### ④ 居住年数

「30年以上」が49.2%で最も多く、次いで「20年以上～30年未満」(20.9%)、「10年以上～20年未満」(15.3%)、「5年以上～10年未満」(6.2%)の順になっています。



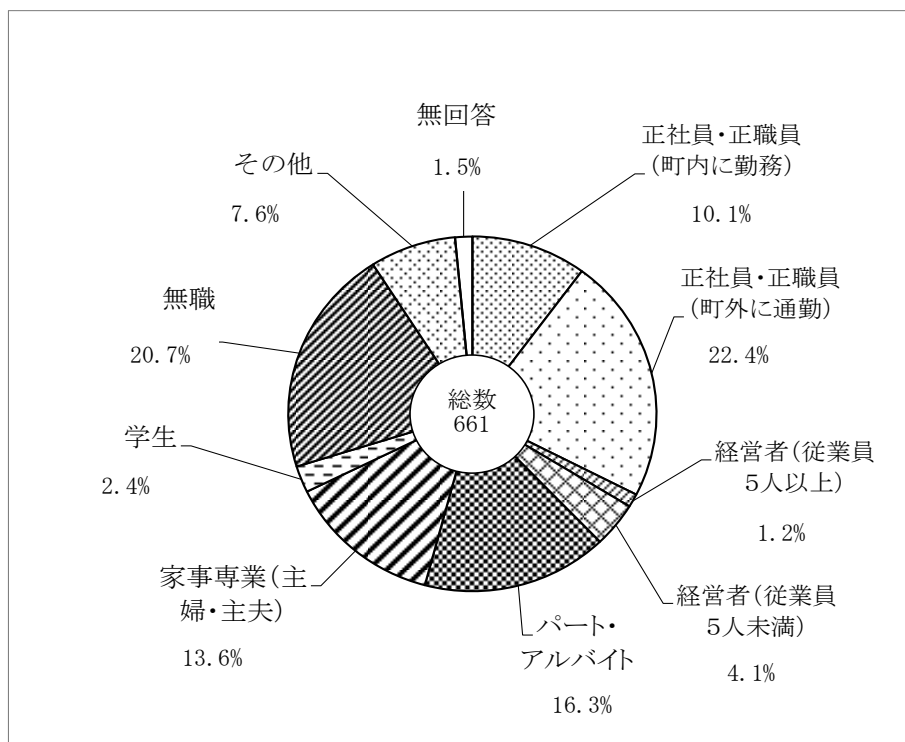
### ⑤ 家族構成

「親と子（2世代）」が50.7%で最も多く、次いで「夫婦のみ」（22.5%）、「親と子と孫（3世代以上）」（13.5%）、「ひとり暮らし（単身世帯）」（7.9%）となっています。



### ⑥ 職業

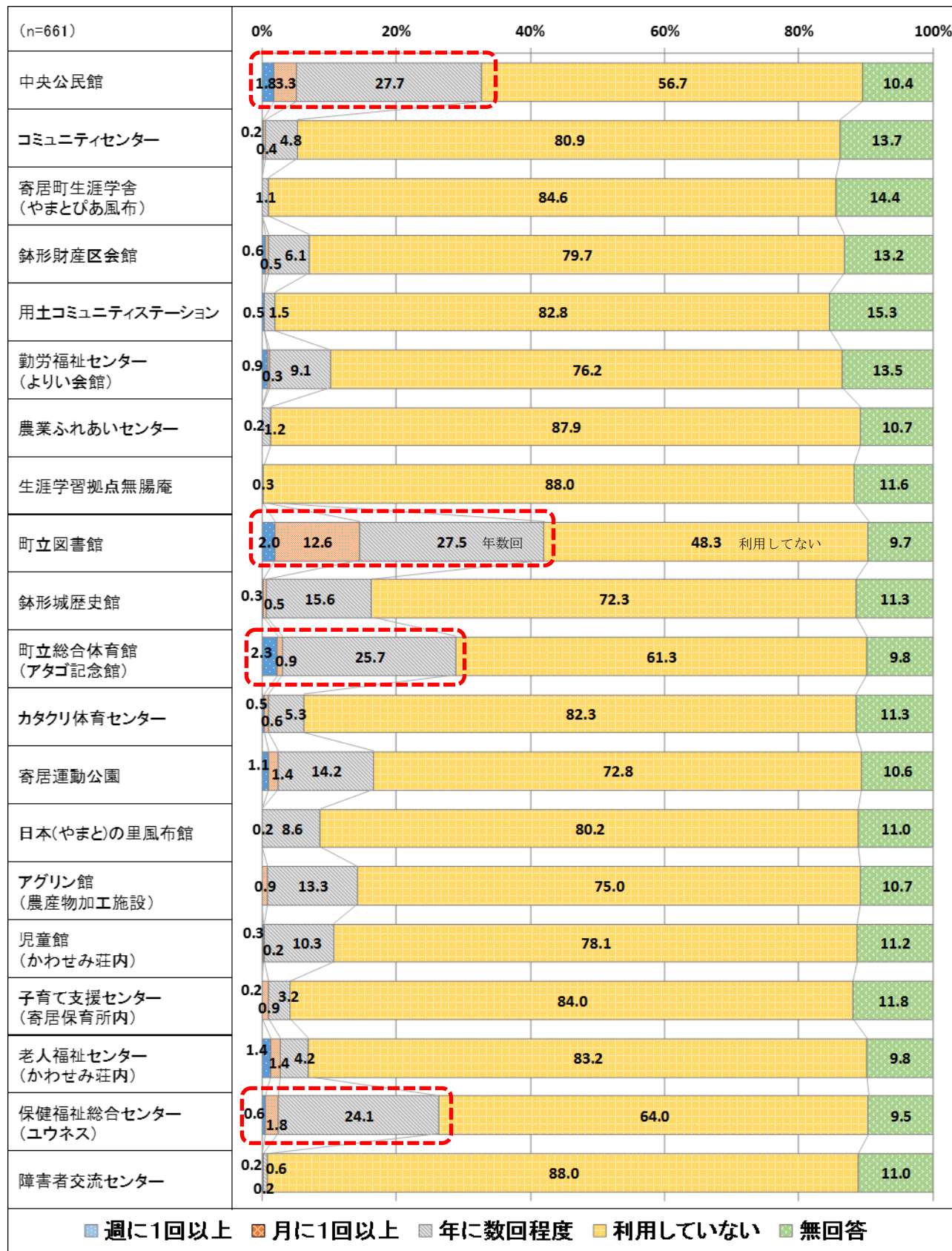
「正社員・正職員（町外に通勤）」が22.4%で最も多く、次いで「無職」（20.7%）、「パート・アルバイト」（16.3%）、「家事専業（主婦・主夫）」（13.6%）となっています。



## 【問1】「公共施設」の利用状況について

### ① 利用頻度

「週に1回以上」「月に1回以上」「年に数回程度」の利用状況が多い施設は、「町立図書館」(42.1%)、「中央公民館」(32.8%)、「町立総合体育館（アタゴ記念館）」(28.9%)、「保健福祉総合センター（ユウネス）」(26.5%) でした。



② 利用していない理由（「利用してない」を選択した施設を対象。複数回答3つまで）

全ての施設で「利用する機会がない」という理由の選択が最も多く、次いで「施設の存在を知らない」、「サービス内容を知らない」の割合が多くなっています。

囲みは、各項目別の回答割合上位3つを示しています。

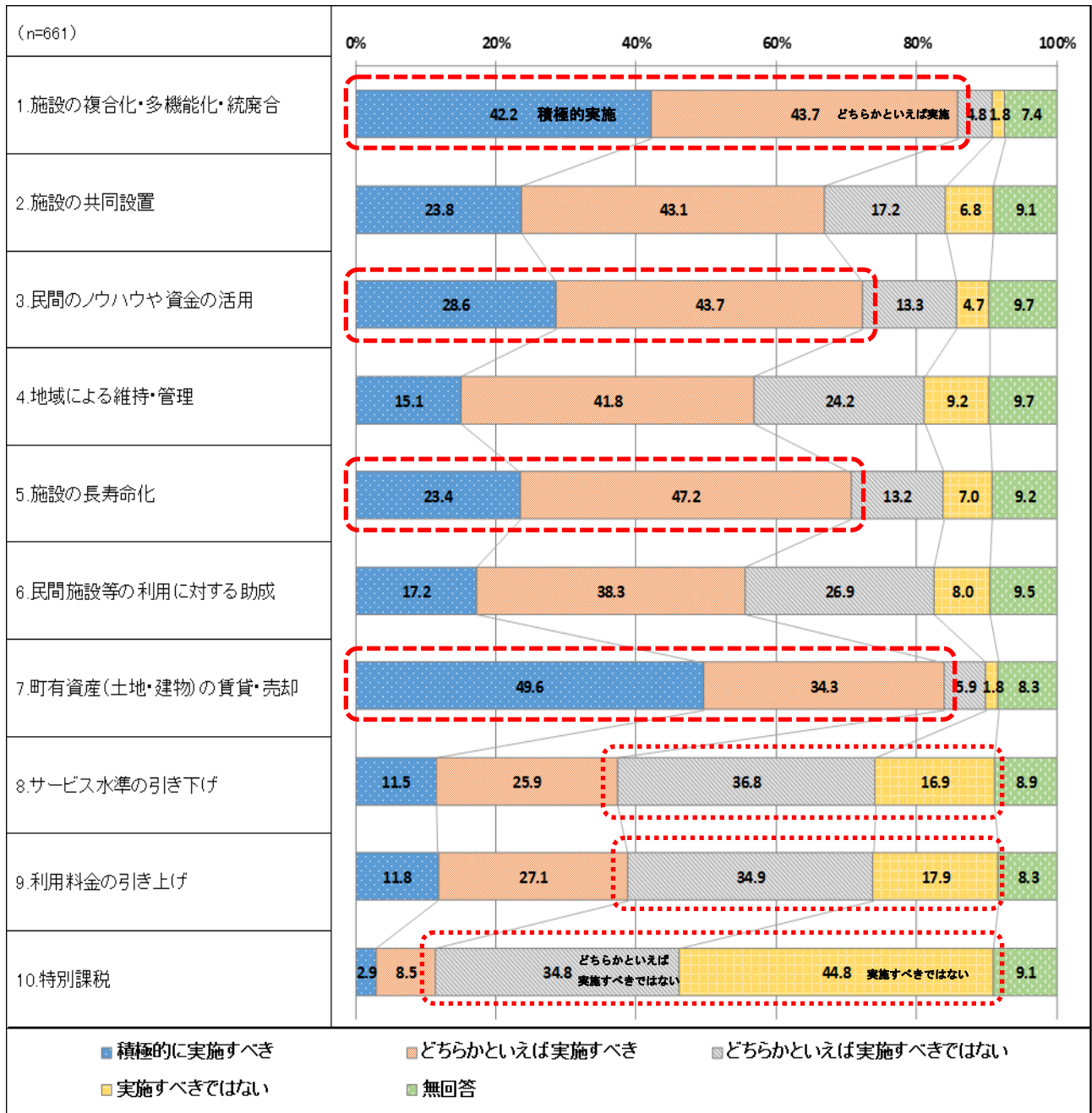
項目	利用する機会がない	施設の存在を知らない	サービス内容を知らない	利用時間に不満	利用料金に不満	設備に不満	他自治体の類似施設を利用	民間の類似施設を利用	アクセスが不便	無回答	合計	
中央公民館	回答数	350	26	66	6	1	3	9	3	12	5	375
	割合(%)	93.3	6.9	17.6	1.6	0.3	0.8	2.4	0.8	3.2	1.3	100.0
コミュニティセンター ※	回答数	2,738	855	473	18	1	5	88	20	82	75	3,210
	割合(%)	85.3	26.6	14.7	0.6	0.0	0.2	2.7	0.6	2.6	2.3	100.0
寄居町生涯学舎（やまとびあ風布）	回答数	456	184	109	3	-	-	10	3	20	15	559
	割合(%)	81.6	32.9	19.5	0.5	-	-	1.8	0.5	3.6	2.7	100.0
鉢形財産区会館	回答数	434	179	95	3	-	-	9	4	12	15	527
	割合(%)	82.4	34.0	18.0	0.6	-	-	1.7	0.8	2.3	2.8	100.0
用土コミュニティステーション	回答数	454	172	88	3	-	-	9	2	13	14	547
	割合(%)	83.0	31.4	16.1	0.5	-	-	1.6	0.4	2.4	2.6	100.0
勤労福祉センター（よりの会館）	回答数	440	105	95	3	-	-	7	3	9	11	504
	割合(%)	87.3	20.8	18.8	0.6	-	-	1.4	0.6	1.8	2.2	100.0
農業ふれあいセンター	回答数	468	214	103	1	-	-	3	2	6	22	581
	割合(%)	80.6	36.8	17.7	0.2	-	-	0.5	0.3	1.0	3.8	100.0
生涯学習拠点 無腸庵	回答数	461	225	111	1	-	-	4	3	5	20	582
	割合(%)	79.2	38.7	19.1	0.2	-	-	0.7	0.5	0.9	3.4	100.0
町立図書館	回答数	282	18	17	4	-	3	7	9	10	17	319
	割合(%)	88.4	5.6	5.3	1.3	-	0.9	2.2	2.8	3.1	5.3	100.0
鉢形城歴史館	回答数	429	43	50	4	6	2	3	4	12	21	478
	割合(%)	89.7	9.0	10.5	0.8	1.3	0.4	0.6	0.8	2.5	4.4	100.0
町立総合体育館（アタゴ記念館）	回答数	367	27	44	3	1	1	5	4	3	16	405
	割合(%)	90.6	6.7	10.9	0.7	0.2	0.2	1.2	1.0	0.7	4.0	100.0
カタクリ体育センター	回答数	471	118	71	2	-	-	7	5	9	19	544
	割合(%)	86.6	21.7	13.1	0.4	-	-	1.3	0.9	1.7	3.5	100.0
寄居運動公園	回答数	438	51	53	1	-	3	5	5	17	15	481
	割合(%)	91.1	10.6	11.0	0.2	-	0.6	1.0	1.0	3.5	3.1	100.0
日本（やまと）の里風布館	回答数	465	80	70	1	-	-	3	3	24	21	530
	割合(%)	87.7	15.1	13.2	0.2	-	-	0.6	0.6	4.5	4.0	100.0
アグリ館（農産物加工施設）	回答数	431	82	70	2	2	6	9	9	37	17	496
	割合(%)	86.9	16.5	14.1	0.4	0.4	1.2	1.8	1.8	7.5	3.4	100.0
児童館（かわせみ荘内）	回答数	465	63	50	2	-	4	2	3	11	20	516
	割合(%)	90.1	12.2	9.7	0.4	-	0.8	0.4	0.6	2.1	3.9	100.0
子育て支援センター（寄居保育所内）	回答数	502	86	55	1	-	-	2	1	2	21	555
	割合(%)	90.5	15.5	9.9	0.2	-	-	0.4	0.2	0.4	3.8	100.0
老人福祉センター（かわせみ荘内）	回答数	496	68	62	1	-	-	3	5	10	20	550
	割合(%)	90.2	12.4	11.3	0.2	-	-	0.5	0.9	1.8	3.6	100.0
保健福祉総合センター（ユウネス）	回答数	370	63	52	1	-	-	3	4	11	18	423
	割合(%)	87.5	14.9	12.3	0.2	-	-	0.7	0.9	2.6	4.3	100.0
障害者交流センター	回答数	500	153	78	1	-	-	2	2	5	22	582
	割合(%)	85.9	26.3	13.4	0.2	-	-	0.3	0.3	0.9	3.8	100.0

※コミュニティセンターは西部、桜沢、折原、鉢形、男衾、用土それぞれの回答をまとめているため、回答数が多くなっています。

## 【問2】今後の「公共施設」の総合的、保全・活用の方策について

「積極的に実施すべき」「どちらかといえば実施すべき」を多い順にみると、「1 施設の複合化・多機能化・統廃合」(85.9%)、「7 町有資産(土地・建物)の賃貸・売却」(83.9%)、「3 民間のノウハウや資金の活用」(72.3%)、「5 施設の長寿命化」(70.6%)であった。

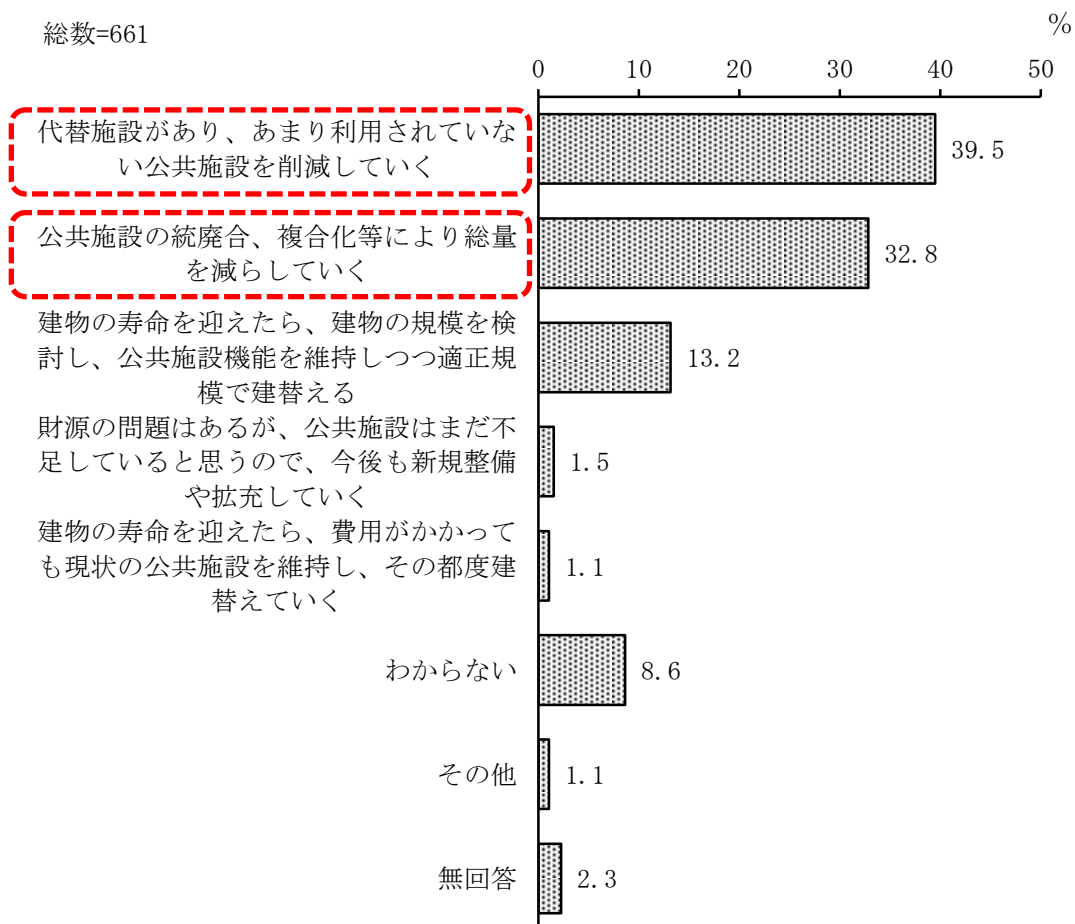
また、「どちらかといえば実施すべきではない」「実施すべきではない」は、「10 特別課税」(79.6%)、「8 サービス水準の引き下げ」(53.7%)、「9 利用料金の引き上げ」(52.8%)であった。



### 【問3】今後の「公共施設」の整備や維持管理・運営の進め方について

「代替施設があり、あまり利用されていない公共施設を削減していく」が39.5%で最も多く、次いで「公共施設の統廃合、複合化等により総量を減らしていく」が32.8%、「建物の寿命を迎えたら、建物の規模を検討し、公共施設機能を維持しつつ適正規模で建替える」が13.2%でした。

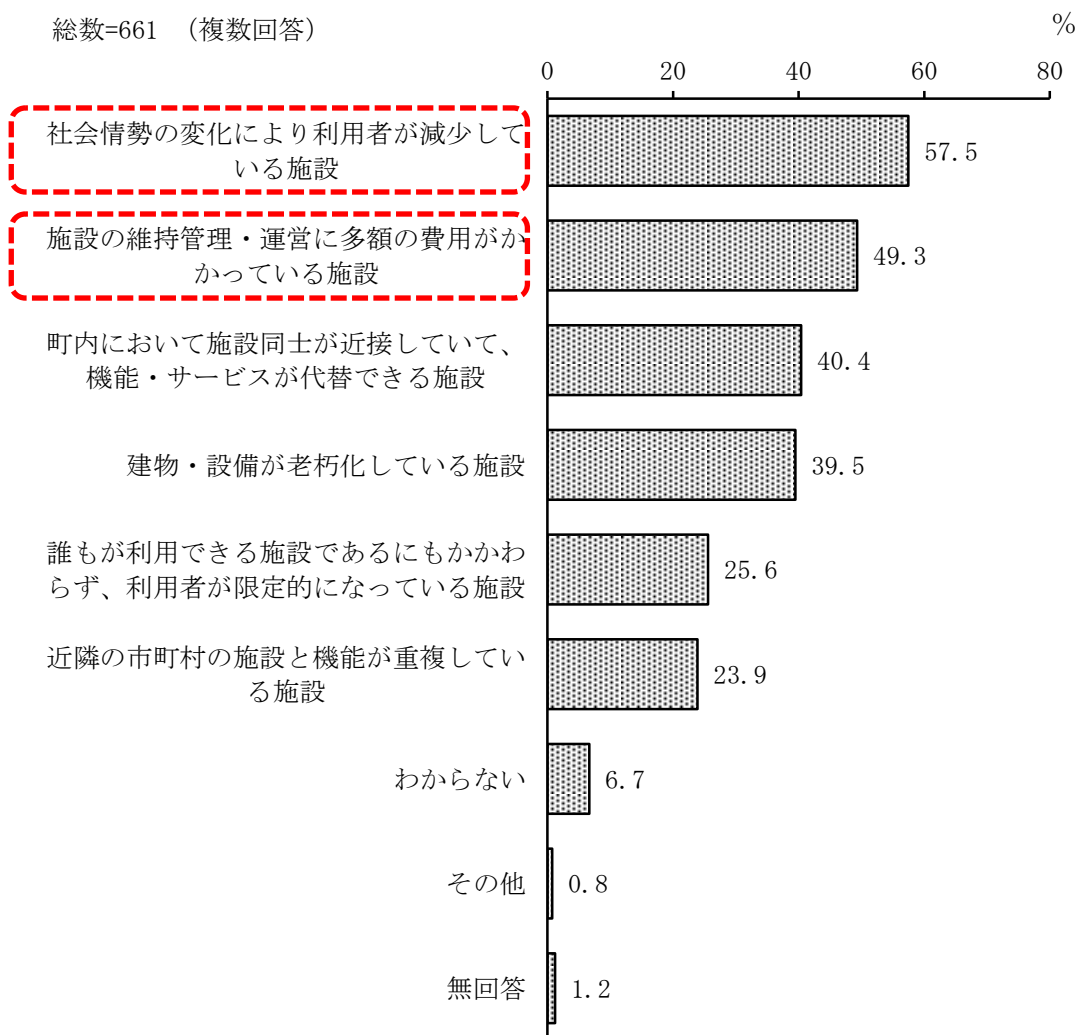
問3. 今後の公共施設の整備や維持管理・運営の進め方



#### 【問4】 今後削減が妥当と考えられる「公共施設」について

「社会情勢の変化により利用者が減少している施設」が57.5%で最も多く、「施設の維持管理・運営に多額の費用がかかっている施設」が49.3%、「町内において施設同士が近接していて、機能・サービスが代替できる施設」が40.4%でした。

問4. 今後、削減することが必要になると考えられる施設

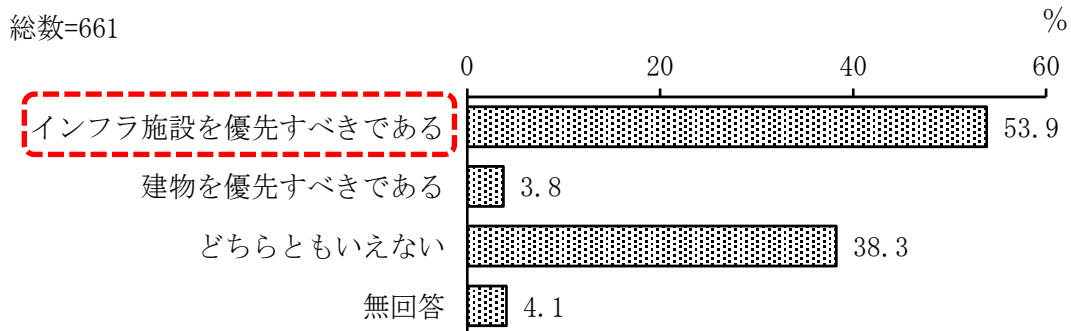




### 【問5】「公共施設(建物)」と「インフラ施設」の更新等に関する考えについて

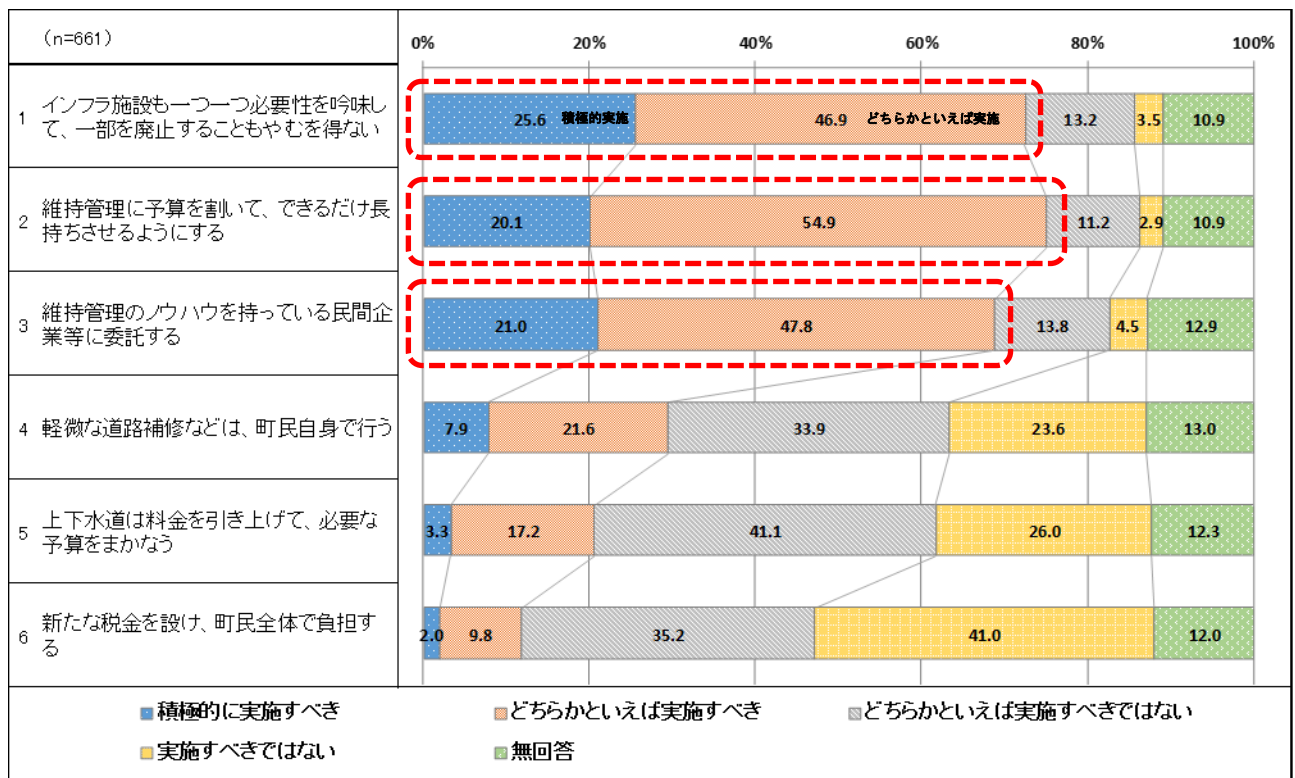
「インフラ施設を優先すべきである」が53.9%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が38.3%であった。

#### 問5. 建物とインフラ施設に関する考え



### 【問6】「インフラ施設」の総合的、保全・活用の方策について

「積極的に実施すべき」「どちらかといえば実施すべき」で、多い順にみると「維持管理に予算を割いて、できるだけ長持ちさせるようにする。」(75.0%)、「インフラ施設も一つ一つ必要性を吟味して、一部を廃止することもやむを得ない。」(72.5%)、「維持管理のノウハウを持っている民間企業等に委託する。」(68.8%)の順になっている。



## 資料4 用語集

用語（五十音別）		説明
あ	アセットマネジメント	資産（アセット）を効率よく管理・運用（マネジメント）すること。もともとは個人や企業の金融資産や不動産などのリスク資産を管理する業務を指すものであったが、公共サービスにおいて、施設の老朽化対策を含め公共施設等を適正かつ計画的に管理・運用することにも適用されるようになった。
か	改修等	<p>「補修」「修繕」「改修」を総称して「改修等」としている。なお、それぞれの語句を次のとおり定義している。</p> <p><b>【補修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壊れたり、傷んだりした部分を補い、繕う行為をいう。また、災害などによる突発的な改修等がこれに含まれる。</li> <li>・施設を使用する上で支障のない、最低限のレベルに回復させることを目標とする。</li> </ul> <p><b>【修繕】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部材や設備の経年劣化部の修理や取替えを行い、劣化した建物又はその部分の性能・機能を実用上支障のない状態まで回復させる行為をいう。</li> <li>・建物の建設当初の水準にまで回復させることを目標とする。</li> </ul> <p><b>【改修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事等による性能・機能の回復に加えて、建物の性能を建設当初の水準以上にグレードアップする行為をいう。</li> <li>・建物のバリアフリー化、エントランスの改良、エレベータの新設、耐震化などもこれに該当する。</li> </ul>
	義務的経費	支出が義務的で任意では削減できない経費であり、歳出のうち人件費、公債費、扶助費のことをいう。
	旧耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年5月31日までの建築確認において適用されていた基準を指す。震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても改修等することで生活が可能な構造基準として設定されている。
	繰出金	一般会計から特別会計へ等、会計相互間で支出される経費をいう。
	公債費	地方自治体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金および一時借入金の利子の合算額のことをいう。

用語（五十音別）	説明
	<p>更新等</p> <p>「改修等」と「更新」を総称して「更新等」としている。なお、それぞれの語句を次のとおり定義している。</p> <p><b>【改修等】</b> （「改修等」を参照）</p> <p><b>【更新】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状存在する施設や設備の全部または一部を撤去し、新しい施設や設備を設置することである。</li> <li>・例えば、建築物系施設であれば、建築物の建替えが該当し、インフラ資産であれば、道路舗装の打換えや水道管の布設替えが該当する。</li> </ul>
	<p>コーホート要因法</p> <p>各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法のこと。</p>
	<p>国庫支出金 （都道府県支出金）</p> <p>国や県から市へ交付される補助金等の総称のことである。</p>
さ	<p>事後保全</p> <p>施設の故障が致命的になってから整備事業を実施すること。</p> <p>指定管理者制度</p> <p>地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、多様化する住民ニーズに対応するため、民間事業者などのノウハウを積極的に活用することで、住民サービスの向上と経費の節減を目的とする制度である。</p> <p>修繕</p> <p>（「改修等」を参照）</p> <p>人口の将来展望</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく見通しでは、寄居町の人口は、2060年に約1万7千人まで減少する。人口の将来展望は、人口ビジョンで示す人口減少対策後の目標となる人口である。</p> <p>新耐震基準</p> <p>建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準を指す。震度6強から7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。</p> <p>生産年齢人口</p> <p>15歳以上65歳未満の人口のこと。</p> <p>スケルトンインフィル工法</p> <p>建物の躯体（スケルトン）と、内装や設備（インフィル）とを分離する工法をいい、この工法を取り入れることで、躯体に比べ寿命の短い内装や設備のみを適時に更新していき、結果的に躯体を長く使うことが期待される。</p>
た	<p>大規模改修</p> <p>建物の主要な構造部等（壁、屋根、設備等）の一種以上において、全体の過半を超えて改修等を実施することである。</p>

用語（五十音別）		説明
	地方交付税	国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金のことをいう。
	地方税	住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税など地方自治体が収入する税の総称のことをいう。
	投資的経費	学校、庁舎等、将来に残る施設等を整備するための経費のことである。
な	年少人口	15歳未満の人口のこと。
	延床面積	建築物の各階の床面積の合計のことをいう。
は	PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）	公民が連携して公共サービスの提供を行う計画をいう。PFIはPPPの代表的な手法のひとつ。
	扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費、及び地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費のことをいう。
	物件費	消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託などに要する経費のことをいう。
	PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）	公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。
	補修	（「改修等」を参照）
や	予防保全	施設の故障が致命的になる前に適切な措置を実施すること。
ら	ライフサイクルコスト（LCC）	公共施設等の企画・設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の総額
	リスクベースメンテナンス	リスクを基準に検査およびメンテナンス（検査、改修等、改造、更新など）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法をいう。
	老年人口	65歳以上の人口のこと。